



第4次那覇市男女共同参画計画

(なは男女平等推進プラン)

(那覇市女性活躍推進計画)

(第2次那覇市配偶者等からの暴力の防止

及び被害者支援に関する基本計画)



2019年～2028年

那覇市

なは男女共同参画都市宣言

私たちは、性別、世代、地域を越え、互いに協働し、一人ひとりがいきいきと豊かに暮らせる市民社会の実現をめざし、ここに那覇市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 私たちは、性別にとらわれず一人ひとりが自立し、個性と能力が響きあうまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに仕事、家事、育児、介護を分かれ、責任を担いあえるまちをめざします。
- 1 私たちは、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる分野に男女がともに等しく参画できるまちをめざします。
- 1 私たちは、互いの性を尊重しあい、対等なパートナーとして認めあい、協働できるまちをめざします。
- 1 私たちは、地球環境を守り、世界へ平和を発信し、交流の輪を広げるまちをめざします。

1998年9月28日 那覇市



「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言

(レインボーなは宣言)

人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。

那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざして、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。

平成27年7月19日

那覇市

はじめに

本市は、2005(平成 17)年に「那覇市男女共同参画推進条例」を制定後、2008(平成 20)年に「第3次那覇市男女共同参画計画」を策定し、一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会をめざし、取り組んでまいりました。



この間、国は「DV防止法」、「女性活躍推進法」を施行し、時代の変化に応じたさまざまな施策を展開していますが、依然として、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣行や慣習、政治や政策決定過程における男女差や職業における男女の格差、DVやハラスメント等、多くの課題が残されています。

このたび策定しました「第4次那覇市男女共同参画計画(以下「本計画」)」は、男女共同参画社会基本法に基づき、課題解決に向けた取組や新たなニーズへの対応などを踏まえた計画となるよう、これまで策定を進めてまいりました。

本計画では、「第2次那覇市DV防止計画」を基本目標の一つとして盛り込み、また、女性活躍推進法に基づく本市の「女性活躍推進計画」としても位置づけています。

2015(平成 27)年7月に発表した「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の趣旨・基本理念を新たに盛り込んだほか、本市の上位計画である「第5次那覇市総合計画」との整合性を図り、2018(平成 30)年施行の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」や国・県・市の計画等を勘案し策定しております。

さらに、計画期間 10 年の本計画は、5年後の中間見直しのほか、情勢の変化等にかんがみ、必要に応じて隨時変更できることとしております。

本計画に基づき、「性別、世代、地域を越え、互いに協働し、一人ひとりがいきいきと豊かに暮らせる市民社会の実現」をめざしてまいります。今後も皆様のさらなるご理解とお力添えをお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「那覇市男女共同参画会議」をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民・事業者の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

2019(令和元)年 12 月

那覇市長 城間 幹子

第4次那覇市男女共同参画計画 (なは男女平等推進プラン)

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 那覇市男女共同参画計画策定の概要	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画策定の背景	2
①世界の動き ②国内の動き ③沖縄県の動き ④那覇市の動き	
2. 第4次那覇市男女共同参画計画の位置づけ	9
(1) 計画の性格	9
①本市の条例及び総合計画並びに他部門計画等との整合性	9
②法律、計画等との位置関係	9
(2) 計画の構成と計画期間	11
①計画の構成 ②計画期間	11
(3) 計画の推進	12
①進捗管理	12

第2章 基本計画

1. 計画の基本理念	13
2. 計画の基本的視点	14
(1) 市及び市民等の責務	14
(2) 計画推進のための取組	14
3. 基本目標	15
(1) 人権が尊重される社会づくり	16
(2) 多様な性を尊重する社会づくり	17
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	18
(4) あらゆる分野への女性の活躍推進	19
(5) 暴力のない社会づくり	19

第3章 実施計画

実施計画 担当課一覧	21
計画体系全体図	22
基本目標1 人権が尊重される社会づくり	24
基本課題(1) 固定的な性別役割分担意識の解消	24
基本課題(2) 生涯を通した女性の健康づくりの推進	28
基本課題(3) ひとり親家庭等への支援の充実	30

基本課題（4）貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備	34
基本課題（5）DV等を要因とする子どもの権利・人権の保護	36
基本課題（6）防災への参画の促進	38
基本課題（7）国際社会との協調及び貢献・平和への努力	40
基本目標2 多様な性を尊重する社会づくり	42
基本課題（1）「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言 （レインボーなは宣言）の理念の推進	42
基本課題（2）多様な性を尊重する人権意識の啓発	47
基本課題（3）職場等におけるSOGIハラスメント等の根絶	50
基本課題（4）性の多様性に配慮した環境整備	52
基本課題（5）職場のダイバーシティ（多様性の受容）の推進	54
基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	56
基本課題（1）ワーク・ライフ・バランスの意識啓発及び推進	56
基本課題（2）家事・育児・介護など多様なニーズに対応した支援の拡充	59
基本課題（3）地域活動への参画の促進	62
基本目標4 あらゆる分野への女性の活躍推進	64
基本課題（1）政策・方針決定の場への女性の参画推進	64
基本課題（2）男女均等な雇用機会と待遇の確保	68
基本課題（3）多様で柔軟な働き方・就労の促進	70
基本目標5 暴力のない社会づくり	73
基本課題（1）あらゆる暴力の根絶	73
基本課題（2）DV等防止のための意識啓発と教育の充実	77
基本課題（3）相談体制及び被害者支援体制の充実	79
基本課題（4）関係機関との切れ目ない支援のための連携・協力	83
第4章 推進体制	85
基本課題（1）ダイバーシティを推進する活動拠点施設の機能の拡充	85
基本課題（2）推進体制の充実	87
計画関連指標	90
資料編	93

※用語についての注意

- ①本計画の本文中において使用される「女子」、「婦人」、「女性」については、固有名詞を除いて、現在の学会における統一的な用例として「女性」に統一しています。
- ②本文中に引用される専門用語等については「*」を注記し、巻末の資料編に用語集として記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 那覇市男女共同参画計画策定の概要

(1) 計画策定の目的

本市は、1988（昭和 63）年に「那覇市女性行動計画」を策定して以降、1998（平成 10）年に「第2次那覇市女性行動計画（なは男女平等推進プラン）」を経て、2005（平成 17）年に「那覇市男女共同参画推進条例」制定後は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく計画として、2008（平成 20）年に「第3次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」を策定し、本市男女共同参画行政の施策を推進してきました。

しかし、未だに、女性に対する暴力などの人権侵害や、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等が存在します。例えば、女性のみが終始料理を作り続けることを強いられるような年中行事が数多く存在すること、また、トートーメー^{*}（位牌）継承問題にみられるように女性差別の慣習等も根強いものがあります。他方、沖縄県は、県民 1 人当たりの所得が本土復帰以降、全国最下位が続いていること、また県内の非正規労働者数は 2018 年に過去最多となり、2 年続けて全国 1 位となっています。強い性別役割分担意識と、貧困が組み合わされることにより、他県よりもひとり親家庭、とりわけ母子家庭の貧困状況も非常に深刻となっています。このように真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されています。

また、2015（平成 27）年には「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーナハ宣言）が出され、セクシュアル・マイノリティを含め、すべての人々が、そのセクシュアリティによって差別や暴力等の人権侵害を受けることなく、安心・安全に暮らせるような施策の展開を図っていくことが求められています。

2018（平成 30）年度からの 10 カ年計画である「第5次那覇市総合計画」においては、「人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を基本計画の一つとしており、基本計画に基づいた事業計画、施策の展開を図ることになっています。

誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動が確保され、もって誰もが均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益などを享受することができ、かつ、ともに責任を負うという「男女共同参画社会」の実現を目指し、2019（令和元）年度からの 10 カ年計画である「第4次那覇市男女共同参画計画（以下「本計画」）」を策定します。

(2) 計画策定の背景

「男女共同参画社会基本法」は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する」ために、男女共同参画計画を定めることとしています。

また、内閣府「平成30年版男女共同参画白書」では、「男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進は、少子化・人口減少社会に直面する我が国にとって、社会全体で取り組むべき最重要課題」であるとし、「普通の女性が抱える様々な困難や制約が、女性活躍以前に取り組むべき課題として認識されていないと思います。」と社会の認識が変わらない状況を指摘しています。

さらに、2016（平成28）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」）」が全面施行され、国及び地方公共団体、民間企業等に対し、女性の活躍の場の提供主体である事業主として、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公表を義務付けています。

2018（平成30）年5月に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号）は、選挙において男女の候補者の数が均等となることや、公職における家庭生活との円滑な継続・両立などが定められ、政策決定過程や政治分野における男女共同参画への推進が明記されました。

本市においては、2008（平成20）年に「第3次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」を、2013（平成25）年には県内初となる「那覇市配偶者等からの暴力（DV）^{*}の防止及び被害者支援に関する基本計画（以下「那覇市DV防止計画」）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

本計画は、これまでの取組を継承するとともに、社会情勢の変化や、国・県の男女共同参画計画策定の動向を踏まえつつ、2015（平成27）年「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）など、新たな課題への取組と、全ての市民が個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

① 世界の動き

1972（昭和47）年の第27回国連総会において、1975（昭和50）年を「国際婦人年（後に国際女性年）」とすることを宣言し、平等・発展・平和の3つの目標を掲げ、これらの目標達成に向け、世界的規模で集中して取り組む年としました。

同年に、メキシコシティで開催された「第1回世界女性会議」において、「世界行動計画」が採択され、それに基づき、1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の十年」と宣言し、世界中の女性の地位向上に向けた取組が始まりました。

1979（昭和54）年、国連第34回総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」）」が採択され、女性に対する差別を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めていました。

1995（平成7）年、北京で開催された「第4回世界女性会議」において、国際社会全体で、女性の地位向上とエンパワーメント^{*}を達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域（貧困・教育・健康など）が明記された「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。その10年後にあたる、2005（平成17）年には国連「北京+10」世界閣僚級会合、2010（平成22）年には「北京+15」、2015（平成27）年には「北京+20」記念会合が開催され、さらなる取組が求められました。

2010（平成22）年には、国連総会決議により「ジェンダー^{*}平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が設立され、2011（平成23）年に正式に発足し、女性と女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女間の平等の達成を目指し、活動を開始しました。

2012（平成24）年、第56回国連女性の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議が採択され、災害支援等における女性の参画や子ども、高齢者、障がい者等の脆弱な人々への配慮の必要性とともに、新たな社会の再構築の過程において、それらの人々が参画することで包摂型の社会づくりを行うことの重要性を強調しました。

2015（平成27）年9月に開催された国連総会において、2016年～2030年までの世界共通目標として「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」が採択されました。17の目標と169のターゲットが設定され、「ジェンダー平等を実現しよう」も大きな目標の一つとして設定されています。

2016（平成28）年、第60回国連女性の地位委員会においては、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」合意結論及び「複数年行動計画」等が決議されました。

2017（平成29）年、イタリアのタオルミーナで開催された先進国首脳会議（G7）では「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」が採択され、①女性の参画拡大及び全ての段階での平等な機会及び公正な選考過程の促進、②働きがいのある人間らしい質の高い仕事への女性のアクセスの基盤強化、③生涯を通じた女性及び女児に対する暴力の排除の三つの柱が示されています。

女性の政治・経済活動への参画を示す国別の実情については国連開発計画（UND P）によるジェンダー開発指数^{*}（GDI）・ジェンダー不平等指数^{*}（GII）、世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数^{*}（GGI）などが開発・公表されており、男女共同参画の国際的な取組について情報を提供しています。

性の多様性については、2006（平成18）年にインドネシアで開催された国際法律家委員会や元国際連合人権委員会等による国際会議において、LGBT^{*}の人びとや性分化疾患のうち自己の意思に反して必要でない手術を受ける可能性のある症例の当事者の人権を保障する「性的指向と性同一性に関する国際人権法の適用に関する原則（ジョグジャカルタ原則）」が採択され、翌2007（平成19）年に国連人権理事会にて承認されました。2017（平成29）年に、「国家に保護される権利」、「法的に承認される権利」、「文化多様性への権利」を含むジョグジャカルタ原則を補足する形で、国家の義務に関する事項が追加されています。2014（平成26）年には、オリンピック憲章

に性的指向を理由とする差別の禁止が盛り込まれました。

② 国内の動き

国内では、戦前から婦人参政権運動など、男女共同参画社会の形成に取り組んでいましたが、1975（昭和 50）年、国連が提唱した「国際婦人年」を契機に、婦人問題企画推進本部の設置、1977（昭和 52）年は「国内行動計画」が策定されました。また、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする「女子差別撤廃条約」が 1979（昭和 54）年の第 34 回国連総会において採択され、日本は 1985（昭和 60）年の批准にあたり、国内法を整備する必要から、1972（昭和 47）年公布の「勤労婦人福祉法」（昭和 47 年法律第 113 号）を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改正しました。

さらに、1999（平成 11）年の改正で「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」）」となり、2007（平成 19）年の法改正により、性別による差別禁止の範囲が拡大され、男性に対する差別も禁止されるようになりました。

1992（平成 4）年施行の「育児休業等に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）は、1995（平成 7）年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改正され、2017（平成 29）年の改正では、マタニティ・ハラスメント（以下「マタハラ」）、パタニティ・ハラスメント^{*}（以下「パタハラ」）の防止措置を事業者に義務付けるなど、職業生活と家庭生活との両立と福祉の増進を図ることで、経済及び社会の発展に資することを目的としています。

教育現場においては、家庭科教育は、中学や高校では女子のみの必修科目とされてきましたが、女性の社会進出が進む中で従来の性別による役割分担にも変化が求められているという状況を受け、日本は女子差別撤廃条約批准に向けて男女共修に取り組み、1993（平成 5）年度から中学で、1994（平成 6）年度から高校で男女共修となりました。

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、18 歳未満の児童（子ども）は権利をもつ主体であり、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。1989（平成元）年の第 44 回国連総会において採択され、日本は、1990（平成 2）年に本条約に署名し、1994（平成 6）年に批准しました。

子どもの人権を取り巻く環境はネット社会、スマートフォン等の普及により、変化しており、1999（平成 11）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平成 11 年法律第 52 号）が施行、2014（平成 26）年には個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的として「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号）（リベンジポルノ^{*}防止法）」が施行されました。

2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（以下「児童虐待防止法」）」が施行され、児童虐待については、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待（子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DV^{*}を含む）と定義しています。

2019（令和元）年5月24日、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案が衆院厚生労働委員会において全会一致で可決されました。

1999（平成11）年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国が取り組むべき最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。直近では、2015（平成27）年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、様々な施策を展開しています。

加えて、2000（平成12）年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）（以下「ストーカー規制法」）」が、2001（平成13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）（以下「DV防止法」）」が施行され、配偶者からの暴力は他人からの暴力と同様の加害行為であり、重大な人権侵害であることが明文化されました（配偶者、元配偶者、内縁関係、元内縁関係が対象）。2013（平成25）年、DV防止法は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改名され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力に準じて、DV防止法の対象となるよう改正されました。

2015（平成27）年8月には、女性の職業生活の活躍の推進に関する施策についての計画策定を地方公共団体に努力義務とする「女性活躍推進法」の制定をはじめ、同年12月に「第4次男女共同参画基本計画」の策定など、男女共同参画社会の形成に向け、様々な取組が進められています。

性の多様性に関する国内の動きは、2015（平成27）年に「LGBTに関する課題を考える国会議員連盟」の発足や、文部科学省は「性的マイノリティ」の児童生徒全般への配慮を求める通知を発し、翌年、教職員向け手引きの作成・公表を行っています。2017（平成29）年には被害者の性的指向・性自認（SOGI^{*}）に関わらず職場におけるセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」）も対象とする「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」が出されました。

2015（平成27）年、東京都渋谷区が「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」制定と同時にパートナーシップ宣誓制度を開始し、同年、世田谷区も「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を定める等、それ以降、パートナーシップ制度は各自治体へ広がっており、2019（令和元）年7月5日時点で24の自治体（県では茨城県のみ）が同制度を導入しています。

表 同性パートナーシップ制度導入自治体と施行年度

自治体名	年度	自治体名	年度	自治体名	年度	自治体名	年度
東京都渋谷区	2015	福岡県福岡市	2018	東京都府中市	2019	東京都江戸川区	2019
東京都世田谷区	2015	大阪府大阪市	2018	大阪府堺市	2019	東京都豊島区	2019
三重県伊賀市	2016	東京都中野区	2018	神奈川県横須賀市	2019	東京都府中市	2019
兵庫県宝塚市	2016	千葉県千葉市	2018	岡山県総社市	2019	栃木県鹿沼市	2019
沖縄県那覇市	2016	熊本県熊本市	2019	神奈川県小田原市	2019	宮崎県宮崎市	2019
北海道札幌市	2017	群馬県大泉町	2019	大阪府枚方市	2019	茨城県	2019

※2019年7月5日時点

2018（平成30）年、世界保健機構（WHO）における国際疾病分類の改訂（ICD-11）により、性同一性障害は「精神疾患」の分類から除外され、「性の健康に関する状態」という分類の中の「Gender incongruence（厚生労働省による仮訳：性別不合）」に変更されることになりました。「個人の経験する性（an individual's experienced gender）と割り当てられた性別（assigned sex）の顕著かつ持続的な不一致によって特徴づけられる。」とされています。また、「ジェンダーの多様な振る舞いや好みだけでは、このグループとして診断名を割り当てる根拠にはならない。」とされています。

① 沖縄県の動き

沖縄県は、1984（昭和59）年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、以後、1993（平成5）年「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」（第1次）、1998（平成10）年「男女共同参画社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」（改定）、2002（平成14）年「沖縄県男女共同参画計画（後期）」（第2次）を経て、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

その流れの中、1995（平成7）年9月、北京で開かれた「第4回世界女性会議」、あわせて開催されたNGOフォーラムには、東門美津子副知事ら沖縄県から71人の女性が参加しました。参加にあたっては、1年間の事前学習を行い、6分野で11のワークショップが開催されました。

さらに、2003（平成15）年の「沖縄県男女共同参画推進条例」制定後、2007（平成19）年に「沖縄県男女共同参画計画（後期）」（第3次）を策定し、①男女共同参画についての正しい理解と学習の充実、②配偶者等からの暴力防止及び被害者支援、③政策・方針決定過程への女性の参画の促進、④女性のチャレンジ支援、⑤家庭と仕事の両立支援と働き方の見直しの5つを重点項目としています。

2012（平成24）年に「第4次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、2017（平成29）年に策定された「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」は、家庭や職場、地域、社会全体における男女共同参画の実現を目標に、女性活躍推進法に基づく推進計画や子どもの貧困対策等が盛り込まれ、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する各種施策を推進しています。

② 那覇市の動き

本市では、1976（昭和51）年に経済部労働福祉課に勤労婦人担当主査を配置し、1981（昭和56）年には、「那覇市働く婦人の家」の開設、「国連婦人の十年」の最終年にあ

たる 1985（昭和 60）年に、平和を基調に男女平等社会の実現やあらゆる立場の人々との共生を目指し、多くの課題解決に取り組む団体や個人が一同に会し、日頃の活動を発表・表現する場として、第 1 回「うないフェスティバル」を開催し、2014（平成 26）年（第 30 回）まで継続されました。

1985（昭和 60）年には、「那覇市婦人問題行政連絡協議会」、「那覇市婦人問題会議」が設置され、1987（昭和 62）年に「21 世紀に向けての那覇市における女性行動計画の策定への提言」が答申されました。

1988（昭和 63）年に「那覇市女性行動計画」を策定し、経済部に「女性室」が設置されました。翌年には、総合的な施策を展開する必要性から総務部に所管が変更されています。

さらに、1990（平成 2）年から 2000（平成 12）年にかけて、「那覇女性史」編さん事業がスタートし、「なは女性史証言集（1～4 号）」、那覇女性史「なは・女のあしあと（近代編、前近代編、戦後編）」が発刊されました。

1996（平成 8）年に「なは女性センター」を開設し、性別や固定観念にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を發揮できる社会、多様な生き方を尊重できる社会の実現をめざし活動を続けています。

1998（平成 10）年には那覇市女性問題会議から答申を受け、「第 2 次那覇市女性行動計画」を策定しました。同年 4 月に「第 3 次那覇市総合計画」が制定され、基本構想を実現する方法の一つに「男女共同参画」が掲げられ、基本計画の中で「男女共同参画社会の実現」が位置づけられたことにより、同年 9 月 28 日に「なは男女共同参画都市宣言」を発表しました。

2001（平成 13 年）年、DV の市民の意識と実態及び DV の被害状況や市民の要望等を把握する目的で、「日常生活の中での女性の人権に関する調査」を実施し、その後の施策を推進するまでの基礎としています。

2001（平成 13）年、「女性室」は「男女共同参画室」へ改称され、女性行政から男女共同参画行政へ移行しました。

2003（平成 15）年には、計画の中間見直しを行い、「第 2 次那覇市男女共同参画計画」改訂版を発刊しました。

那覇市男女共同参画会議からの答申を受け、2005（平成 17）年に「那覇市男女共同参画推進条例」が制定・施行されました。本市の男女共同参画行政の基本理念の推進のため、市・市民・事業者・教育者のそれぞれの責務を明らかにし、市と市民等が協働して、男女共同参画社会の実現に向け取り組むことを目的としています。また、同年、DV 被害者へのきめ細かい支援を目的に、庁内の連携を図るための「DV 被害者支援のための庁内ネットワーク会議」も設置されました。

2007（平成 19）年、那覇市男女共同参画会議から「第 3 次那覇市男女共同参画計画策定に向けての提言」を受け、2008（平成 20）年に「第 3 次那覇市男女共同参画計画」を策定しました。同計画の中間見直しとして、2012（平成 24）年に策定した県内初となる「那覇市 DV 防止計画」は、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく本市の基本計画であり、DV 被害者等の安全と安心に配慮し、「加害者にも、被害者にも、傍観者に

もならない」ために、DV防止に向けた全庁的な取組を積極的に推進していくことを目的としています。

性の多様性については、2015（平成27）年に、東京都渋谷区が全国初となるパートナーシップ証明発行も含めた条例を施行しました。本市においては、同年2月の市議会定例会において複数の議員が性的マイノリティに対する市の見解や姿勢について質問したことが、パートナーシップ登録制度への取組を進めるきっかけとなりました。本市においても、国内の先行自治体の取組を参考に那覇市男女共同参画会議における議論と並行し、調査・検討を続けました。

同年7月19日、県内のプライド・イベントとして、本市が2013（平成25）年の第1回から共催している「第3回ピンクドット沖縄」において、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）を発表し、性のあり方は人権として尊重されるという本市の姿勢を表明しました。

同宣言の約1年後、2016（平成28）年7月8日に「那覇市パートナーシップ登録」制度を開始しました。同制度は、法的拘束力は無いものの、当事者団体等との意見交換の中で、「行政（市）が二人のパートナーシップ関係を認めてくれることで、精神的な支えになる」との意見も出され、同制度の開始に向け、取組を進めました。

パートナーシップ登録の要綱作成にあたっては、那覇市男女共同参画会議で議論が進められ、2016（平成28）年4月14日に琉球大学大学院法務研究科と本市が締結した「性の多様性の尊重についての連携・協力に関する協定」に基づき、法的なアドバイス等の協力を仰ぎました。法科大学院と自治体が協定を結ぶのは全国初の試みで、法的な検討が必要な事案について、専門的な支援を受けています。

2017（平成29）年12月には、那覇市教育委員会において、「学校におけるLGBTへの配慮に関する指針」を策定し、教育現場における取組を推進しています。



2 第4次那霸市男女共同参画計画の位置づけ

(1) 計画の性格

① 本市の条例及び総合計画並びに他部門計画等との整合性

本計画は、那霸市男女共同参画推進条例に基づく計画であり、策定に当たっては下記のとおりとします。

- 那霸市男女共同参画推進条例の趣旨、基本理念等に基づくものであること
- 第5次那霸市総合計画及び関連する他部局計画との整合性を図ること
- 那霸市男女共同参画会議からの答申（第4次那霸市男女共同参画計画への提言）を勘案すること
- 2013（平成25）年策定の「那霸市DV防止計画」（平成25年度～平成29年度）の改定にあわせて、第2次DV防止計画として位置付けること
- 2015（平成27）年に国が制定した「女性活躍推進法」に基づく、本市の「女性活躍推進計画」として位置付けること
- 「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の趣旨・基本理念に基づくものであること
- 計画の実効性を高めるために、男女共同参画行政の推進状況について、市民にわかりやすい指標を設定し、その指標に計画期間終了時における数値目標を定めること

② 法律、計画等との位置関係

本計画は、男女共同参画社会基本法の趣旨・基本理念と、「DV防止法」並びに「女性活躍推進法」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を踏まえつつ、国・県・市の計画等を勘案して策定します。

男女共同参画社会基本法

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

国 第4次男女共同参画基本計画
県 第5次沖縄県男女共同参画計画

那覇市男女共同参画推進条例

「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーナハ宣言）

第4次那覇市男女共同参画計画

第2次那覇市DV
防止基本計画

那覇市女性活躍
推進計画

第5次
那覇市総合計画

(2) 計画の構成と計画期間

① 計画の構成

本市における男女共同参画社会の実現をめざすために基本計画を策定し、そのための具体的な施策を実施するために、実施計画を作成するとともに、基本的な事業に数値目標を設定するなど、推進体制を示します。

② 計画期間

- 本計画は、2019（令和元）年度から2028（令和10）年度までの10年間の計画として策定します。
- 2023（令和5）年度に中間見直しを実施します。社会情勢の変化の把握や計画の評価のため、2022（令和4）年度に意識調査と中間評価を行います。
- 毎年、各施策の進捗状況の点検を行います。

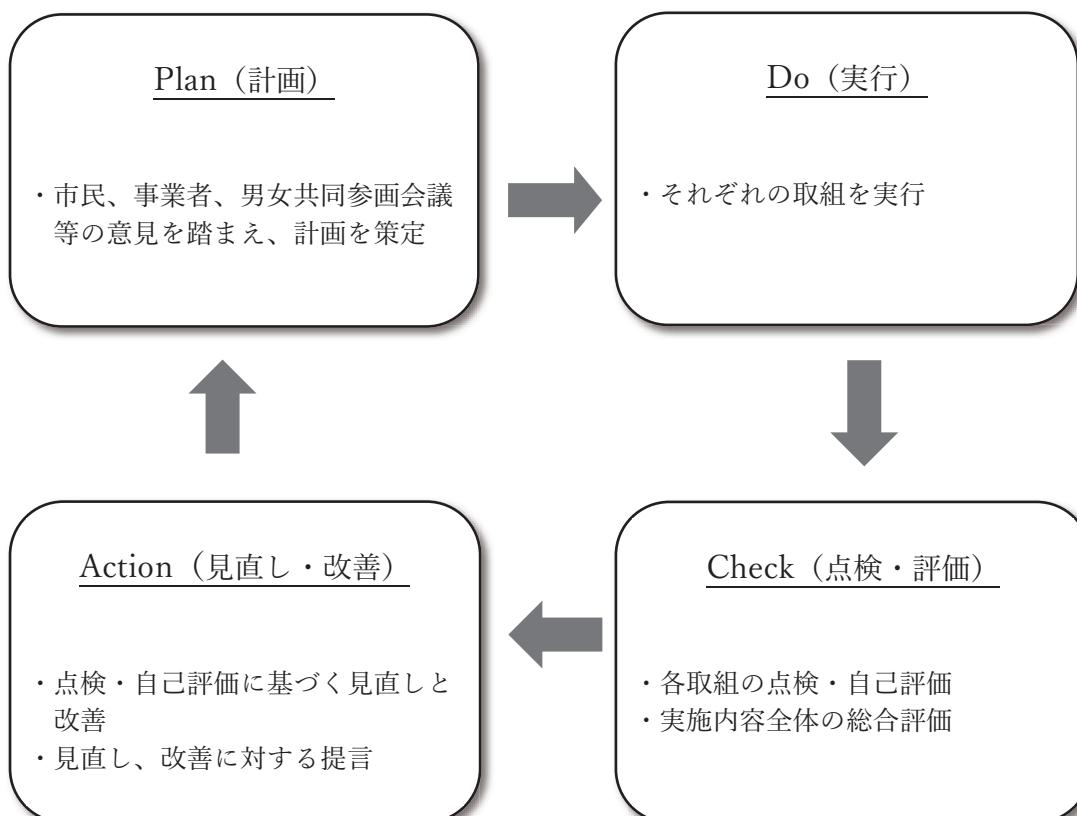


(3) 計画の推進

① 進捗管理

- 毎年度、各施策の事業の進捗状況を把握し、本市の男女共同参画行政推進委員会や同幹事会において点検・評価を行い、見直し・改善策について検討した結果を、附属機関である那覇市男女共同参画会議に諮り、いただいた意見を庁内関係部署へフィードバックし、今後の事業の検証や見直し・改善等を図ります。また、必要に応じ計画の見直しができるものとします。
- 事業の効果や評価を勘案し、2022（令和4）・2023（令和5）年度の中間見直しにおいて、計画の見直しや改善を行います。
- 中間見直しや次期計画策定に向けては、3カ年かけて調査・検討します。

本計画は、下記のとおり、P D C A サイクルにより、進捗管理を行い、点検・評価を踏まえ、より効果的な目標の達成に向けて、見直し・改善を図り、取組を推進していきます。



第2章 基本計画

第2章 基本計画

1. 計画の基本理念

本計画は、2005（平成17）年施行の那覇市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの事項に、2015（平成27）年発表した「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーナハ宣言）の趣旨を加えた7つの事項を基本理念とし、より高い理念を掲げます。

① 男女（すべての人）の人権の尊重

男女（すべての人）の個人としての尊厳が重んぜられること、男女（すべての人）が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女（すべての人）が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女（すべての人）の人権が尊重されること。

② 男女（すべての人）の性の尊重

男女（すべての人）が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

③ 社会制度や慣行についての配慮

男女（すべての人）が、慣習や制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等にかかわれるようすること。

④ 政策や方針の立案及び決定への共同参画

男女（すべての人）が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

⑤ 家庭生活と社会生活の両立

家族を構成する男女（すべての人）が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようすること。

⑥ 国際社会との協調

国際社会における取組と協調して行うこと。

⑦ 性の多様性の尊重

市民と協働し、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市を目指す、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念を推進していくこと。

2. 計画の基本的視点

(1) 市及び市民等の責務

那覇市男女共同参画推進条例第5条から第8条において、市における男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれが果たす役割を次のとおり規定しています。

市の責務	第5条	市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
市民の責務	第6条	市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
事業者の責務	第7条	事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
教育者の責務	第8条	教育者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

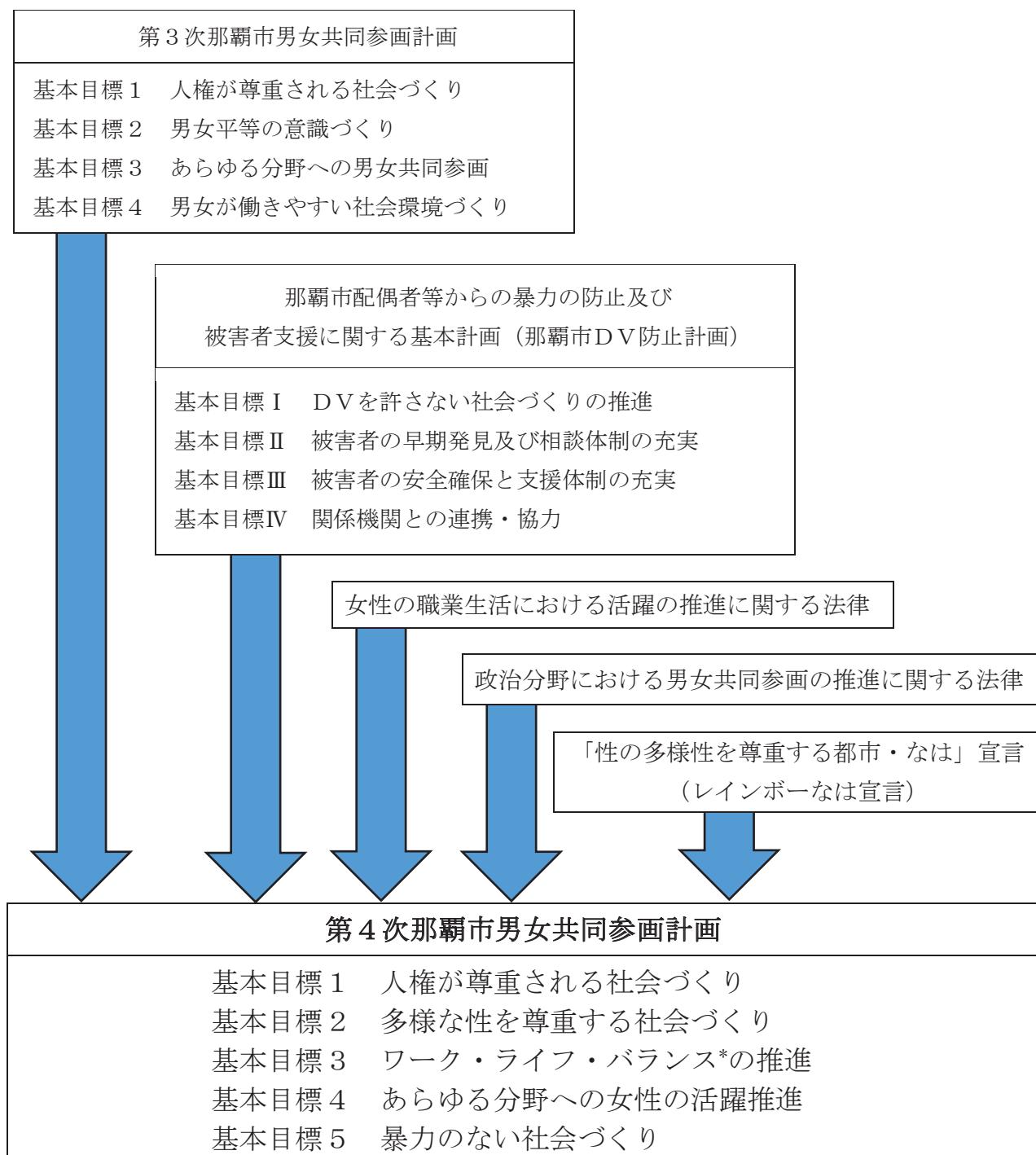
(2) 計画推進のための取組

那覇市男女共同参画推進条例では、第9条において「何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(夫婦間、恋人間等親密な関係の男性から女性への身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。)その他性別による人権侵害を行ってはならない。」と規定し、性別による人権侵害の禁止について明示しています。

また、第15条には、「市は、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。」としており、本計画においてもこの理念に沿って、第16条の「男女共同参画の推進を図るため、男女平等週間を設ける。」等、様々な取組を通して市民に広く呼びかけ、市民と協働して計画の推進に努め、計画の理念と目標の達成に取り組みます。

3. 基本目標

本計画においては、2013（平成25）年策定の「那覇市DV防止計画」、2016（平成28）年施行の「女性活躍推進法」、2018（平成30）年施行の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」及び2015（平成27）年発表した「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）の趣旨も盛り込み、男女共同参画社会実現のための課題解決に向けた、基本理念、基本目標及び具体的施策を設定し、推進します。



(1) 人権が尊重される社会づくり

日本国憲法では、国民の基本的人権（第11条）について、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とし、平等原則（第14条第1項）については、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と謳っています。

また、男女共同参画社会基本法第2条第1項では、男女共同参画社会の形成について「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と明示しています。

男女共同参画社会の形成には、性別による固定的な性別役割分担意識の解消や男性中心型労働慣行の変革が必要とされています。社会情勢が変化する中、価値観やライフスタイル、性の概念などの多様化に対し、新たな状況への対応が求められています。

また、子どもは、保護者の労働環境、地域環境や家庭環境といった、生活課題の影響を最も大きく受ける存在であり、家庭、学校、地域で子どもが安心して生活できるまちづくりが必要となっています。

特に、母子・父子世帯のひとり親家庭については、婚姻歴のないひとり親が所得税法の寡婦控除が適用されることによって被る不利益の解消への取組や、ひとり親が長時間労働で子育ての時間を失うことのないよう、職場での安定した地位と賃金の確保が必要とされます。

現在も加速し続ける少子高齢化の波は、これまで日本の社会保障制度を担ってきた世代の減少、労働人口の減による雇用人材の不足等、多くの課題を生じさせ、今後我が国はどうに対処していくべきか、国の動向が注目されています。地域や家庭においては、ひとり暮らし世帯も増加しています。介護や子育て、家事・育児を、女性中心ではなく、誰もが一緒に考え、ともに担うべきものであるとの認識も深まりつつあります。

また、東日本大震災のような未曾有の大規模災害を体験したこと、これまであまり取り上げられていなかった女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人の視点を取り入れた地域防災計画の策定や、防災支援体制構築のため、防災分野への女性等の参画の必要性が明らかとなっています。

さらに、国連を中心とした女性への差別・偏見等の撤廃や地位向上を推進する国際的な動き（女子差別撤廃条約）や規範に協調した我が国の取組や各種制度等について、また、世界平和や国際貢献につながる活動や情報などを広く市民へ提供することで、人権に対する世界的潮流や人権意識醸成のための広報活動につなげます。

(2) 多様な性を尊重する社会づくり

2015（平成27）年7月19日、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）において、多様な性のあり方は人権として尊重されるという本市の姿勢を表明して以降、広く市民や市職員等への意識啓発活動に取り組んでいます。

同宣言後の約1年後、2016（平成28）年7月8日には「那覇市パートナーシップ登録」制度を開始し、本市では、市営住宅入居のための親族要件への追加等を行いました。民間企業や金融機関の商品やサービスが利用可能になるなど、徐々に活用の幅は広がっています。しかし、医療においては、明確な法律の定めがないため、同性パートナーによる手術への同意や、面会ができないなどのケースも多く、取り組むべき課題は残っており、解決に向けた本市施策のさらなる展開が求められています。

2017（平成29）年度実施の「那覇市男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」）」では、「L G B T」や「性自認」などの言葉の認知度は3割程度と、まだ低い状況にありますが、「レインボーなは宣言」や「那覇市パートナーシップ登録」制度については「知っている」との回答が4割を占めており、これまでの取組が一定程度認知されてきているものと推察されます。また、同調査における性的マイノリティに対する市民の受入意識は7割程度が受け入れる姿勢を示しています。

国内では、性的少数者=L G B Tという呼称が広まる一方で、国連を中心に「S O G I」という考え方方が広まりつつあります。S O G Iとは、性的指向：どのような性を好きになるか、あるいはならないか（Sexual Orientation）、性自認：自認する性（Gender Identity）の頭文字をとったもので、いずれも全ての人があつてゐるものです。

2018（平成30）年12月5日に、日本共産党、立憲民主党、国民民主党、無所属の会、自由党、社民党の野党5党1会派が国会に提出した「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」は、S O G Iを理由とした差別の解消を目指すものとなっています。

沖縄県内において、本市はフロントランナーとして取組を推進していますが、未だ十分とは言えません。個々の関係する組織等が、国内外の取組とも連動して取り組むことで、市民の意識啓発や理解の促進、多様な性のあり方が人権問題として誰もが尊重されるべきものであるという市民意識の醸成に向けた取組を推進します。

同時に、性別に限らず、年齢、人種、国籍、宗教、学歴、職歴、性的指向・性自認など、一人ひとりが持つ違いを受け入れ、多様性を受容する社会（ダイバーシティ*）を推進していくことで、誰もがそれぞれの個性に基づいて、能力を十分発揮できる社会の形成にもつなげていきます。

*ダイバーシティ

多様性のこと。人種、年齢、障がい、セクシュアリティ等で人が差別されない社会をめざす際のキーワードとして使われることが多い。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

2015（平成27）年成立し、その翌年施行された「女性活躍推進法」は、働く場面で活躍したい女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、常時雇用する労働者が301人以上の大企業や国・地方公共団体等に、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定及び公表を義務付けています。全国で16,315社（2018年9月末現在）と、対象企業の99.1%が行動計画を策定し届け出ています。厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」では、10,157社（2018年12月現在）の企業が情報公開しています。

これらの法整備により、女性の働き方が変わることは、男性の労働に対する意識の変化も期待されます。男女が生涯を通じて充実した社会生活を営むためには、仕事と家事や育児、介護などを両立させつつ、個人の能力や経験を生かすことのできる職場環境の整備が必要であり、女性活躍推進法はその重要な役割を担っています。

雇用の場では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が施行され、ポジティブ・アクション*に取り組む企業に対する国の支援、事業主へのセクハラの防止配慮の義務付け、子育て世代が働きやすい雇用環境の整備など、女性が働く環境は徐々に改善されつつあります。しかしながら、賃金や昇進・昇格の面において、まだ男女間で格差があり、環境整備とあわせて、市民・事業者の意識改革にむけた取組の推進を継続して実施していくかねばなりません。

内閣府の男女共同参画会議が2006（平成18）年12月にまとめた「両立支援・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進が企業等に与えられる影響に関する報告書」によると、女性の活用は業績アップの大きな潜在機会であり、女性比率が高い企業は業績が高い傾向にあることが示されています。

仕事と生活のバランスをどう図るかは、性別に関わらず、すべての労働者が直面する課題であり、一人ひとりが自分に合った働き方が選択できるように、労働時間の短縮、相談体制の充実を推進します。また、男性の家事・育児及び介護に従事する時間の拡大など、男性の働き方や社会における役割についても意識を変えるための取組など、誰もが対等なパートナーとして働くことができる職場環境作りが必要であり、男性の育児休暇や介護休暇などが取得しやすい環境の整備に向けた支援・施策が必要となってきています。そのためにも、事業者をはじめとした全ての市民において、労働に対する意識の改革を進めていくことが大切です。

(4) あらゆる分野への女性の活躍推進

男女共同参画社会の形成には、市民一人ひとりが、ジェンダーに基づく人権意識を持ち、互いを尊重し、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されていることが不可欠です。

具体的には、政策・方針決定の場や政治分野への女性の参画や、企業や地域等において、管理職ポストやリーダー等への女性登用を促進するための取組が必要であり、これらの取組が推進されることで、性別による役割分担意識の解消や、女性のみならず、男性の働き方への意識改革にもつながります。また、男女均等な雇用機会の確保のための雇用関係法令の遵守や意識啓発等、市民や事業者の理解を深めるための取組や、女性のキャリアアップにつながるキャリア教育の充実、関係団体等とのネットワークづくりやこれらを支援するなは女性センターの充実等も同時に推進していく必要があります。これらの取組により、多様で柔軟な働き方・就労の促進、女性の就業や起業、再就職の推進が図られます。特に、社会的弱者といわれる女性の高齢者や障がい者への支援については重要な取組といえます。本市施策の推進には、本市のみならず、市民や事業者の協力が必要であり、共に協働して取り組むことが望まれています。

(5) 暴力のない社会づくり

2001（平成13）年10月施行の「DV防止法」は、2004（平成16）年、2007（平成19）年の改正を経て、2013（平成25）年公布、その翌年施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称し、対象も配偶者のみならず、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く）からの暴力について、この法律を準用することとされており、交際関係解消後も対象としています。

本市は、2013（平成25）年度策定した「那覇市DV防止計画」において、DV防止法のみならず、ストーカー規制法、児童虐待防止法や、デートDV*など、これらに準ずるケースの暴力も支援の対象としています。

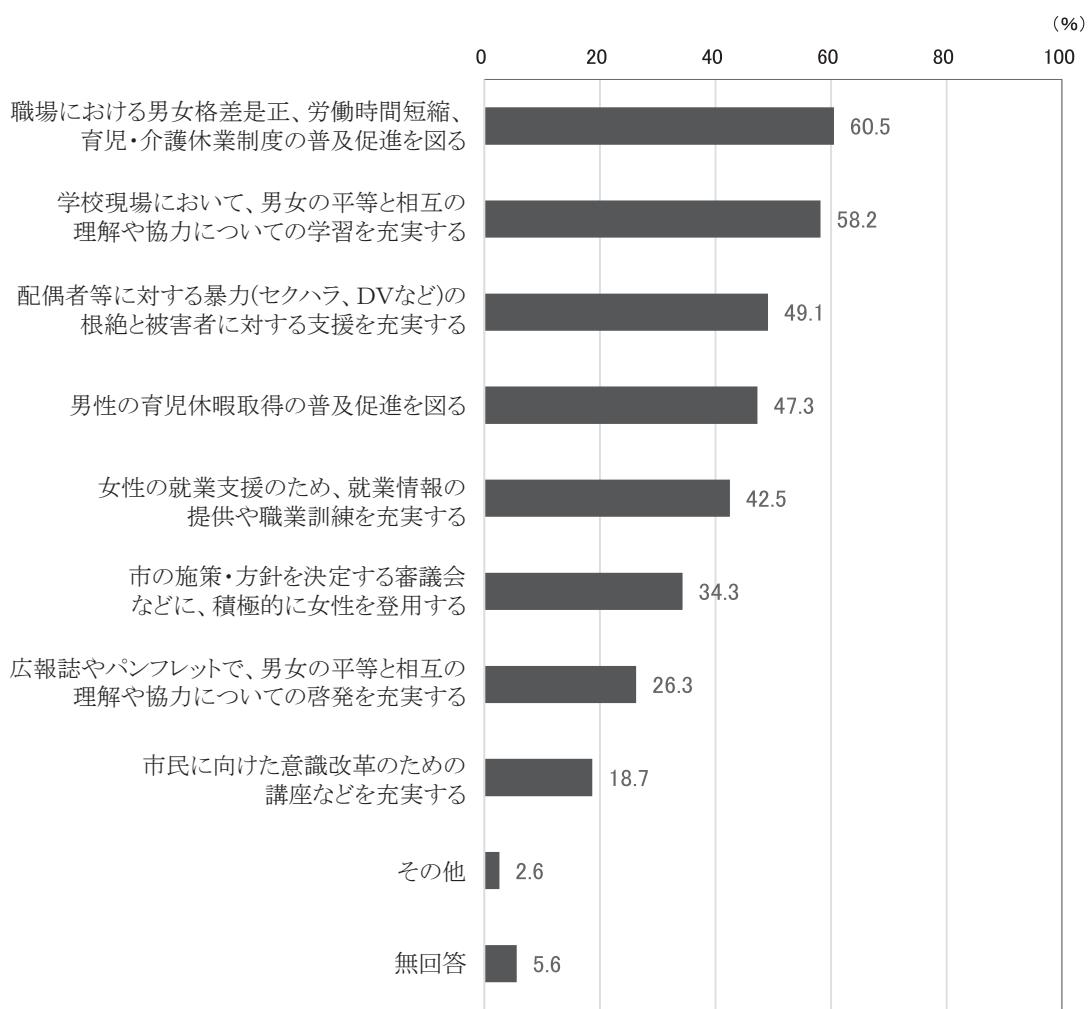
本計画においては、これまでのDV防止計画に加え、子ども、高齢者、障がい者、外国人に対する暴力や虐待、生活面・職業上の差別の解消の他、SOGIハラスメント*やセクハラ同様に、パワー・ハラスメント*（以下「パワハラ」）、マタハラ、パタハラ、児童への虐待など、あらゆるハラスメントや暴力の防止や解消に向けた対応等も含め、全庁的な取組を推進します。

現代社会においては、あらゆる暴力や差別、ハラスメント等の人権侵害について、市民一人ひとりが正しく理解し、誰もが「加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」を目標に、お互いの人権を尊重し、相互に支え合う社会の構築に向け、本市は市民や事業者、市職員等への人権意識の醸成と教育の充実に努めます。また、被害者の安心・安全が確保された相談や保護、自立支援のための窓口や府内体制の構築と各関係機関との協力・連携を図ります。

■ 「平成29年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」より ■

問36 男女共同参画社会の実現に向けて、今後、那覇市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか（○はいくつでも）

男女共同参画社会の実現に向けて、今後、那覇市が力を入れて取り組むべきことでは、「職場における男女格差是正」（60.5%）、「学校現場における学習の充実」（58.2%）が上位となっており、組織や団体を中心に推進することが望まれている。



第3章 実施計画

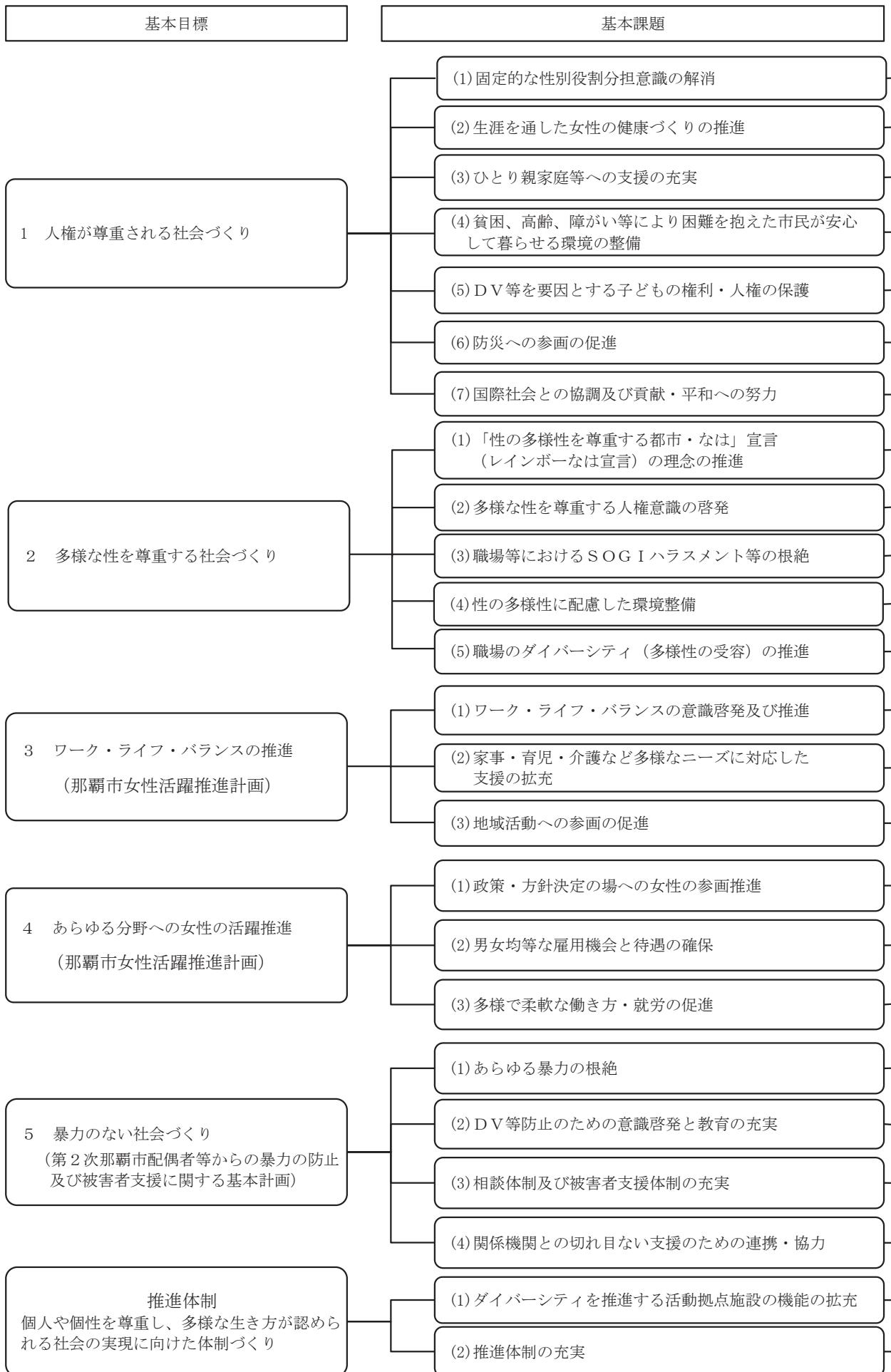
第3章 実施計画

担当課一覧（部・課別対応施策件数）（番号）

部名	課名	件数	具体的施策
総務部	秘書広報課	4	4・8・81・155
	平和交流・男女参画課 (なは女性センター)	73	1・3・5・7・9・10・11・13・22・24・54・57・66・76・77・79・80・82・83・84・85・86・87・88・89・90・91・95・97・98・99・102・104・107・113・114・115・118・130・144・147・149・152・153・154・156・157・158・161・169・170・171・172・176・178・183・185・187・188・190・192・194・198・199・202・204・220・227・233・234・235・237・238
	人事課	12	12・75・78・92・101・109・116・119・148・189・203・236
	管財課	1	110
	法制契約課	2	62・168
	防災危機管理課	2	71・72
企画財務部	企画調整課	1	2
市民文化部	市民生活安全課	3	174・175・232
	まちづくり協働推進課	5	21・139・140・143・222
	ハイサイ市民課	3	173・209・213
経済観光部	商工農水課	11	23・38・100・103・108・117・150・159・160・162・215
環境部	環境政策課	1	146
福祉部	福祉政策課	2	132・221
	福祉政策課(総合福祉センター)	1	166
	障がい福祉課	10	50・56・60・61・124・133・167・182・208・230・
	ちゃーがんじゅう課	15	17・33・55・59・128・129・131・134・135・136・163・164・181・207・231
	保護管理課	8	40・58・177・195・200・206・212・228
健康部	国民健康保険課	1	214
	特定健診課	1	32
	健康増進課	3	28・31・142
	地域保健課	6	16・26・29・49・121・126
	保健総務課	2	25・48
こどもみらい部	こども政策課	3	44・63・125
	こどもみらい課	7	15・45・47・123・138・197・216
	こども教育保育課	3	64・137・165
	こども教育保育課 (こども発達支援センター)	1	127
	子育て応援課	21	34・35・36・37・39・41・43・46・52・65・122・179・180・191・196・201・205・211・223・226・229
都市みらい部	都市計画課	1	145
まちなみ共創部	建築工事課	1	111
	市営住宅課	3	42・51・210
生涯学習部	生涯学習課	2	53・141
	施設課	1	112
	公民館	4	6・14・30・67
	図書館	1	151
学校教育部	学校教育課	17	18・19・20・27・68・69・70・93・94・96・105・184・186・193・218・224・225
	教育相談課	2	120・219
	学務課	1	217
	教育研究所	1	106
消防局	消防局警防課	1	73
	消防局総務課	1	74
	総計	238	

計画体系全体図

私たち、性別、世代、地域を越え、互いに協働し、一人ひとりがいきいきと豊かに暮らせる市民社会の実現をめざします。



事業の方策

- ①社会制度・慣習の見直し ②家庭における男女平等意識の確立 ③学校における男女平等教育・学習の充実
④地域における男女平等学習の推進 ⑤職場における男女平等意識の高揚

- ①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の浸透 ②妊娠・出産・子育て期における健康支援 ③成人・高齢期の健康づくり

- ①相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭等の親への就労支援 ③子どもへの支援、子育て・生活支援の充実
④子育てに係る経済的支援、利用負担の軽減 ⑤事業者への啓発支援

- ①相談・情報提供の充実 ②生活支援の充実 ③事業者への啓発支援

- ①子どもの権利・人権を守るために取組

- ①さまざまな視点を踏まえた本市の防災の計画・政策・方針等の策定 ②災害時の女性や多様な性を生きる人等への支援の拡充
③防災分野への女性の参画促進

- ①国際規範・基準や国際的な取組の情報提供・周知 ②平和・国際貢献

- ①レインボーナは宣言の周知・普及 ②那覇市パートナーシップ登録に関する取組の推進 ③多様な性に関する相談・情報提供の充実
④多様な性を生きる人への職場環境の改善や就労支援 ⑤多様な性を生きる人への生活支援

- ①情報提供・意識啓発活動の充実 ②市職員・教職員等の理解の促進 ③学校における教育・学習の充実
④家庭や地域における啓発活動の推進 ⑤職場における意識の醸成・理解の浸透

- ①学校におけるSOGIハラスメントの根絶 ②職場におけるSOGIハラスメントの根絶

- ①市有施設における性別にとらわれない（だれでも）トイレや更衣室の設置促進 ②学校における環境整備の推進
③企業への情報提供 ④優良企業への支援

- ①事業者へ関連法令・制度等の情報提供・周知 ②多様な人材の雇用促進のための連携・支援 ③優良企業への支援

- ①長時間労働の是正を含めた働き方の改善の推進 ②職場環境整備のための事業者への支援 ③育児・介護休暇取得の促進
④優良企業への支援

- ①出産・子育て支援の拡充 ②保育支援等の充実 ③介護者支援の充実 ④環境整備の推進

- ①性別・世代を超えた政策・方針等の策定 ②地域活動における性別役割分担意識の解消 ③地域活動におけるリーダー支援

- ①審議会等への女性の参画推進 ②本市における女性管理職の登用率向上への取組の促進
③女性役員・役職等リーダーがいる企業・団体への支援 ④女性の政治への参画促進 ⑤男女共同参画に関する総合的な情報発信

- ①男女雇用機会均等法等の広報・啓発 ②同一労働・同一賃金制度への意識啓発や体制整備への支援
③女性のライフステージにあったキャリアデザインの支援

- ①女性の就業・起業・再就職支援 ②高齢者への就業等支援 ③障がい者への就業等支援 ④優良企業への支援

- ①女性に対するあらゆる暴力の根絶 ②子どもに対するあらゆる暴力の根絶 ③高齢者に対するあらゆる暴力の根絶
④障がい者に対するあらゆる暴力の根絶 ⑤多様な性を生きる人に対するあらゆる暴力の根絶
⑥ジェンダーに基づく、各種メディアにおけるあらゆる人権侵害の根絶 ⑦性暴力・DV・ストーカー行為等防止の意識づくり
⑧セクシュアル・ハラスメントや他のあらゆるハラスメント防止への意識づくり

- ①市民への正しい理解の普及 ②若年層等への意識啓発・自尊心・自己肯定感を高める教育

- ①相談者からの多様なニーズへの対応 ②相談員の各種研修への参加 ③相談対応の充実 ④被害者の安全確保の徹底
⑤DV被害者等の情報保護 ⑥自立に向けた支援 ⑦子どもの保護・支援

- ①医療関係者との連携 ②地域の支援者との連携 ③学校教育施設・児童福祉施設等との連携
④関係機関・団体等との連携 ⑤府内機関との連携

- ①ダイバーシティを推進する活動拠点施設としての「なは女性センター」の機能拡充
②ダイバーシティ推進に関するNPOや団体等との連携

- ①市職員等の男女共同参画意識の啓発 ②国・県・関係機関との連携

基本目標1 人権が尊重される社会づくり

基本課題（1）固定的な性別役割分担意識の解消

【現状と課題】

本市においては、1996（平成8）年開設の「なは女性センター」を拠点として、女性の地位向上や男女平等、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発のための市民向け講座やセンター開設前から実施していた「うないフェスティバル」など、これまで様々な事業に取り組んできました。

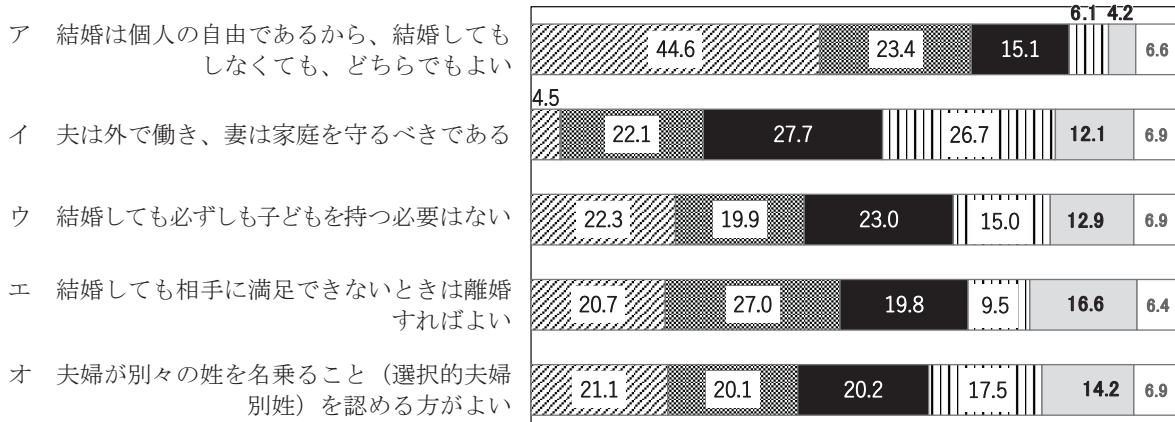
沖縄では、戦後の米軍統治下における人権侵害が行われ、女性に対する暴力も深刻でした。1972（昭和47）年に本土復帰はなされました。第二次世界大戦後に本土で進んだ日本国憲法に基づく男女平等に関する考え方（相続の平等など）の発展に沖縄が取り残されてしまった部分もあり、未だに女性差別的な社会的慣行や古い価値観などに起因する固定的な性別役割分担意識や性差への偏見などが根強く残っています。

2017（平成29）年度に実施した「市民意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という設問に対し、「賛成」が4.5%、「どちらかといえば賛成」が22.1%で、合わせて26.6%となっています。

一方、「どちらかといえば反対」は27.7%、「反対」が26.7%で、合わせると54.4%と過半数を超え、反対意見の方が賛成意見を上回っており、少しづつ意識の変化が見られるものの、引き続き、本市の取組を推進していく必要があります。

図 結婚や家庭生活について、自身の考えに近いもの

■賛成 ■どちらかといえば賛成 ■どちらかといえば反対 ■反対 ■その他 □無回答 (%)



出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

固定的な性別役割分担意識の解消は、男女共同参画社会の実現に向け、最も重要な取組の一つです。

まずは、これまでの慣習や性別役割分担の固定概念・意識について考え、性別や年齢、国籍など、様々な個性を尊重し、自分と他者との違いを認め、ともに社会をつくっていくという男女共同参画社会・多様性(ダイバーシティ)を受容する社会の実現に向け、これまでの取組に加え、新たな施策展開が必要です。これまで以上に、情報提供や市民向け講座等による市民意識の醸成や、男女の人権教育の取組が必要となっています。

これらの取組を推進するにあたり、なは女性センターも含め、全庁的な組織体制づくりと、相互連携の強化に努めます。

【事業の方策】

①社会制度・慣習の見直し

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎意識・実態調査による実態把握・施策展開 男女共同参画に関する市民・事業所の意識・実態調査を定期的に実施し、市民並びに事業所の実態把握とニーズに合った施策展開を図ります。	平和交流・男女参画課	男女共同参画に関する市民・事業所の意識・実態調査（5年ごと）	1
◎意識・実態調査による実態把握・施策展開 男女共同参画に関する市民の意識・実態調査を定期的に実施し、実態把握と市民ニーズに合った施策展開を図ります。	企画調整課	隔年実施の市民意識調査に男女共同参画に関する調査項目を入れる	2
◎男女共同参画に関する情報の提供 なは女性センターのホームページや広報紙などの情報量を拡充させ、男女共同参画に関する施策や講座企画などを掲載し、意識啓発のための情報提供を図ります。	平和交流・男女参画課 秘書広報課	センターだよりや市広報紙、ホームページ・SNS*等の活用、意識啓発のための広報紙の充実 市広報紙、市ホームページ・SNS等の充実	3 4
◎男女共同参画の視点からの学習機会の提供・充実 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深め、トートーメー問題をはじめとする、慣習の見直しを図り、社会参画への市民意識の啓発を図るために講座や情報の提供を行います。	平和交流・男女参画課 公民館	センター講座、情報提供 公民館講座	5 6
◎本市の刊行物に関するガイドラインの普及啓発 固定的な性別役割分担意識からくる表現など、男女共同参画の推進にふさわしくない表現を行わないために市職員へ国のガイドラインの普及啓発に努めます。	平和交流・男女参画課 秘書広報課	国のガイドラインの職員への普及啓発、市のガイドライン策定に向けた検討 広報・広聴担当者研修等での情報提供・意識啓発	7 8

◎ジェンダー平等と女性等のエンパワーメントの推進 男女共同参画に関するジェンダーの視点に立った取組や女性等のエンパワーメントへの取組を積極的に推進します。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知	9
◎「那覇市男女平等週間」の周知と理解の促進 社会のあらゆる分野で男女平等が確立できることを目的とした意識啓発活動を実施します。	平和交流・男女参画課	市の広報紙、ホームページ、SNS、センター講座、パンフレット等による意識啓発・情報提供	10

②家庭における男女平等意識の確立

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発 ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、国や県などの関係機関と連携し、企業に働きかけ、仕事と生活がともに充実できるよう、超過勤務の削減や有給休暇の取得率を高める等の意識啓発を推進します。 また、男性の家事・育児・介護への参画を促進するための意識啓発・学習機会の提供に取り組みます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知	11
	人事課	職員研修や情報提供、ノーワーク・残業デー強化月間の実施	12
◎家庭における男女平等意識の推進 家事関連の主な担い手となっている女性の負担軽減のため、男女共同参画についての理解を含め、男性の家事・育児・介護への参画を促進するための意識啓発に取り組みます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供	13
◎家庭における男女平等意識の推進 家事・育児は女性の仕事ではなく、パートナーがそれぞれ自分のこととして分担すべきことであるということを理解するために、男性の家事・育児への参画を促進するための意識啓発につながるよう、公民館講座を通して、必要な知識と情報を提供します。	公民館	公民館講座	14
◎子育てにおけるパートナー間の協働意識の推進 子育てはパートナー間で協働して責任を担うべきものであるという意識の浸透を図るとともに、子育て支援を推進します。	こどもみらい課	子育て応援ガイドの作成・配布、子育て世代包括支援センター事業の実施、男性向け子育て講座の実施	15
	地域保健課	親子健康手帳交付時及び乳幼児健診における保健指導	16
◎要介護者と介護者が安心して暮らすための取組 将来的な介護人口の増加が予測される中で公的サービスを利用した介護の促進等家族の負担軽減のための制度情報の提供や、介護予防のための意識啓発を行い、介護される側も介護する側も、家族が安心して暮らせるための支援を推進します。 また、介護離職をさせないような本市の施策の実施に向け、取り組みます。	ちやーがんじゅう課	介護予防リーダー養成講座、認知症介護家族向け教室等の開催など、地域包括支援センターの取組の促進	17

③学校における男女平等教育・学習の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎各種メディアにおける人権侵害防止への取組 インターネットやSNS等における人権侵害の被害防止や啓発活動、学習機会や情報の提供及び相談対応等の支援、関係機関との連携に努めます。	学校教育課	校長連絡協議会・教頭連絡会・生徒指導主事連絡協議会での情報提供	18
◎学校教育における男女平等・人権尊重の意識を高める学習機会の充実 小中学校へ男女共同参画意識の啓発につながる、男女平等・人権尊重についての作文コンクールへの参加を促します。	学校教育課	男女平等・人権尊重についての作文コンクール等の周知・広報活動	19
◎個性を重視した進路指導・キャリア教育の充実 児童生徒一人ひとりが自らの生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれず、主体的に進路を選択できる能力を身につけられるよう、進路指導、キャリア教育の充実・推進に努めます。	学校教育課	キャリア教育	20

④地域における男女平等学習の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎地域活動を通じた、男女平等学習の推進 自治会等と連携を取りながら、本市のさまざまな広報媒体を利用した情報発信を行い、若い世代が活動に参画しやすい環境を整えるなど、男女平等学習を推進していきます。	まちづくり協働推進課	自治会定例会、自治会長会連合会等の場における学習機会の確保	21

⑤職場における男女平等意識の高揚

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎雇用に関する法令・運用の周知と実態に関する情報提供 国や県と連携して、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等、雇用に関する法令等について、社会一般の認識と理解を深め、雇用管理が適正に実施されるよう周知・啓発に努め、先進事例やモデル事業等の紹介を実施します。	平和交流・男女参画課	国・関係機関からの通知等の情報提供	22
	商工農水課	国・関係機関からの通知等の情報提供	23



基本課題（2）生涯を通した女性の健康づくりの推進

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重して生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。一人ひとりが主体的に行動し、社会に参画していく上で、心と身体の健康について正確な知識・情報を入手し、生涯を通して健康を享受できるようにすることが大切です。

特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*」（性と生殖に関する健康と権利）は、個人としての尊厳を重んじる「男女共同参画社会の実現」にとって欠かすことのできない視点です。

本市では、「健康なは21（第2次）」（平成28年度～34年度）に基づき、女性特有の疾病に対する予防や妊娠・出産等に伴う健康的な生活への支援に取り組んでいます。

本市が行うがん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん）のうち、乳がん・子宮頸がんの平成29（2017）年度地域保健・健康増進事業報告（市町村実施がん検診受診率）の受診率は、全国・沖縄県より低い状況にあります。今後は、周知を含めた受診率向上に向けた取組が必要です。

表 乳がん・子宮頸がんの受診率

	受診率(%)		
	全国	沖縄県	那覇市
乳がん	17.4	15.6	12.7
子宮頸がん	16.3	17.5	14.0

平成29年度地域保健・健康増進事業報告

*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された「性と生殖に関する健康と権利」のこと。ここでいうヘルス（健康）とは、性や子どもを産むことに関するすべてにおいて、身体的・精神的・社会的にも良好な状態であることであり、ライツ（権利）については、自分の意思が尊重され、自分の身体に関する自分自身で決められる権利のことです。

【事業の方策の方向性】

男女が互いの身体的な性差を理解し合い、子を産み育てるに関わる健康と権利（自己決定権）への配慮、性差を考慮した健康支援、年代に応じた性教育などが求められています。

沖縄は若年出産も多く、若年女性の教育を受ける権利が侵害されてしまうこともあります。今後は、若年女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する取組、性の多様性とリプロダクティブ・ヘルス／ライツへの配慮も必要です。

【事業の方策】

①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の浸透

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎性と生殖に関する健康と権利の理解と「女性の健康と権利」の尊重を深めるための学習機会の提供及び啓発活動の推進 各年齢層に応じて、性に関する正しい知識と自己決定能力を身につけ、相互に理解・尊重しあえるような教育や意識啓発に努めます。 産むか産まないかの選択、安全な避妊、妊娠、出産に関して、情報提供や学習会を開催します。一方、避妊や緊急時の対応（アフターピル等）、中絶も含め、女性のリスクを軽減するための性教育等の実施に努めます。 また、生涯を通した女性の健康づくりの推進に関する情報提供や講座を開催します。	平和交流・男女参画課 保健総務課 地域保健課 学校教育課	センター講座、情報提供 性感染症などに関する情報提供、HIV・梅毒・クラミジア検査の実施、性感染症の正しい知識の普及啓発 中学・高校と連携した思春期教室 性に関する理解・尊重を深めるための授業等の実施・性感染症予防についての意識啓発、情報提供等	24 25 26 27

②妊娠・出産・子育て期における健康支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎妊娠時・出産・育児期の不安解消のための電話等による相談、子育てネットワークづくりの促進 妊娠婦期や育児期の不安に対する相談を電話・面談、自宅訪問などにより、育児不安を軽減するよう努め、母子の心身の健康保持・増進を図ります。離乳食教室などを開催し、参加者同士の交流を図ります。 公民館では、乳幼児学級などを通して保護者の育児不安の解消を図るとともに、参加者同士のネットワークづくりを推進します。	健康増進課 地域保健課 公民館	来所・電話・訪問による妊娠婦栄養相談、離乳食教室 電話・来所・訪問による相談指導、母子保健推進員活動 公民館講座	28 29 30

③成人・高齢期の健康づくり

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎メタボリック症候群の解消など、生活習慣病対策の充実 一般健康診査（生保健診）及び各種がん検診等の実施、周知徹底を図り、早期発見に努め、栄養指導・運動指導等、生活習慣の改善による生活習慣病の予防・健康保持増進につなげます。 特定健康診査・特定保健指導の実施、周知徹底を図り、早期発見に努め、栄養指導・運動指導等、生活習慣の改善による生活習慣病の予防・健康保持増進につなげます。	健康増進課 特定健診課	20～30代生活習慣病予防健診・保健指導事業、がん検診事業、食の健康づくり事業、タバコに関する講演会等の実施、パネル展示 特定健診、特定保健指導、生活習慣病重症化予防の保健指導、生活習慣病予防講演会	31 32
◎高齢者の健康づくりや、寝たきりにならないための介護予防事業の展開 地域の自治会やサークル、ふれあいデイサービス会場において、健康講演会や体操、ミニ健康講座を開催し、高齢者の健康づくりや介護予防の取組を推進します。	ちゃーがんじゅう課	地域ふれあいデイサービス事業、一般介護予防事業	33

基本課題（3）ひとり親家庭等への支援の充実

【現状と課題】

2015（平成27）年実施した「国勢調査」では、本市におけるひとり親世帯は3,374世帯で、そのうち、母子世帯3,060世帯、父子世帯314世帯となっています。一般世帯数に占めるひとり親世帯は、全国平均1.57%に対し、那覇市2.49%、沖縄県2.89%と、県全体では全国と比べて倍近い数値となっています。

相対的貧困率についても、ひとり親家庭の貧困率は、2016（平成28）年国民生活基礎調査では、全国50.8%に対し、県が2015（平成27）年に実施した「沖縄県子どもの貧困実態調査」では58.9%と開きがあります。ひとり親家庭の8割を占める母子家庭については、厚生労働省の2016（平成28）年度全国ひとり親世帯等調査において、就業率が全国81.8%、就労収入が全国200万円であるのに対し、2018（平成30）年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査では、就業率が沖縄県91.2%と全国より高くなっているものの、就労収入は187万円と、差がある状況です。

また、県の子どもの貧困実態調査からは、ひとり親家庭の保護者には精神的な不安定さを抱え、困窮した生活環境の中での子育てで孤独に悩む方も多く、支援制度について知らない、必要な支援・サービスを利用できていないことなどが明らかになっています。

そのため、貧困の連鎖を生じないよう、子どもたちの将来の生活基盤の確立も含めた取組として、保護者への就労支援、子どもへの支援や子育て・生活支援、子育てに係る経済的支援などの施策を充実させるとともに、情報提供、相談機能の充実が求められています。

なお、本市における児童扶養手当受給世帯数（2019（平成31）年3月末現在）は、母子世帯数4,565世帯、父子世帯数375世帯となっています。

表 那覇市のひとり親世帯（母子・父子世帯）の状況

	ひとり親世帯		母子世帯		父子世帯		一般世帯数
	世帯数	割合（%）	世帯数	割合（%）	世帯数	割合（%）	世帯数
那覇市	3,374	2.49	3,060	2.26	314	0.23	135,265
沖縄県	16,177	2.89	14,439	2.58	1,738	0.31	559,215
全国	838,727	1.57	754,724	1.42	84,003	0.16	53,331,797

出典：総務省「平成27年国勢調査」

【事業の方策の方向性】

厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」、沖縄県における「ひとり親世帯等実態調査」や「子どもの貧困実態調査」など、子どもを取り巻く社会環境等の現状と課題を踏まえ、ひとり親家庭への支援の充実を図るため、関連部署の連携を強化し、総合的な支援体制の確立を図ります。

特に、親子が身体的・精神的に安定した生活が過ごせるよう、相談や就労支援などとともに、子どもの貧困対策などと連動・連携した総合的な支援策を検討・実施します。

【事業の方策】

①相談・情報提供の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎相談窓口の機能向上、効率化</p> <p>児童扶養手当の現況届の受付の機会をとらえ、情報提供の場として積極的な活用を図ります。</p> <p>ひとり親家庭の自立支援を図るための各種制度や子育てサービスの利用について、制度周知、手続き支援など相談窓口の機能充実を図ります。</p>	子育て応援課	母子・父子自立支援員・家庭相談員による相談対応、職員研修	34
<p>◎支援制度の周知、情報提供の充実</p> <p>本市が実施する事業のみならず、市民が利用できる県等の事業について、パンフレット等の紙媒体、ホームページやSNS等を活用し、支援を必要とする市民に情報が届くよう、制度や情報の周知を強化します。</p>	子育て応援課	ひとり親家庭向けチラシ・ハンドブック等の配布、ホームページ等での制度周知	35
<p>◎子どもの養育費に関する取り決めや確保に向けた支援</p> <p>児童が安心して学び、成長することができるよう、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成や確保について、県などの専門機関と連携した支援に取り組みます。</p>	子育て応援課	関連する窓口でのパンフレット配布等による制度周知、案内の拡充	36

※ひとり親家庭向けチラシ

令和元年5月10日作成

ひとり親家庭の皆さん

を応援します

那覇市にお住いのひとり親家庭の方を対象とした市や県等の主な支援制度について紹介します。制度の利用については、制度毎に条件が異なり、申請が必要です。希望する制度がございましたら、ホームページ又は担当部署までお問い合わせください。

1 経済的なサポート事業

事業名	内 容	受付窓口
児童手当	中学3年生までの児童を養育している全ての世帯に支給されます。 児童1人につき月額10,000円～15,000円。 前年度の所得が医療費以上の場合は月額5,000円。	子育て応援課 児童手当グループ 861-6951
児童扶養手当	ひとり親家庭、父又は母が量産需要の状態にある家庭、父母以外の養育者に扶養されている児童を対象に、18歳到達後の最初の3月まで支給します。支給額は、全部支給の場合は42,910円（対象児童の人数に応じた加算あり）。所有に応じて支給額が異なります。	子育て応援課 児童扶養手当グループ 861-6951
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金	未婚の児童扶養手当受給者の方に17,500円を支給します。8月の現況届提出時に申請が必要です。次の要件すべてに該当する方が対象です。 ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母 ②基準日（令和元年10月31日）において、離婚（法離婚）をしたことがない ③基準日において事実婚をしていない方。	
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は精神に障がいのある児童を在宅で監護している保護者に支給されます。※所得制限あり。 1級障害：月額52,200円、2級障害：月額34,770円	
こども医療費の助成	義務教育終了までの、こどもの医療費の一部を助成します。 （医療費）未就学児：通院及び入院医療費、就学児：入院医療費 ※未成年児は、医療機関での「窓口無料化」を利用可能。	子育て応援課 医療費支援グループ 861-6951
母子及び父子家庭等医療費の助成	18歳まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を監護するひとり親家庭の親とその児童、養育者に扶養されている児童を対象に、医療機関に支払った医療費の一部を申請に基づき助成します。 ※所得制限あり。	
就学援助	国公立の小・中学校へ通う子どもの保護者に対して、学用品費、給食費、通学旅行費等の一部を援助します。 ※所得制限あり。	学習課 就学応援グループ 917-3505
沖縄県ひとり親家庭高校生等の通学サポート実証事業	（バス運賃割引） 「バス運賃割引」 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成を受給しているひとり親家庭の高校生に対して、通学用バス定期券の半額を補助します。 ※アンケートの提出が必要です。	公社社団法人 沖縄県母子寡婦扶助会 887-4099
沖縄県高校生等の通学費負担軽減措置	（モノレール運賃割引） 前年度に「沖縄県高等学校等選択のための給付金」の支給決定を受けた世帯または申榜の前年度に「市町村の就学援助」の認定を受けた世帯等の高校生等は、通学のためのモノレール運賃が半額となる「割引OKICA」を利用できます。	沖縄県子どもの未来委員会議事録 （沖縄県子どもも未来委員会議課） 866-2100

②ひとり親家庭等の親への就労支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎安定した就業に向けた能力開発、資格取得支援、ひとり親家庭への就労相談の充実に向けて</p> <p>母子・父子自立支援員が相談にのるとともに、グッジョブセンターおきなわなどの専門機関へのつなぎを強化します。</p> <p>正規雇用、安定的な就業に結びつきやすい技術や資格の取得等のための給付金支給等を引き続き実施するとともに、学び直しを支援します。</p> <p>また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対して、就職活動の仕方や職業紹介などの就労支援を、母子・父子センター（職業紹介すみれ）を中心に行います。</p>	子育て応援課	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、母子家庭等職業自立支援事業	37
<p>◎女性の職業選択肢を広げるための幅広い情報提供の強化を図る</p> <p>女性があらゆる分野の職域に進出できるよう、講座等の開設や情報の提供を実施します。また、関係機関とも連携しながら広く市民へ周知啓発していきます。</p>	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンターにおける就職支援セミナー、就職相談等	38

③子どもへの支援、子育て・生活支援の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎子どもへの支援</p> <p>支援が必要な家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得や、学ぶ意欲を醸成、高校進学に向けた学力向上を図ります。</p> <p>また、就職等に向けて高校卒業資格の取得を目指す方を支援することで、将来的な自立に向けた力を育みます。</p>	子育て応援課	ひとり親家庭学習支援事業 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	39
	保護管理課	居場所型学習支援事業	40
◎子育て及び生活支援	子育て応援課	母子・父子自立支援員・家庭相談員による相談対応、ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子及び父子家庭自立支援給付金事業、母子・父子福祉センター及び母子生活支援施設を活用した事業の実施	41
【再掲】 ◎支援制度の周知、情報提供の充実	子育て応援課	ひとり親家庭向けチラシ・ハンドブック等の配布、ホームページ等での制度周知	35
◎市営住宅入居への支援の実施	市営住宅課	一般申込者よりも入居確率が高い優遇措置の実施	42

④子育てに係る経済的支援、利用負担の軽減

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎子育てに係る経済的支援、利用負担の軽減 安定した生活を維持し、子どもの育ちを守るために、児童扶養手当や母子及び父子家庭等医療費等など、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。	子育て応援課	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子及び父子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金	43
	こども政策課	放課後児童クラブ利用料軽減事業	44
	こどもみらい課	ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業	45
◎寡婦（夫）控除のみなし適用 未婚のひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。	子育て応援課	未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用が可能な事業	46
	こどもみらい課		47
	保健総務課		48
	地域保健課		49
	障がい福祉課		50
	市営住宅課		51
【再掲】 ◎支援制度の周知、情報提供の充実 本市が実施する事業のみならず、市民が利用できる県等の事業について、パンフレット等の紙媒体、ホームページやSNS等を活用し、支援を必要とする市民に情報が届くよう、制度や情報の周知を強化します。	子育て応援課	ひとり親家庭向けチラシ・ハンドブック等の配布、ホームページ等での制度周知	35
◎子どもの修学等に必要な資金の貸付け等 ひとり親家庭の子どもの修学等に必要な資金について、貸付けを行います。 成績が優秀で修学する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で県内大学等への進学が困難な者に対し、学資の一部について給付を行います。	子育て応援課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	52
	生涯学習課	給付型奨学金	53

⑤事業者への啓発支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎先進的な取組・モデル事業等の情報提供 ひとり親世帯への自立支援につながる就労・雇用の面において、先進的な取組を実施している市内企業の情報を市の広報媒体を活用して情報提供を行います。 また、優良企業については、インセンティブを与えるような市の取組の検討・実現に努め、企業側の意識啓発を促進します。	平和交流・男女参画課	センター広報紙等での情報提供、優良企業支援のための施策の検討	54

基本課題（4）貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

2017（平成 29）年度に実施した「市民意識調査」によると、「あなたの老後の不安や悩みは何ですか」の質問では、「健康のこと」（女性 67.3%・男性 67.6%）、「生活費のこと」（女性 71.1%・男性 62.4%）、「安心して住み続ける住宅が無い」（女性 19.8%・男性 15.4%）となっています。

高齢化が進む中で、特に貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、市全体で横断的に連携した支援が必要です。また、国際化が進む中、就業や留学など様々な理由で市内に在住する外国人やその家族に対しても、安心して暮らせる環境整備に努めます。

【事業の方策の方向性】

貧困、高齢、障がい等により困難な状況にある当事者を対象とした、相談しやすい環境を整えるとともに、相談窓口の一層の周知により、相談体制の充実や日常的な生活支援・居場所づくりの取組等の充実を図ります。

事業者へは、2016（平成 28）年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）（以下「障害者差別解消法」）」の周知を図るとともに、「差別の禁止」、「合理的配慮の提供」に関する意識啓発を推進していきます。

【事業の方策】

①相談・情報提供の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎高齢者への相談窓口での適切な対応・情報提供の徹底 高齢者及び介護者等家族の支援につながる各種制度・サービスの利用について周知徹底するための情報提供や、窓口対応職員研修等を実施します。	ちゃーがんじゅう課	職員研修、情報提供	55
◎障がい者への相談窓口での適切な対応・情報提供の徹底 障がい者及び家族の支援につながる各種制度・サービスの利用について周知徹底するための情報提供や、窓口対応職員研修等を実施します。	障がい福祉課	職員研修、情報提供	56
◎相談窓口での適切な対応・情報提供の徹底 市民(外国人含む)の自立支援を図るための各種制度・サービスの利用について情報提供及び相談者の状況に応じた支援、職員研修等を実施します。	平和交流・男女参画課	相談室「ダイヤルうない」、情報提供、職員研修等	57
	保護管理課	福祉相談、女性相談、情報提供	58

②生活支援の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎高齢者・介護者支援の充実 市内各地域にある包括支援センターにおいて、各種介護予防教室、講座、サービスの提供や、高齢者や介護者への相談窓口での支援の充実など、介護者支援を推進します。	チャーがんじゅう課	地域包括支援センターでの相談対応・事業の活用	59
◎障がい者世帯に対する支援の充実 障がいのある方及び家族の就労・生活支援につながる各種制度・サービスの充実や利用促進に取り組みます。	障がい福祉課	那覇市障がい者就労支援センター事業、障害福祉サービス等給付事業等	60

③事業者への啓発支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎障害者差別解消法の広報・周知と取組の推進 2016（平成 28）年 4 月施行の「障害者差別解消法」の市民・事業者・市職員への周知を徹底し、障害を理由とする差別をなくし、合理的配慮の提供を推進していきます。 また、市では、障がいのある方に配慮した窓口対応、通知や書類・広報、庁舎内の環境整備と、市職員の合理的配慮についての意識啓発を推進していきます。	障がい福祉課	広報・周知、情報提供、庁内における「合理的配慮」に関する取組の推進	61
◎取組を進めている優良企業の入札時の優遇措置の検討 女性や若者を積極的に雇用している、また、先進的な取組を行っている企業について、入札時の加点など、優遇措置が可能かどうか、さらに検討を進め、企業側の意識醸成を促進します。	法制契約課	総合評価落札方式等企業の技術力を評価する入札制度における加点等、インセンティブ付与について検討	62



基本課題（5）DV等を要因とする子どもの権利・人権の保護

【現状と課題】

子どもは保護者の労働環境、地域環境や家庭環境といった、生活課題の影響を最も大きく受ける存在です。近年、少子高齢化、核家族化、都市化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもや子育てに関する様々な課題が生じています。子育ての難しさから養育がうまくいかず、子どもへの虐待に至る事案もあります。

DVやいじめ、暴力、貧困、不登校の増加などが社会問題として捉えられ、2000（平成12）年「児童虐待防止法」、2013（平成25）年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が定められるなど、対策が進められています。

【事業の方策の方向性】

家庭、学校、地域で子どもが安心して生活できるまちづくりのため、国連で採択された子どもの権利条約の理念を広めるために実施した、「那覇市世界にはばたく子どもの街宣言」（平成10年）の基本的な考え方の一層の浸透を推進し、面前DVなどの子どもの虐待への影響について、研修を開催するなど、市民、関係機関への周知・啓発活動を行います。

さらに、児童虐待の早期発見・防止に向けて、児童家庭相談や家庭訪問、児童虐待の発生の予防や発生時の対応に際し、子どもや保護者に寄り添った支援を行うとともに、居場所の確保に努め、関係機関や地域との連携強化に取り組みます。

※「那覇市世界にはばたく子どもの街宣言」趣旨及び経緯

本市では、平成元年に国連が採択し、平成6年に我が国も批准した子どもの権利条約の理念等について、広く市民への周知を図るとともに市の施策に活かすため、平成10年「那覇市世界にはばたく子どもの街宣言」を制定しました。

子どもの街宣言は、大人と子どもの約束を通して、生きる権利、育つ権利、守られる権利等の子どもの保障の実現に向けて、市民全体で取り組むことを目的としています。

また、制定に向けては、「子どもにやさしい街づくり推進会議」における幅広い審議を踏まえており、実践に向けてはイベント等での周知啓発に取り組んでいるところです。



【事業の方策】

①子どもの権利・人権を守るための取組

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎子どもの権利・人権を尊重する社会づくり あらゆる事業を行う際に、大人と同等の権利を有する主体として子どもを認め、権利を尊重した支援や対応を進めるために、子どもの命と人権を尊重するとした「那覇市世界にはばたく子どもの街宣言」の周知を図ります。	こども政策課 こども教育保育課	児童福祉週間等を活用した子どもの街宣言のポスター等の配布	63 64
◎子どもの支援の充実 面前DV等の虐待から児童を守るために、子育て世代包括支援センター、保育園、学校、児童相談所等の関係機関の連携を深め、早期発見に努めるとともに、母子の緊急避難的な居場所の確保を図ります。	子育て応援課	子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化、母子生活支援センターさくらによるショートステイ事業	65
◎子どもの権利・人権に関する普及啓発 子どもの権利や人権についての理解を深めるため、講演会や講座などを開催して周知を図るとともに、日常の人権を守るための教育普及を図ります。	平和交流・男女参画課 公民館	センター講座 公民館講座	66 67
◎子どもの権利・人権に関する普及啓発 子どもの権利や人権教育の充実を図るため、各学校で全体計画を作成し、共通実践に努めるよう周知します。 「人権を考える日」を設定し、児童生徒教職員が人権意識を高めるために取組を充実させます。	学校教育課	学校での内容の充実の推奨 校長連絡協議会・教頭連絡会での情報提供	68
◎制服選択制の推奨 本人または保護者からの申し出により個別に対応しつつ、今後は保護者や地域の理解を得ながら段階的に誰でも申請なしに制服等を選択できるように推奨します。	学校教育課	制服選択制の推奨	69
◎学校における体罰根絶への取組 体罰は、児童生徒に対する人権侵害行為であり、いかなることがあっても決して許されるものではなく、体罰の根絶に努めます。	学校教育課	教員研修による人権意識向上	70



基本課題（6）防災への参画の促進

【現状と課題】

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災や2011（平成23）年の東日本大震災、2016（平成28）年の熊本地震など、未曾有の大災害に見舞われた際に、これまでの被災者支援や避難所の運営体制等において、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人への対応への課題が露呈しました。それらの課題解決のためにも、これから地域防災計画や地域での防災体制づくり、避難所運営等において、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人の視点からの意見・要望等を反映させ、今後の災害への備えや体制づくりに生かしていくことが重要となっています。そのためにも、防災分野への女性等の参画や、地域全体で防災時の対応のみならず、減災や復興のための取組も含め、住民全体で考え、いざという時のための体制づくりが求められています。

【事業の方策の方向性】

那覇市地域防災計画において、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人の視点を取り入れた施策・事業の実施と、市の消防局や消防団、那覇市防災会議等において、女性等の参画を促進していく取組を進め、特に、女性職員や女性委員等の登用を推進します。

【事業の方策】

①さまざまな視点を踏まえた本市の防災の計画・政策・方針等の策定

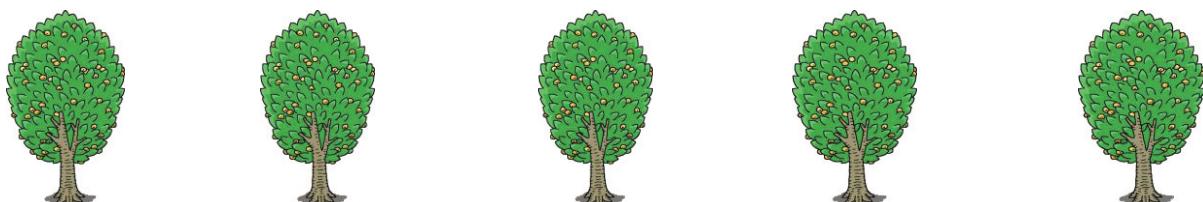
具体的施策	担当課	事業等	番号
◎防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画 避難所におけるプライバシーの保護など、避難所におけるニーズは様々です。女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性の視点を市の防災計画・施策に取り入れる必要があります。これらの視点を取り入れるための方策を行います。	防災危機管理課	那覇市地域防災会議等での女性等委員割合を増やすよう努める	71

②災害時の女性や多様な性を生きる人等への支援の拡充

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎さまざまな視点を取り入れた防災計画・施策、支援の拡充 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人が被災時に直面する課題の調査研究、対応策や支援体制の確立に向けた取組の拡充、推進を図ります。	防災危機管理課	災害時における、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人への支援体制の確立に向けた研修等を行う 那覇市地域防災計画において、さまざまな視点からの施策の検討、見直しを進め る	72

③防災分野への女性の参画促進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎消防団への女性加入の推進 女性の消防団への参加を促進するとともに、災害発生時における初動体制の確立など、訓練や研修を実施し、日常的に防災意識を高めていきます。	消防局警防課	ポスター及び冊子等での入団募集案内	73
◎消防職員等への女性職員の配置 防災の現場に女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用の段階も含め、取り組みます。	消防局総務課	専門知識を必要とする日勤業務及び警防業務、救急出動時の女性傷病者、高齢者に対応するため適正に配置する	74
	人事課	採用試験等で女性が不利益とならないような配慮を行う	75



基本課題（7）国際社会との協調及び貢献・平和への努力

【現状と課題】

我が国は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、男女共同参画施策を開発し、推進しています。女性差別撤廃委員会等をはじめとする国際会議等における議論や、国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民に理解を深めてもらうための情報提供や、施策・事業等を実施し、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努めています。

しかし、先進国において、日本はジェンダーギャップ指数（GGI）が下位に位置しており、2018（平成30）年は149か国中、110位という結果となっています。特に、女性の政治分野・経済分野への進出が進んでいない状況がみられます。

また、性の多様性の尊重に関する議論がなされています。現在も、同性愛者を死刑にする国があり、各国での意思統一が難しい部分がありますが、国連事務総長は2010（平成22）年12月、ニューヨークでLGBTの平等に関する演説を行っています。現在、G7において、同性の婚姻に関して何の法制度ももたないのは日本のみであり、2018（平成30）年にはアジアで初めて台湾で同性婚ができるようになりました。法的な性別の変更についても、不妊手術を強制することは人権侵害であるという考えが広まっており、スウェーデンでは、2018年から、法的な性別を変更するために、望まない不妊手術をしなければならなかつた人々への国家賠償が始まっています。

しかし、日本では現在も、戸籍上の性別が同じカップルの婚姻届は受理されないため、婚姻することができません。また、戸籍上の性別を変更するための手術要件は残されています。

本市においても、世界的な情勢についての情報を収集し、可能な限り意見交換も行いながら、自治体としてできることに、今後も取り組んでいきます。

さらに、沖縄においては、住民を巻き込んだ地上戦が行われ、実に県民の4人に1人が亡くなるという多くの犠牲者を出した歴史をもち、その後もアメリカ軍による占領、アメリカ統治下で30年弱を過ごした等の特殊な経験をもちます。このような時代の経験を、女性の視点や子どもの視点からも語り継ぐ必要があります。

戦時下においては、殺人のみならず、性犯罪も正当化されます。「戦時性暴力」という言葉もあるように、世界的にみると民族浄化の手段として、男性を殺し、女性を犯すなどの手段も取られるなどの事実もあります。平和都市宣言を行っている本市では、戦争のこのような側面についても直視し、教育を行っていく必要があります。

本市においても、国際社会との協調及び貢献につながる、世界的な潮流や時代にあった取組・情報について、広く周知すると同時に、課題解決に向けた施策を展開する必要があります。

【事業の方策の方向性】

国際社会における男女共同参画の取組について、国や県と連携して、必要な情報を収集し、市民・事業者に向けての積極的な情報発信と同時に、平和な社会の実現につながる国際貢献に取り組みます。

【事業の方策】

①国際規範・基準や国際的な取組の情報提供・周知

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎女性差別解消、性の多様性の尊重、平和等に関する国際的な規範、国際会議等の情報提供</p> <p>国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、国際会議等における議論や新たな国際的な潮流も踏まえ、幅広く市民等へ理解を深めるための情報提供や取組を進めます。</p>	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供	76

②平和・国際貢献

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎平和な社会の実現のため、国際的な視野に立って課題解決に取り組む人材の育成</p> <p>男女共同参画・人権尊重に関する課題解決に当たることができる人材育成のための研修への参加を促します。</p>	<p>平和交流・男女参画課</p> <p>人事課</p>	<p>男女共同参画研修の情報提供、参加促進</p> <p>県外派遣研修</p>	<p>77</p> <p>78</p>
<p>◎沖縄戦をはじめとする戦争体験等から平和社会の実現に向けた学習や情報提供の機会の確保</p> <p>戦争体験を風化させないよう、平和の実現に向けた学びにつながる取組を行います。</p> <p>女性や子どもから見た沖縄戦の体験を風化させないように語り継ぎます。</p> <p>世界的に見た戦時性暴力について、学びの機会を設けます。</p>	平和交流・男女参画課	センター講座、関連図書や情報の提供	79



基本目標2 多様な性を尊重する社会づくり

基本課題（1）「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）の理念の推進

【現状と課題】

なは女性センターでは、1997（平成9）年から市民向けのセクシュアリティに関する講座を継続して開催し、人権意識の啓発を推進してきました。

2013（平成25）年9月に大阪市淀川区が発表した「L G B T 支援宣言」に次いで、2015（平成27）年7月に、本市は市民と協働し、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市を目指して、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）を発表し、本市の姿勢を表明しました。これまでの意識啓発のための市民向け講座の開催やプライド・イベントである「ピンクドット沖縄」の共催に加え、性の多様性に対する電話相談や市職員研修等を実施しています。

2016（平成28）年4月には、琉球大学法科大学院と「性の多様性の尊重」に特化した協定を締結し（自治体が「性の多様性の尊重」に特化した協定を法科大学院と結ぶのは日本初）、知識提供を受ける他、講演会の共催や無料法律相談（レインボー法律相談）等も実施しています。

レインボーなは宣言後、本市において、「性の多様性の尊重」に関する意識が高まること、当事者団体等との意見交換の中で「行政（市）が二人のパートナーシップ関係を認めることで、精神的な支援につながるので、是非取り組んでほしい」との要望があったこと、議会質問があったことなどを受け、2016（平成28）年7月に、全国で5番目となる「那覇市パートナーシップ登録」制度を開始しました。同制度には法的拘束力は無いものの、本市では、市営住宅入居のための親族要件への追加を行いました。市内の民間企業においては、各種家族割の適用や夫婦連帯債務ローンの利用等が始まっています。

また、2019（平成31）年3月には、沖縄弁護士会が国内の単一弁護士会として初の「レインボー宣言～性の多様性を尊重し性的少数者のさらなる権利保障に努めることの宣言～」を出しました。

2015（平成27）年に、東京都の渋谷区と世田谷区がパートナーシップ宣誓制度を開始して以降、パートナーシップ制度は各自治体へ広がっており、2019（令和元）年には茨城県が都道府県で初めてパートナーシップ制度を要綱で導入しました。同県は差別禁止等を定めた条例も制定しています。同制度については要綱を制定し運用している自治体がほとんどですが、渋谷区、豊島区は条例を定め、運用・実施しています。性の多様性の尊重や差別禁止について定める条例をもつ自治体も増えています。

表 同性パートナーシップ制度導入自治体と施行年度

自治体名	年度	自治体名	年度	自治体名	年度	自治体名	年度
東京都渋谷区	2015	福岡県福岡市	2018	東京都府中市	2019	東京都江戸川区	2019
東京都世田谷区	2015	大阪府大阪市	2018	大阪府堺市	2019	東京都豊島区	2019
三重県伊賀市	2016	東京都中野区	2018	神奈川県横須賀市	2019	東京都府中市	2019
兵庫県宝塚市	2016	千葉県千葉市	2018	岡山県総社市	2019	栃木県鹿沼市	2019
沖縄県那覇市	2016	熊本県熊本市	2019	神奈川県小田原市	2019	宮崎県宮崎市	2019
北海道札幌市	2017	群馬県大泉町	2019	大阪府枚方市	2019	茨城県	2019

※2019年7月5日時点

しかし、婚姻平等が実現していないので、戸籍上の性別が同じパートナーは、婚姻制度を利用することができます、多くの権利が制限されています。また、例えば、緊急時の病院での同意や、面会、付き添い等については法的な決まりがないため、つらい思いをするパートナーも多くいます。

世界保健機構（WHO）における国際疾病分類は2018（平成30）年に全面改定され、（ICD-11）、性同一性障害は「精神疾患」の分類からはずれ、「性の健康に関する状態」分類に移り、その中の「Gender incongruence（厚労省による仮訳は「性別不合」）」という項目になりました。「個人の経験する性（an individual's experienced gender）と割り当てられた性別（assigned sex）の顕著かつ持続的な不一致によって特徴づけられる。」とされています。また、「ジェンダーの多様な振る舞いや好みだけでは、このグループとして診断名を割り当てる根拠にはならない。」とされています。しかし、日本では、戸籍上の性別を変更する要件が手術要件をはじめ、非常に厳しいため、人権侵害の可能性を国連から勧告されている等の課題もあります。

「レインボーなは」宣言とは

レインボーは、たくさんの色を含むことから多様性の象徴とされています。

近年は、LGBTを含む多様な性を生きる人をサポートする意思を示したり、当事者が自分自身ありのままであることを誇りに思う気持ちを表現するものとして知られています。

この意思を共有するため、今回宣言の通称を「レインボーなは宣言」としています。

【事業の方策の方向性】

本市の「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の趣旨は、少しずつ市民の理解を得ていますが、まだ認知度は必ずしも高くありません。さらに多くの市民や事業者へ、多様な性についての理解と人権尊重の意識づくりを進めていくことが必要です。

2017（平成29）年度実施の「市民意識調査」によると、性の多様性を認め合う社会づくりの必要性については「必要だと思う」が45.0%と半数近い回答があり、「やや必要だと思う」の27.3%と合わせると72.3%と、多数の市民が性の多様性を認め合う社会づくりが必要だと感じています。

本市では、多くの市民も性の多様性を認め合う社会づくりの必要性を感じながら、まだ認知度が低い状態です。認知度を上げる努力を継続しながら、「那覇市パートナーシップ登録」制度の周知と理解の促進を図り、関係部署・機関と連携・協力して施策を進めていきます。

図 「レインボーなは宣言」の認知度

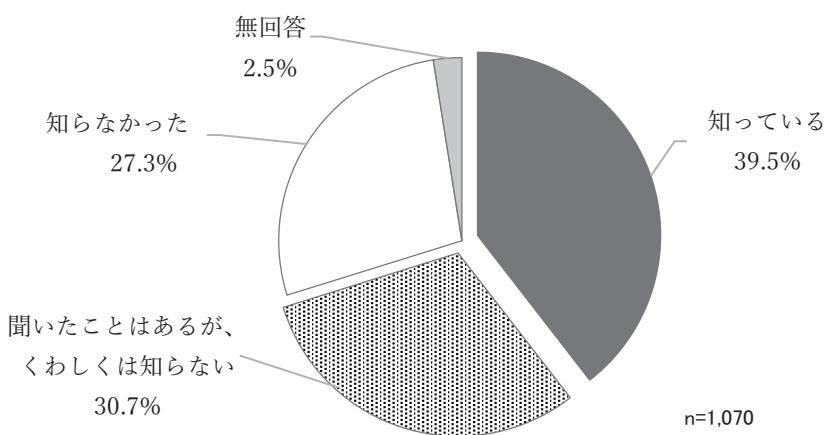


図 「那覇市パートナーシップ登録」制度の認知度

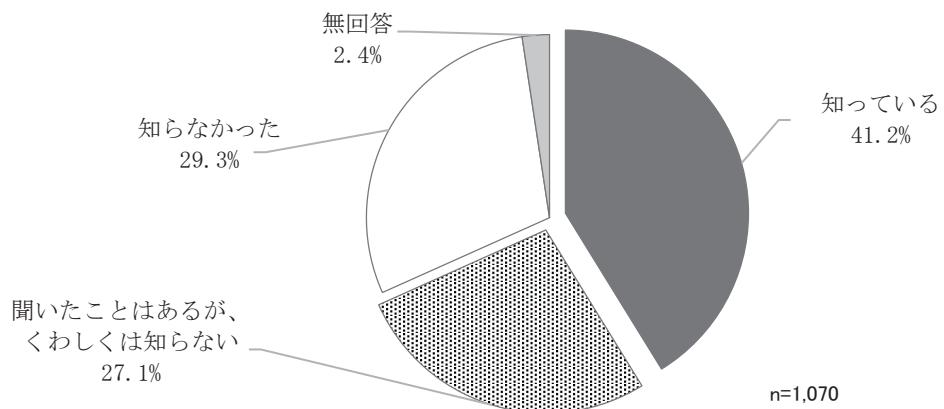
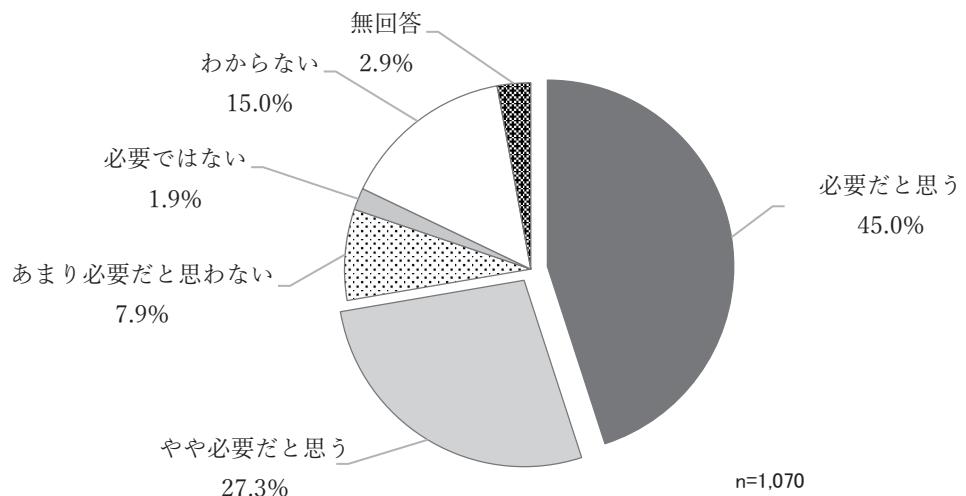


図 性の多様性を認め合う社会づくりの必要性



出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査結果」

【事業の方策】

①レインボーナハ宣言の周知・普及

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーナハ宣言）の周知と理解の促進</p> <p>多様な性を理解するための小冊子やポスター、また支援を表明するグッズ等の作成・配布、講演会、研修、法律相談、当事者団体からの聞き取り等を行い、性のあり方は人権として尊重されるという本市の姿勢を、広く市民等へ周知し、理解の促進に努めます。</p>	平和交流・男女参画課	市の広報紙、ホームページ、SNS、センター講座、パンフレット等による意識啓発・情報提供、講演会、研修、法律相談、当事者団体からの聞き取り等の実施	80
<p>◎「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーナハ宣言）の周知と理解の促進</p> <p>性のあり方は人権として尊重されるという本市の姿勢を、広く市民等へ周知し、理解を深めてもらえるよう取り組みます。</p>	秘書広報課	市のホームページや広報紙、SNS等での情報提供	81

②那覇市パートナーシップ登録に関する取組の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎那覇市パートナーシップ登録制度に関する取組の推進</p> <p>レインボーナハ宣言を受け、2016（平成28）年7月に開始した「那覇市パートナーシップ登録」制度の周知や、関係部署・機関との連携及び協力体制の構築を進めます。</p> <p>また、パートナーシップ登録者への意識調査を実施し、よりニーズにあった、利用しやすい制度の構築・施策の展開を図ります。</p>	平和交流・男女参画課	パートナーシップ登録制度のさらなる周知・情報提供のため、センター講座、法律相談等を実施 府内外の関係部署や機関との連携及び協力体制づくりと府内研修の実施 パートナーシップ登録者への意識調査の実施	82

③多様な性に関する相談・情報提供の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎多様な性に関する相談体制・事業の充実</p> <p>多様な性に関する相談専用の窓口設置に向け、調査・研究を進めます。また、関係機関と連携・協力しながら、利用可能な機関及び情報の収集・提供や法律相談会の開催等も行います。</p>	平和交流・男女参画課	専用相談窓口設置に向けた調査・研究、講座の開催、法律相談会の実施等	83

④多様な性を生きる人への職場環境の改善や就労支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎フレンドリー企業の情報収集・支援</p> <p>性の多様性を尊重する取組を積極的に実施している企業の情報収集・提供のほか、取組についての広報や企業への支援策について検討します。</p>	平和交流・男女参画課	情報提供、広報、支援策の導入に向けた検討	84

◎事業者の意識啓発のための支援策の検討・導入 市内事業者へ性の多様性の尊重についての意識啓発のための広報や、社内研修のための講師派遣等の支援施策に取り組みます。	平和交流・男女参画課	広報、講師派遣等	85
◎求職者等に対する情報提供及び必要な支援 フレンドリー企業等の情報の提供や必要な支援策については、ニーズを把握した上で取組を検討します。 また、求職者への情報提供については、庁内関係部署と連携協力して実施します。	平和交流・男女参画課	情報提供、ニーズ調査	86

⑤多様な性を生きる人への生活支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎交流会等の機会の提供 社会生活における当事者の孤立を防ぐとともに、同じ悩みや苦しみなどを持った人たちとの交流や支援者による情報共有及びコミュニケーションの機会を提供します。	平和交流・男女参画課	レインボー交流会等の機会の提供及び開催支援や広報の協力	87
◎リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の浸透 からだの性に関する戸惑いや疑問、性感染症等について多様性をふまえたりプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報の提供を行います。	平和交流・男女参画課	情報提供	88
◎性の多様性に留意した市民サービスの促進 公的書類については、必須ではない性別欄について見直しを行い、性の多様性に配慮した運用を促します。	平和交流・男女参画課	庁内職員研修の実施、他自治体の取組や庁内関係部署への調査・研究、情報提供等	89



基本課題（2）多様な性を尊重する人権意識の啓発

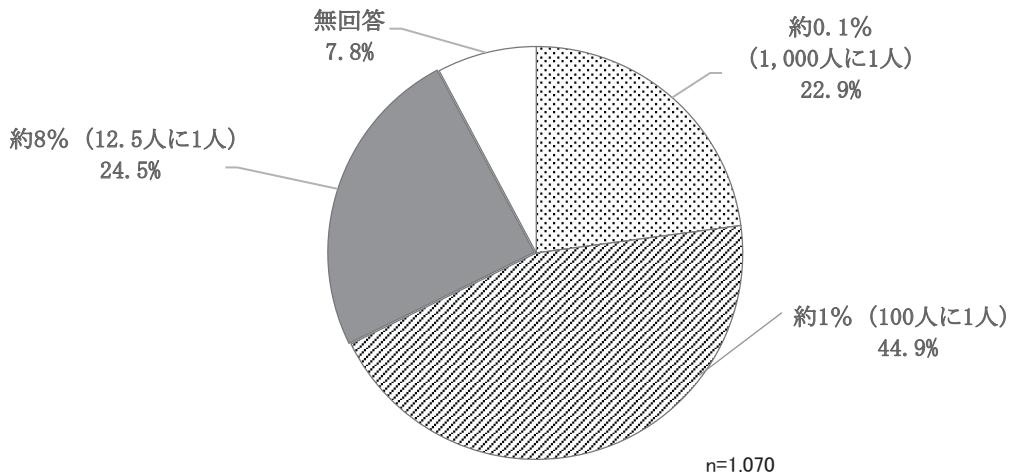
【現状と課題】

本市は、2015（平成27）年に「レインボーなは宣言」を発表し、性の多様性の尊重につながる取組を進めていますが、多様な性を生きる人の生きづらさの軽減につながるような本市施策のさらなる展開や、「那覇市パートナーシップ登録」制度の活用策、市民・事業者への意識醸成につながる施策の拡充等を図る必要があります。未だに多様な性についての社会的認識や理解は進んでいるとは言いがたく、様々な場面において差別や偏見が存在しています。

このような現状を変えるには、長い時間をかけて、正しい知識や情報を広く市民・事業者・市職員等に周知し、意識の醸成、理解促進を十分に図ることが必要です。

※電通ダイバーシティ・ラボが実施した「L G B T調査 2015」によると、日本国内の多様な性を生きる人の人口比率は約8%となっているが、2017（平成29）年度実施の「市民意識調査」においては、市民の認知度は24.5%で、約7割の市民は「1%以下」との回答だった。

図 L G B Tを含む性的マイノリティの人口比率の認知度



出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

多様な性を尊重するための人権意識の醸成及び理解の促進のため、市のみならず、家庭や学校、企業等への情報提供や意識啓発を図るための各種施策の実施に努めます。

特に、学校現場においては、児童生徒が相談しやすい体制の構築について働きかけます。

【事業の方策】

①情報提供・意識啓発活動の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎多様な性に関する情報の集約・情報提供 多様な性について理解するための講座や研修の実施や、図書や行政資料、パンフレット、広報紙等の情報を収集し、提供します。	平和交流・男女参画課	センター講座、図書の閲覧や貸出、情報提供等	90

②市職員・教職員等の理解の促進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎市職員・教職員の理解を深めるための取組 市職員として、人権尊重の意識を持って市民サービスに取り組み、多様な性についての理解を深めるため、職員研修を実施します。 教職員として、人権尊重の意識を持ち、多様な性についての理解を深めるため、教職員向けに研修を実施します。	平和交流・男女参画課 人事課 学校教育課	職員研修 職員階層研修時の講話、研修 教職員研修	91 92 93

③学校における教育・学習の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎児童・生徒が性の多様性の理解を深めるための取組の推進 学校現場において、性の多様性を含め、意識啓発・理解を深めるための人権教育の実施や関連する情報の提供等を行います。	学校教育課	性の多様性に配慮し、人権侵害がないように内容を精査した上で、人権教育の実施	94
◎性の多様性が尊重される学習環境・職場環境の確保 学校の制服や更衣室等の性別に関する区分けの見直し等、児童生徒及び教職員の性の多様性が尊重される環境の確保に向けた情報提供等を行います。	平和交流・男女参画課	教職員や学校現場への研修等	95
◎性別に関する区分けの見直し トイレや更衣室などの利用方法を全体的に見直し、制服等、性別による区分けがされているものについて見直しを図ります。	学校教育課	区分けの見直し	96

④家庭や地域における啓発活動の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎家庭や地域における性の多様性の尊重への意識啓発 家庭や地域の活動において、性の多様性の尊重のために留意すべき事項等について、周知を図ります。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供	97
◎性の多様性の尊重に取り組む市民団体等の支援 多様な性を生きる上での問題点について、人権の観点から発信し、その解消を目指す市民活動を行う団体やグループへの支援を行います。	平和交流・男女参画課	市民団体への事業支援として広報協力、センター学習室の貸出等	98

⑤職場における意識の醸成・理解の浸透

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎職場における関連法令・制度等の情報提供・周知 性の多様性に関する法令等の情報を集約し、庁内担当部署や関係機関、市内事業者等への情報提供・周知や広報依頼を行います。	平和交流・男女参画課 商工農水課 人事課	情報提供、広報・周知依頼	99 100 101
◎多様な人材の雇用促進のための連携・支援 性別に限らず、多様な人材の雇用に関する情報や先進的な取組等の情報を集約し、提供します。	平和交流・男女参画課 商工農水課	情報提供、広報・周知依頼	102 103
◎優良企業の支援制度の検討 先進的な取組を行っている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討します。	平和交流・男女参画課	支援策や評価制度の導入に向けた調査・検討、情報収集	104



基本課題（3）職場等におけるSOGIハラスメント等の根絶

【現状と課題】

2017（平成29）年1月1日に施行された男女雇用機会均等に関する「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置についての指針」では、SOGIハラスメントについて記載されています。また、人事院規則10-10「セクシュアル・ハラスメントの防止等」の適用においても、SOGIハラスメントに関する記載があります。

2019（令和元）年5月27日に職場のパワハラ防止を企業に義務づける「パワハラ関連法案（労働施策総合推進法の改正案）」が成立し、その付帯決議の中で、SOGIハラスメントやアウティング*に対しても、企業に対策が義務付けられる方針となることが決議されました。

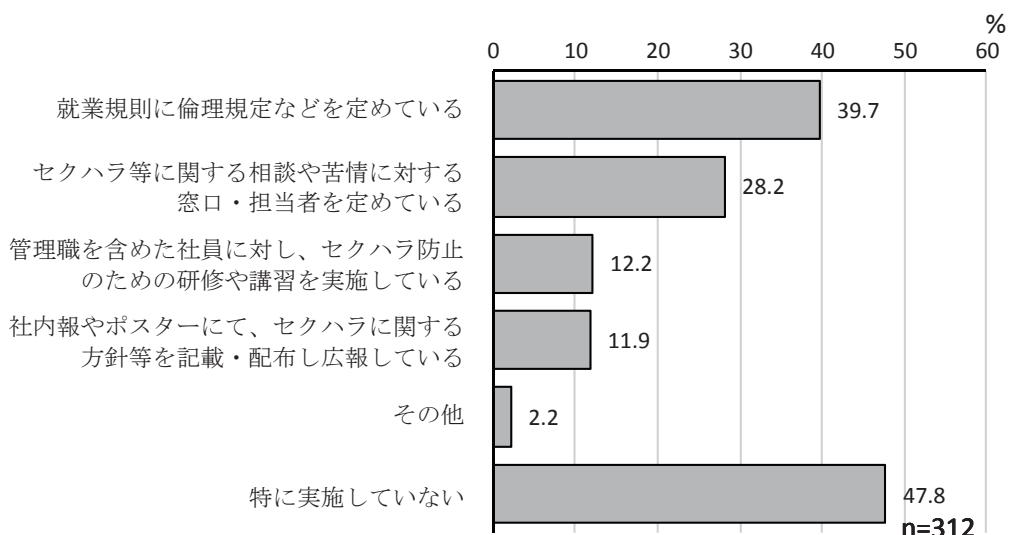
2017（平成29）年度に実施した「那覇市男女共同参画社会に関する事業所意識調査（以下「事業所意識調査」）」によると、セクシュアル・ハラスメントについては「よく知っている」が70.8%、「少し知っている」が25.3%と、ほとんどの企業において認知されています。

一方、セクハラ防止の取組については、「特に実施していない」が47.8%と、ほぼ半数を占めています。表面化されていない事案も懸念されることから、就業規則や倫理規定などに明文化するなど、関係法令の周知徹底や、企業・労働者の人権尊重意識の醸成につながる取組が求められます。

このような状態においては、SOGIハラスメントについては、そもそもの周知が強く求められるところです。

さらに、日本ではハラスメントに関する法律は職場に限定されています。しかし、学校でのハラスメントも深刻です。本市は、学校におけるSOGIハラスメント防止にも取り組んでいきます。

図 事業所においてセクシュアル・ハラスメント防止のために取組んでいること



出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画社会に関する事業所意識調査」

【事業の方策の方向性】

学校や職場等におけるセクシュアリティに基づく差別やハラスメントの根絶のため、情報提供の他に、授業やセンター講座、研修等で、ハラスメントへの認識を深めてもらうことが重要です。

また、家庭や学校における人権教育や、事業者においては、雇用管理上、必要な措置等について各種法令等の遵守を推進していくよう、情報提供や意識の醸成に取り組みます。

【事業の方策】

①学校におけるSOGIハラスメントの根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎SOGIハラスメント防止のための体制整備 教職員からのSOGIハラスメント、生徒間のSOGIハラスメントを防止するために、性の多様性への偏見・差別に配慮した人権教育・意識啓発のための授業の実施や情報の提供、相談窓口の設置、教職員研修などに取り組みます。	学校教育課 教育研究所	SOGIハラスメント根絶に向けた情報提供・広報周知、教職員研修、人権意識啓発のための授業	105 106

②職場におけるSOGIハラスメントの根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎SOGIハラスメントの防止 事業所におけるSOGIハラスメントに関する就業規則の改正や相談窓口の設置などの雇用管理上の措置義務について周知・啓発を図ります。	平和交流・男女参画課 商工農水課	情報提供・広報周知、センター講座 情報提供・広報周知	107 108
◎府内におけるSOGIハラスメントの防止 府内におけるSOGIハラスメントに関する就業規則の改正や雇用管理上の措置義務を果たします。	人事課	SOGIハラスメント相談対応、市全職員への研修実施	109

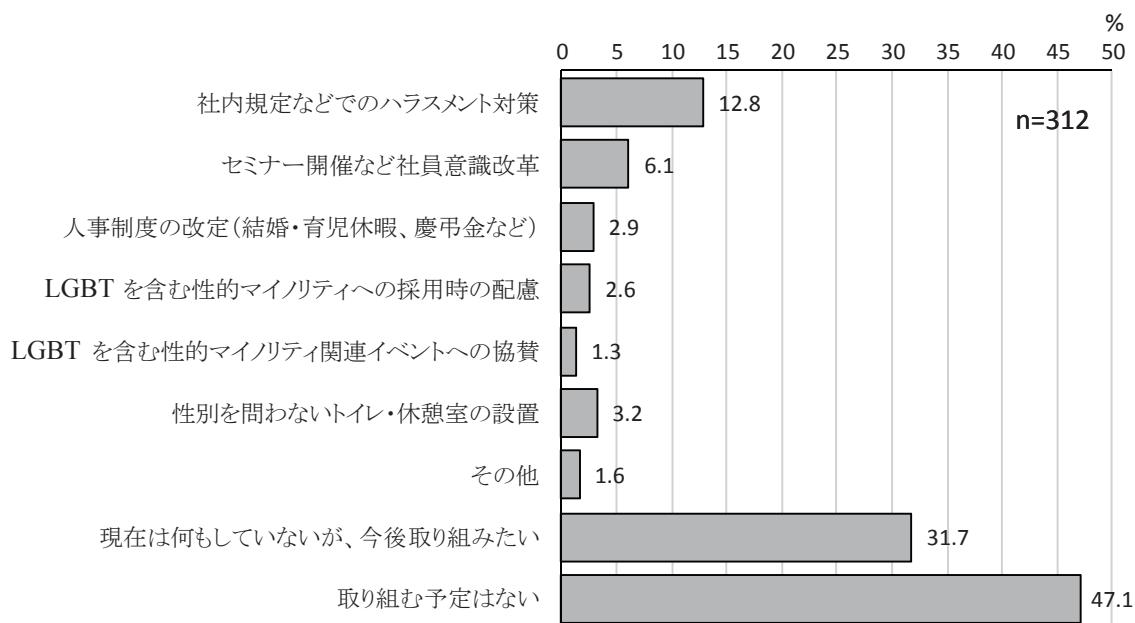
基本課題（4）性の多様性に配慮した環境整備

【現状と課題】

本市は、2015（平成27）年7月の「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）以降、性の多様性に配慮した環境整備を進めていますが、市有施設等についても、未だ十分な状況ではありません。

学校においても、トイレや更衣室の整備などを進めていく必要があります。そのため、全ての人がそのセクシュアリティによってつらい思いをしなくてすむように、職場や学校の環境整備について、実態を調査・検討し、今後の学校を含めた市有施設の建設や修繕時には、配慮をしていきます。また、市内の企業や私立学校にも協力を依頼していきます。

図 事業所におけるLGBTを含む性的マイノリティに対する職場改善の取組み



出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画社会に関する事業所意識調査」

【事業の方策の方向性】

市有施設や学校等において、不要な性別わけのない施設整備を検討し、民間企業や各種団体等へも関連情報の提供等、連携した取組を推進します。

また、市内事業者へ取組を導入し進めてもらうために、先進的な取組を行う企業・団体に対して、本市の支援策の検討を進めます。

【事業の方策】

①市有施設における性別にとらわれない（だれでも）トイレや更衣室の設置促進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎市有施設における性別にとらわれない（だれでも）トイレ等の促進 市有施設の整備にあたっては、だれでもトイレの設置や、案内板等を、性の多様性に留意したものにします。	管財課 建築工事課	市有施設の多目的トイレを、だれでも使えるトイレとして整備する 今後整備する施設において、関係課と協議し、導入・設置を検討する	110 111

②学校における環境整備の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎市有施設における性別にとらわれない（だれでも）トイレ等の促進 学校施設の整備にあたっては、だれでも使えるトイレの設置など、性の多様性に留意したものにします。	施設課	性別に関係なく使用できる多目的トイレの整備	112

③企業への情報提供

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎性の多様性に関する職場環境整備に必要な情報の提供 L G B Tフレンドリー企業等が行っている先進的な取組・事業等の情報を集約し、市民・市内事業者へ提供します。	平和交流・男女参画課	情報提供、広報・周知	113

④優良企業への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
【再掲】 ◎優良企業の支援制度の検討 先進的な取組をしている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討します。	平和交流・男女参画課	支援策や評価制度の導入に向けた調査・検討、情報収集	104

基本課題（5）職場のダイバーシティ（多様性の受容）の推進

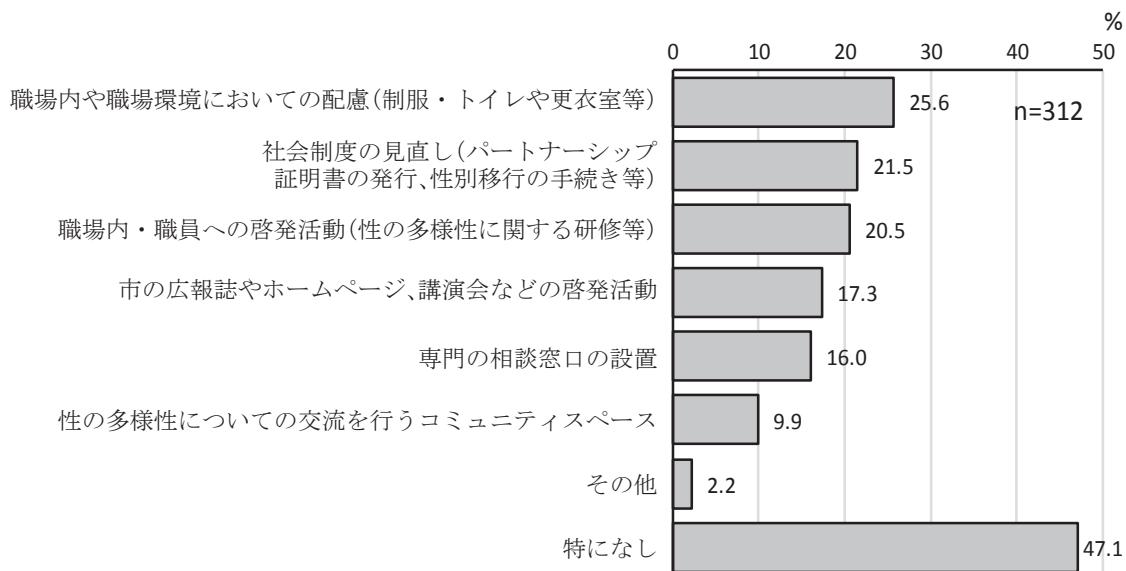
【現状と課題】

職場におけるダイバーシティの推進は、女性の活躍推進、男性を含めた働き方改革*、若者や高齢者の活躍支援、バリアフリー社会の実現等といった、これまでの取組に加え、L G B T等を含む多様な性を生きる人等への対応等も含めた幅広い取組が求められます。

2017（平成29）年度実施の「市民意識調査」によると、性の多様性を認め合う社会づくりの必要性については「必要だと思う」が45.0%と半数近い回答があり、「事業所意識調査」の回答と対照的な結果となっています。また、「やや必要だと思う」の27.3%と合わせると72.3%と、多数の市民が性の多様性を認め合う社会づくりが必要だと感じています。

また、「事業所意識調査」によると、性の多様性を認め合う社会をつくるために必要な取組について、取り組んでいる回答事業所では、「職場内や職場環境においての配慮（制服・トイレや更衣室等）」が25.6%となっていますが、「特になし」という回答が47.1%と最も多くなっています。

図 性の多様性を認め合う社会をつくるために必要な取組について



出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画社会に関する事業所意識調査」

【事業の方策の方向性】

世界的な潮流や全国の動向を踏まえ、市内事業者へ関連法令や制度、先進的な企業の取組についての情報提供や、すでに取組を進めている優良企業への市の支援策を検討し、推進します。

【事業の方策】

①事業者へ関連法令・制度等の情報提供・周知

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎職場における関連法令・制度等の情報提供・周知 性の多様性に関する法令等の情報を集約し、庁内担当部署や関係機関、市内事業者等への情報提供・周知を行います。	平和交流・男女参画課	情報提供、広報・周知	114

②多様な人材の雇用促進のための連携・支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
【再掲】 ◎多様な人材の雇用促進のための連携・支援 性別に限らず、多様な人材の雇用に関する情報や先進的な取組等の情報を集約し、提供します。	平和交流・男女参画課	情報提供、広報・周知	102

③優良企業への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
【再掲】 ◎優良企業の支援制度の検討 先進的な取組を行っている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討します。	平和交流・男女参画課	支援策や評価制度の導入に向けた調査・検討、情報収集	104

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進 (那覇市女性活躍推進計画)

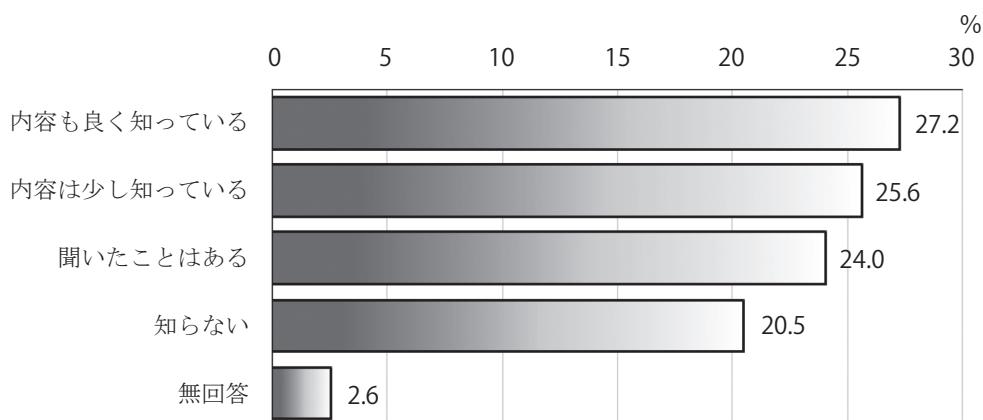
基本課題（1）ワーク・ライフ・バランスの意識啓発及び推進

【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランスの推進は、我が国においても重要な政策課題となっており、2017（平成29）年度実施の「事業所意識調査」においても、「内容も良く知っている」、「内容は少し知っている」と回答した事業者は、全体の52.8%と、約半数の事業者に認識されています。

これからは、労使双方が家庭と仕事を両立させるべく、働き方改革の実現に向け、事業所内でのポジティブ・アクション（積極的な改善措置）の取組の推進を図ることが重要であり、本市の支援施策が求められます。

図 那覇市内事業者のワーク・ライフ・バランスの認識について



出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

女性がより自分にあった働き方が選択でき、安心して働き続けることができるよう、これまでの長時間労働の是正や休暇を取得しやすい職場環境づくり、同一労働・同一賃金など非正規雇用の処遇改善など、国が推進する働き方改革や女性の活躍推進に向けた意識改革のための意識啓発や、企業内でのポジティブ・アクションも含めた、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた取組の推進のためにも、本市の支援策について、検討を進めます。男性の働き方、ワーク・ライフ・バランスにも配慮します。

【事業の方策】

①長時間労働の是正を含めた働き方の改善の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進に向けた意識啓発 一人ひとりが自分にあった働き方が選択できるように、労働時間の短縮、男性の家事及び育児・介護に従事する時間の拡大、労働相談体制の充実など、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場環境づくりを推進していきます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知	115
◎市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 市職員が自分にあった働き方が可能となるよう、労働時間の短縮、男性の家事及び育児・介護に従事する時間の拡大等、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場環境をつくります。	人事課	業務体制の見直し、職員研修、情報提供	116

②職場環境整備のための事業者への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性の活躍推進に向けた、企業の取組推進のためのインセンティブの検討・施策の実施 女性の力が十分に発揮できるよう、事業者にポジティブ・アクションも含め、実施可能な施策を講じてもらうため、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、国・県・市におけるインセンティブ（公共調達・補助金）等の情報収集、検討を進めます。	商工農水課	情報提供、広報・周知、支援施策の検討	117

③育児・介護休暇取得の促進

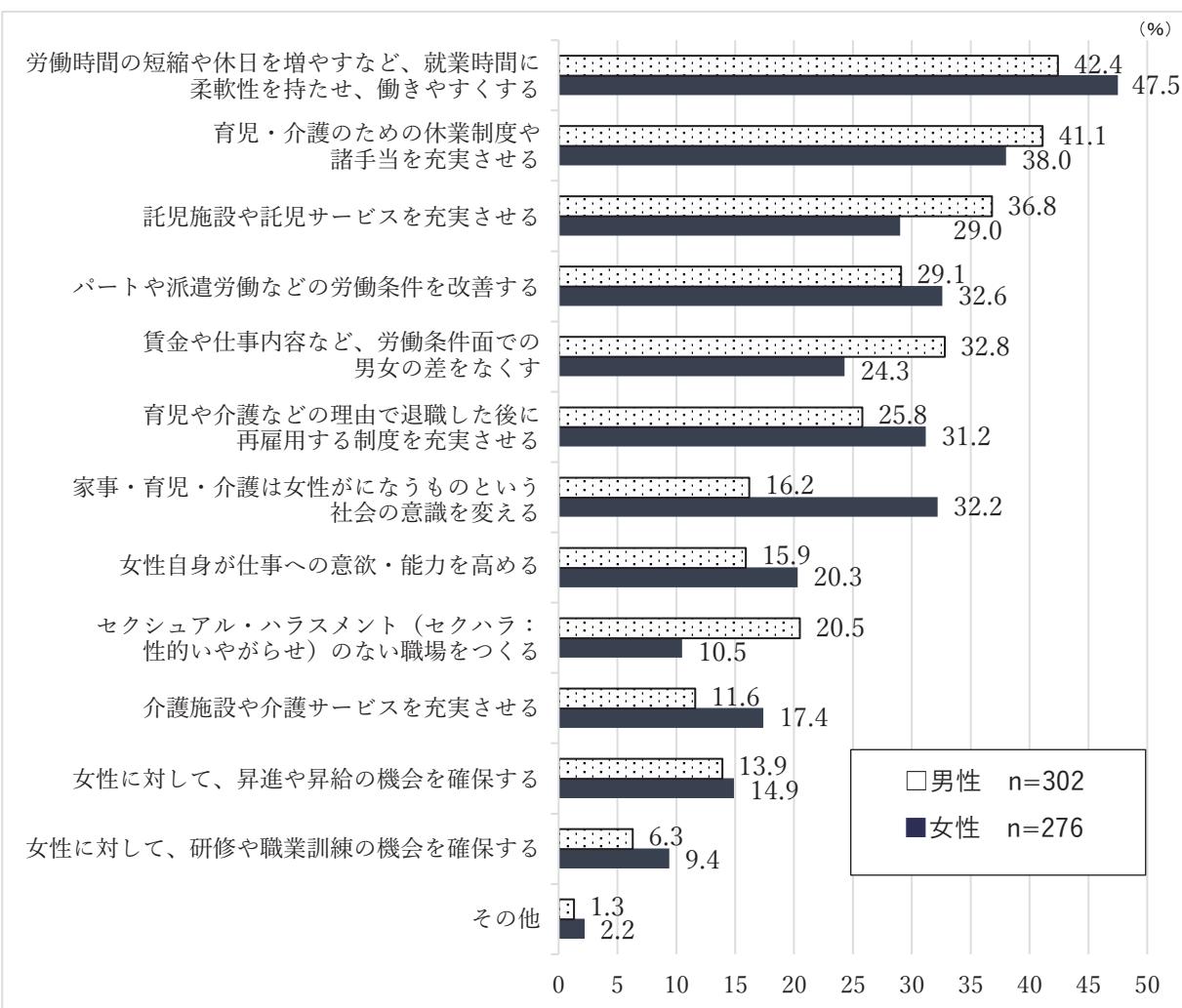
具体的施策	担当課	事業等	番号
◎育児・介護休業等制度活用の促進 育児・介護休業制度の活用について、市内企業も含めた取得状況の実態把握とともに、制度の活用促進に取り組みます。	平和交流・男女参画課	情報提供、実態把握、広報・周知	118
◎市職員の育児・介護休業制度活用の促進 育児・介護休業制度等の活用について、市職員の取得状況の実態把握とともに、制度の活用促進に取り組みます。	人事課	情報提供、市職員実態把握、広報・周知	119

④優良企業への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>【再掲】 ◎優良企業の支援制度の検討 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画*を策定し、先進的な取組を行っている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討します。 また、「えるぼし認定*」、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業」等、優良企業の情報を庁内へ提供し、入札やプロポーザルでの加点の検討や、各課で実施できる支援策について検討を進めもらうよう、庁内関係機関へ働きかけます。</p>	平和交流・男女参画課	支援策や評価制度の導入に向けた調査・検討、情報収集・提供	104

■「平成29年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」より ■

問14 女性が仕事を続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか（○は3つまで）



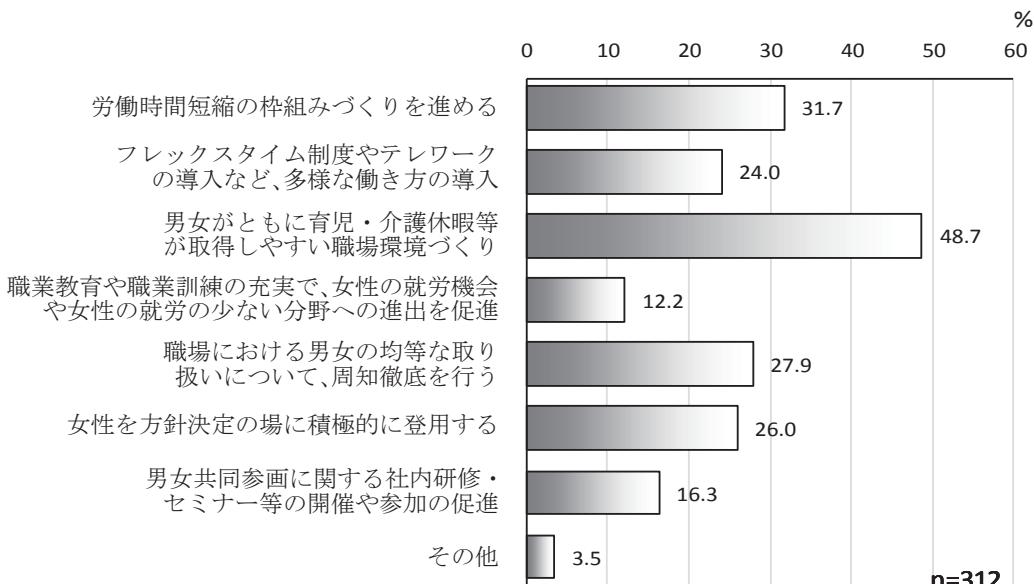
基本課題（2）家事・育児・介護など多様なニーズに対応した支援の拡充

【現状と課題】

2017（平成29）年度実施の「事業所意識調査」によると、男女共同参画社会形成のための事業所の取組について、最も多かったのが「男女がともに育児・介護休暇等が取得しやすい職場環境づくり」で48.7%となっています。

市内の小規模企業や中小企業においては、経営環境や人手不足等の影響もあり、育児や介護のための対応が厳しい現実があります。そのため、働く女性に限らず、男性も含め、家事・育児・介護を担うための社会意識の醸成や職場環境づくりは重要となっており、そのための施策の拡充が必要です。

図 男女共同参画社会を形成していくための事業所の取組



出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

これまで家事・育児・介護の主たる担い手であった女性の継続雇用やスキルの向上、キャリアアップへつなげていき、誰もが仕事や家庭生活・子育ての充実、地域活動等へ参加できる社会の実現を目指します。

そのために、各種休業制度の周知啓発や誰もが休暇を取得しやすい職場環境づくり、女性が出産・子育てを経ても継続して就労、または復職が可能となるよう、子育て支援や介護者支援、再就職や復職支援の充実・拡充を図り、それらを支える環境整備の推進にも取り組みます。

【事業の方策】

①出産・子育て支援の拡充

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎子育て支援のための教育相談等の充実 不登校や子どもの教育等に関し悩みを持つ児童生徒の保護者への相談体制を整備し、教育相談の充実に努めます。	教育相談課	相談室「はりゅん」	120
◎子育て支援のための育児相談、保育相談等の充実 乳幼児育児相談（ことば、しつけ、情緒、健康等）、家庭教育相談など、身近で相談や保育体験ができる体制を整備し、子育て支援の充実に努めます。	地域保健課	乳幼児健診事業、のびのび相談（発達相談）、親子教室の実施、電話・来所・訪問による相談	121
	子育て応援課	育児支援家庭訪問事業、子ども家庭総合拠点事業	122

②保育支援等の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎保育事業等の充実 社会環境の変化の中で様々な保育要望に対応するため、待機児童の解消をはじめ、延長、一時、病児・病後児、障がい児、預かり保育、育児サポートなどの充実を図ります。	こどもみらい課 障がい福祉課	地域子ども子育て支援事業 日中一時支援事業	123 124
◎放課後の児童の居場所の充実 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの拡充を図ります。	こども政策課	放課後児童健全育成事業	125
◎障がいのある子どもへの支援 乳幼児から学齢期を通して、障がいや発達の遅れのある子ども及びその保護者への支援体制の充実を図ります。 就学前の障がいや発達の遅れのある子ども及びその保護者への支援体制の充実を図ります。	地域保健課 こども教育保育課（こども発達支援センター）	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 相談・訓練事業、児童発達支援、保育所等訪問支援、発達支援保育事業、地域支援事業	126 127

③介護者支援の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎介護保険事業の利用促進 介護保険利用者に、より質の高いサービスの提供が行われるよう、事業所連絡会の充実支援、福祉用具の適正な利用促進、住宅改修への適切な対応等を図ります。	ちやーがんじゅう課	介護保険事業（福祉用具購入、住宅改修等）	128

◎在宅高齢者の生活支援 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むができるよう、軽度生活援助事業等の福祉サービスで支援します。	チャーがんじゅう課	軽度生活援助事業・外出支援サービス事業・老人福祉電話設置事業・食の自立支援事業・緊急通報システム事業・ふれあいコール事業・介護用品支給事業・家族介護慰労事業	129
◎介護への男性参加の意識の啓発 介護や看護が女性だけではなく、男女がともに担えるような条件整備と意識の啓発を図ります。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供	130
	チャーがんじゅう課	介護予防事業、介護予防リーダー養成講座、認知症介護家族向け教室の開催等	131
◎多様な在宅サービスの充実を実現するための関係団体との連携 市民がともに支えあう福祉のまちづくりを目指し、那覇市社会福祉協議会、那覇市民生委員・児童委員連合会等関係団体との支援・連携を図ります。	福祉政策課	福祉団体への団体運営補助金支給(那覇市社会福祉協議会、那覇市民生委員・児童委員連合会等)、地域福祉基金助成事業	132
◎障がい福祉サービスの充実促進 障がい福祉サービスの利用促進を図ることにより、介護者の負担を軽減し、日常生活・社会参加を支援するため、各種サービスの内容・情報や申請方法等について、広く市民への広報・周知に努め、必要な方には窓口等で利用を案内します。 また、さまざまな障がいに合った周知方法について、他自治体の先進的な取組を参考に、導入について検討します。	障がい福祉課	障害福祉サービス等給付事業、情報提供、広報・周知、広報・周知方法の検討	133

④環境整備の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎地域包括支援センターの機能拡充・利用促進 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスの創設・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。	チャーがんじゅう課	地域包括支援センターの周知啓発、地域包括ケアシステムの構築、広報・周知、地域ケア会議事業、体制整備事業等	134
◎地域密着型サービス事業の充実促進 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、地域密着型施設（地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護等）の充実促進を図ります。	チャーがんじゅう課	地域密着型サービス事業	135
◎福祉施設等への措置 経済的理由及び環境的理由にて自宅での生活が困難な方のため、養護老人ホームへの措置入所を行います。	チャーがんじゅう課	老人福祉施設入所措置事業（養護）	136
◎認可外保育施設の支援 認可外保育施設の実態を把握し、児童が安全に健やかに過ごせるように保育内容に関する研修実施、助言を行うとともに、給食費、保育材料費、健診料の補助事業など、支援策の充実に努めます。	こども教育保育課 こどもみらい課	保育等支援事業 新すこやか事業	137 138

基本課題（3）地域活動への参画の促進

【現状と課題】

2018（平成30）年度第23回「那覇市民意識調査報告書」によると、31.7%の市民が自治会や通り会等へ「参加している」と回答していますが、経年的に減少傾向にあり、自治会加入者の高齢化も進んでいます。自治会等へ加入していない理由の中には、「地域コミュニティがない」、「（転入者等への）勧誘が無い」といった地域事情もあるため、本市では、それらの解消に向け、小学校区まちづくり協議会の設立を市内各小学校区へ拡大すべく、取組を進めています。

地域の課題としては、「防犯に関する取組」、「一人暮らしのお年寄りへの支援」が多く、また、本庁地区、小禄地区では「防犯に関する取組」、真和志地区、首里地区では「一人暮らしのお年寄りへの支援」が最も高くなっています。各地域に応じた課題解決のための支援が必要です。

【事業の方策の方向性】

地域は、家庭とともに最も身近な生活の場であり、子育てや介護の他、昨今では、防災・防犯の面においても、地域が重要な役割を担っています。

性別や年齢、国籍等を問わず、地域のことは、地域住民が主体となって地域活動へ参画することが、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。我が国は少子高齢化社会に直面しており、地域の役割はより一層重要性を増しています。

そのため、地域活動への参画を推進するための支援やリーダーの人材育成等を推進します。

また、様々な人が地域活動へ参加できるような働きかけも行います。

【事業の方策】

①性別・世代を超えた政策・方針等の策定

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎地域活動への参加促進 自治会や小学校区まちづくり協議会などの地域活動の場に、性別・世代を問わず誰もが参加しやすい環境をつくり、地域課題解決に向けた政策・方針等の策定に多くの市民が関われるよう、推進します。	まちづくり協働 推進課	なは市民協働大学・なは市民協働大学院・那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業・校区まちづくり協議会支援事業等	139

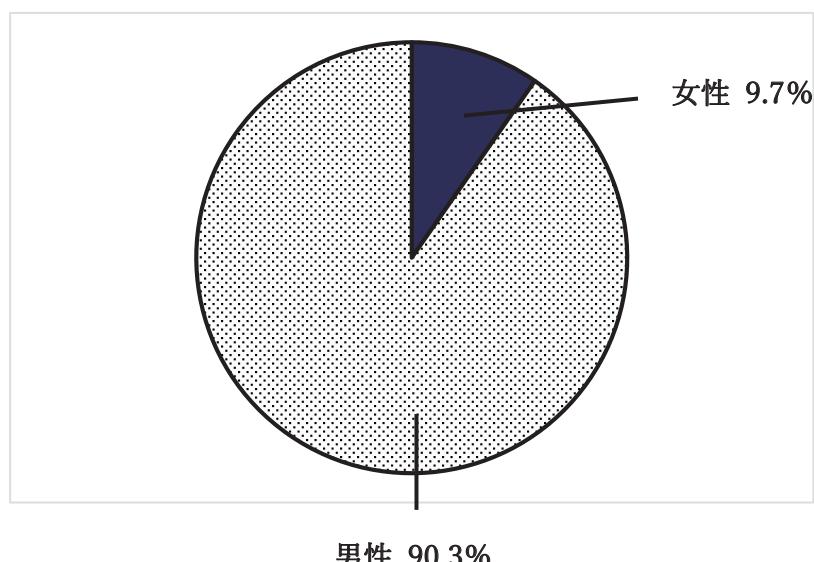
②地域活動における性別役割分担意識の解消

具体的施策	担当課	事業等	番号
【再掲】 ◎地域活動への参加促進 自治会や小学校区まちづくり協議会などの地域活動の場に、性別・世代を問わず、誰もが参加しやすい環境をつくります。	まちづくり協働 推進課	なは市民協働大学・なは市民協働大学院・那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業・校区まちづくり協議会支援事業等	139

③地域活動におけるリーダー支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎地域活動を担うリーダーの養成 市民活動・生涯学習の場において、那覇市、関係団体、NPOなどが行う、地域活動を担うリーダーの育成事業を支援します。	まちづくり協働推進課	なは市民活動支援センター 講座事業、なは市民協働大学・なは市民協働大学院	140
	生涯学習課	社会教育団体等への支援	141
	健康増進課	食生活改善推進員活動	142
◎女性の視点を取り入れた「まちづくり」の推進 性別を問わず、まちづくりに関する活動をしているNPOや市民団体で活躍する市民を人材リストに登録し、関連する審議会や委員会等へ情報を提供していきます。	まちづくり協働推進課	人材データバンク事業、関係機関・団体との連携	143

■ 那覇市 自治会長における女性の割合 (2019年6月17日時点) ■



資料提供：那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課

基本目標4 あらゆる分野への女性の活躍推進 (那覇市女性活躍推進計画)

基本課題（1）政策・方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

本市の男女共同参画計画の取組により、政策・方針決定の場における女性の登用状況は改善されつつあります。

2017（平成29）年4月時点の各種審議会等における女性の登用状況は、本市は35.3%と、県内市町村の中では第4位と上位ですが、男女いずれか一方の委員の割合が40%未満にならない委員会等の割合は、2017（平成29）年度の当初の目標であった60%のところ、実績は42.2%、女性ゼロの審議会等の解消については、2017（平成29）年4月時点は8件となっており、引き続き、取組を進めていくことが必要です。

図 沖縄県内市町村における審議会等の女性の登用状況

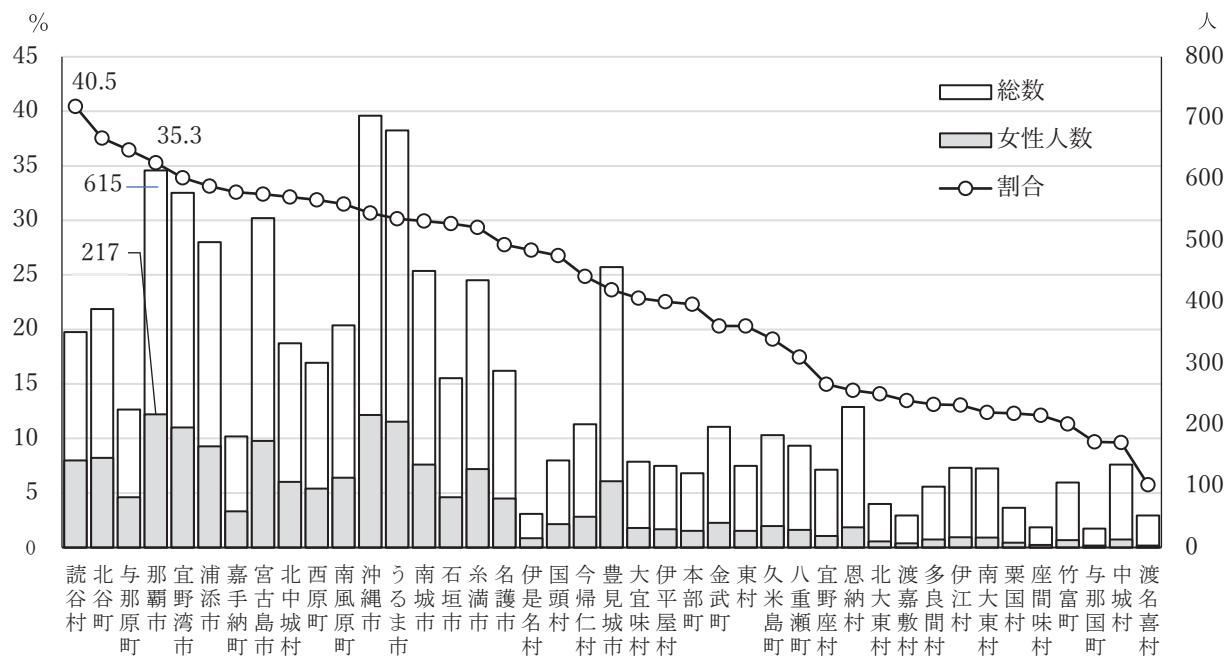
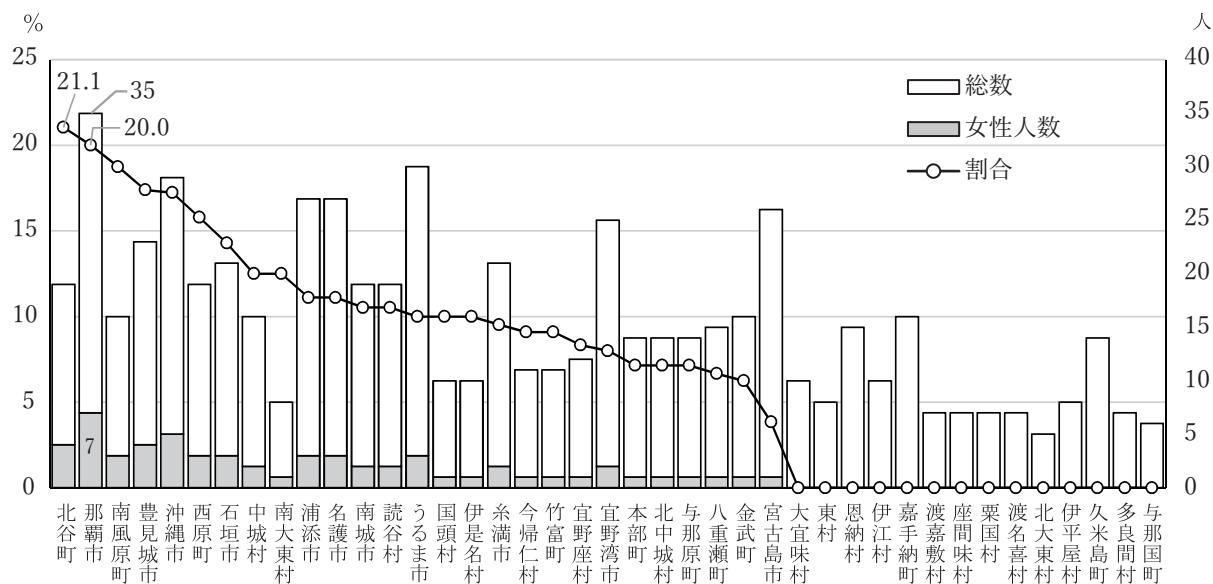
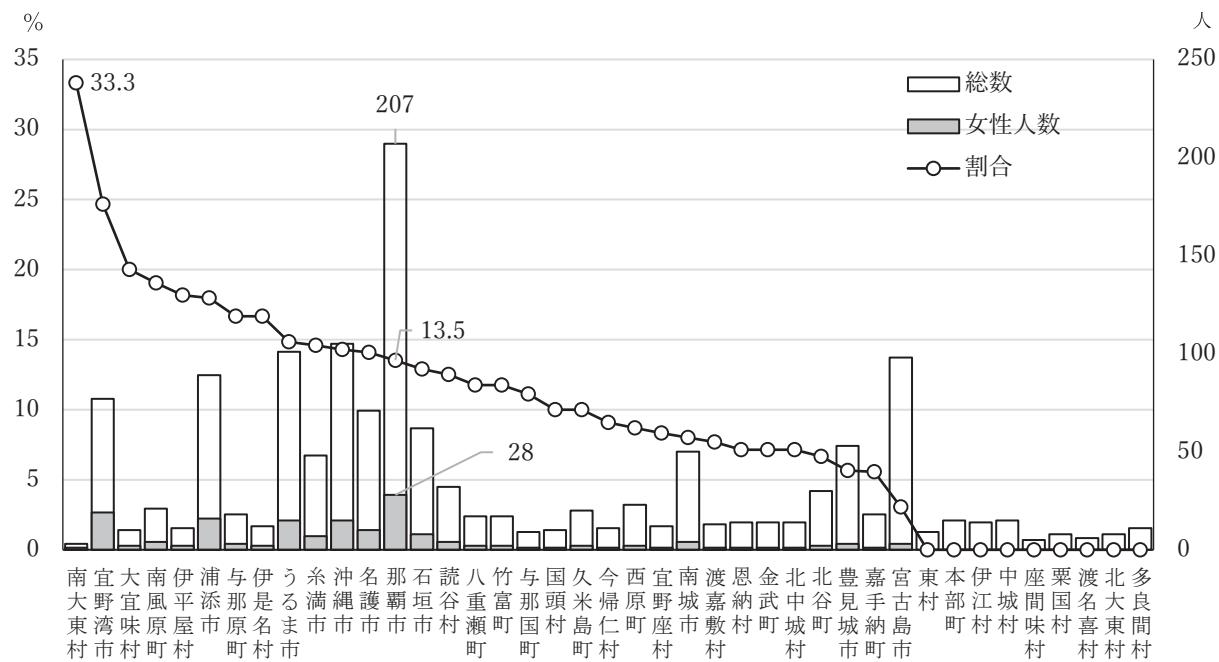


図 沖縄県内市町村における市町村議会の女性議員の割合



出典：沖縄県「平成 29 年度市町村における男女共同参画の状況」

図 沖縄県内市町村における女性管理職在職状況の割合



出典：沖縄県「平成 29 年度市町村における男女共同参画の状況」

【事業の方策の方向性】

女性の政策・方針決定の場への参画推進には、家庭における女性の家事・育児・介護等の負担軽減のための取組や体制整備の他、職場における長時間労働の解消などの男性中心型労働慣行等の課題解決が重要です。特に、経営者等の働き方改革への理解の促進と、企業内での取組の推進を図ることが、企業や社会における意識の改革につながり、性別を問わず、誰もが能力を十分に発揮し、活躍できる社会が醸成されます。女性の活躍を推進するため、企業のみならず、政治やこれまで女性の少なかった分野への審議会等への女性登用の促進等、女性の参画を促すための取組を進めます。

【事業の方策】

①審議会等への女性の参画推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎那覇市審議会等委員への女性登用促進 男女いずれか一方の委員の割合が40%未満にならないようにすることを目標とし、女性委員ゼロの審議会等の解消に努めます。	平和交流・男女参画課	那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱の推進	144
◎「那覇市環境基本条例」の理念に基づき、女性の視点を入れた「まちづくり」の計画や実施 環境問題全般への取組において、企画段階から女性の意見を取り入れることができるよう、推進していきます。	都市計画課 環境政策課	都市計画審議会、景観審議会、都市デザイン・アドバイザーへの積極的登用	145
		環境基本条例第21条により設置された「那覇市環境審議会」での女性委員の登用	146

②本市における女性管理職の登用率向上への取組の促進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性職員の政策決定過程への参画を促進する 本市の政策立案に大きく関わり、責任のある立場に立つ管理職への積極的な女性登用及び女性登用率を高めるため、男女平等の視点に立った意識啓発につながる情報提供や周知活動、人材育成のための学習プログラムや研修などを実施します。	平和交流・男女参画課 人事課	職員研修、情報収集・提供	147
		職員研修、県外派遣研修、主査・主幹級を含めた積極的な登用	148

③女性役員・役職等リーダーがいる企業・団体への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性の人材育成の推進 あらゆる分野における女性の政策決定過程への参画を促進するため、人材育成のための適切な学習・訓練・研修機会を確保します。また、国内外の女性の政治や社会への参画の実態や女性活躍を推進する制度などの情報を収集し、提供します。	平和交流・男女参画課	那覇市男女共同参画研修参加費補助金、関連図書や資料・情報の提供、広報・周知	149

◎女性管理職・リーダーの人材育成支援 あらゆる分野における女性の政策決定過程への参画を促進するため、人材育成のための適切な学習・訓練・研修機会を確保します。	商工農水課	女性管理職・リーダーの人材育成関連情報の提供	150
◎女性の政策方針決定過程への参画を推進するための情報の収集と提供への協力 世界・国内の女性の政治や社会への参画の実態や女性活躍を推進する制度などの情報(書籍、資料等)を収集し、市民の利用に供します。	図書館	関連図書や資料・情報の提供	151
【再掲】 ◎意識・実態調査による実態把握・施策展開 男女共同参画に関する市民・事業所の意識・実態調査を定期的に実施し、市民並びに事業所の実態把握とニーズに合った施策展開を図ります。	平和交流・男女参画課	男女共同参画に関する市民・事業所の意識・実態調査 (5年ごと)	1

④女性の政治への参画促進

具体的な施策	担当課	事業等	番号
◎女性議員を増やすための環境づくり 女性議員の割合を高めるための意識啓発講座やシンポジウム等の開催、女性の政治参画に関する国内外の情報を収集し、情報提供や広報・周知活動を促進します。	平和交流・男女参画課	センター講座やシンポジウム等の開催、情報提供、広報・周知	152
◎政治分野における男女共同参画推進への取組の推進 2018(平成30)年5月に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、本市において必要な施策の策定や実施について、府内関係部署へ、クオータ制*等の情報の提供や実施に向けた取組への働きかけを行います。	平和交流・男女参画課	情報提供、広報・周知	153

⑤男女共同参画に関する総合的な情報発信

具体的な施策	担当課	事業等	番号
◎男女共同参画関連施策等の総合的な情報発信 なは女性センターのWebサイトやセンターだより等の情報発信に関する広報等を強化・拡充します。	平和交流・男女参画課 秘書広報課	年に1回、市広報紙「なは市民の友」に特集記事を掲載	154 155



基本課題（2）男女均等な雇用機会と待遇の確保

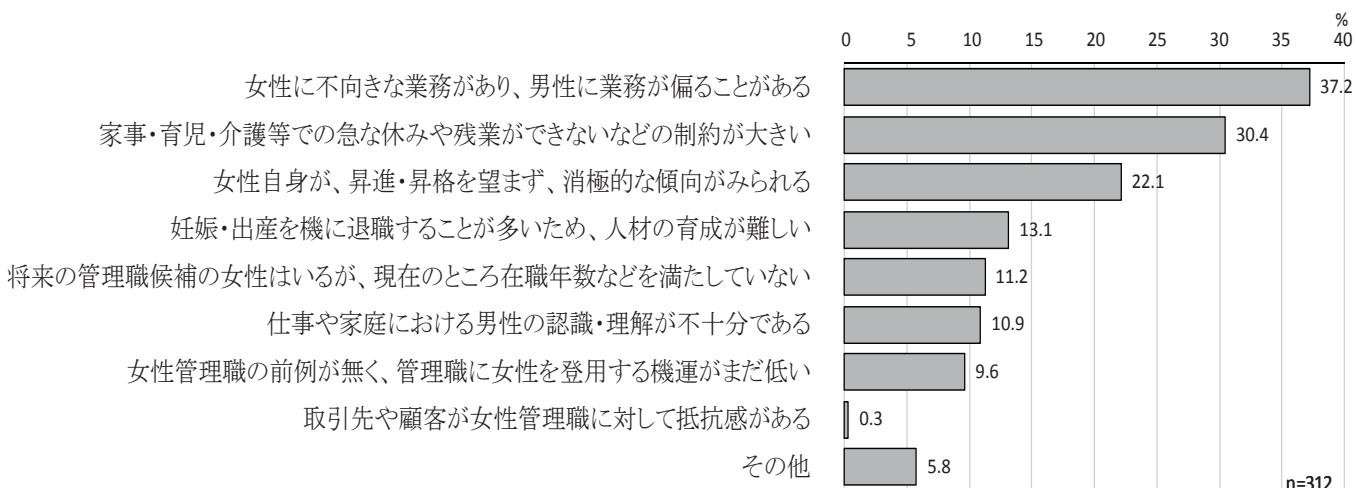
【現状と課題】

性別で差別されることなく、働く女性が個人の能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することはきわめて重要です。男女雇用機会均等法では、募集・採用時、配置・昇進・教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇などにおいて、性別を理由に差別的に取り扱うことを禁じていますが、女性には未だ多くの課題が残されたままです。

同法は、2017（平成29）年に、事業主が職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を適切に講じなければならない旨改定されました。市内事業主へ関係法令等の遵守や、SOGIハラスメントやパワーハラスメントへの防止措置を適切に講ずるなど、男女均等な雇用の確保のための職場環境整備に向けた意識啓発・周知徹底に努めていく必要があります。

また、職場のハラスメント対策の強化を柱とした女性活躍・ハラスメント規制法は2019（令和元）年5月29日の参院本会議で賛成多数により可決、成立しました。

図 事業所において女性の労働環境として課題となっていること



出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

男女雇用機会均等法により、性別による差別が禁止されていることや、事業主が講すべき各種ハラスメント防止措置等、市内事業者への周知啓発を図ります。また、女性の能力を最大限に活かすためには、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションが不可欠であることから、女性差別撤廃条約や女性活躍推進法の周知・啓発とあわせて、企業への促進施策に積極的に取り組みます。

【事業の方策】

①男女雇用機会均等法等の広報・啓発

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎事業主等に対する男女雇用機会均等法等の周知啓発 国・県、関係機関と連携して、就労上の女性差別見直しのため、市内事業所へ、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の関係法令やポジティブ・アクションの理解を深め、事業所内で推進してもらうよう、働きかけます。	平和交流・男女参画課	センター講座・研修・シンポジウム等、情報提供、広報・周知	156
◎事業所における労働関係法令遵守の実態把握 市内事業所における労働関連法令の遵守の実態を把握するとともに、関係法令の周知徹底を図り、制度導入について関係機関と連携を図りながら啓発に努めます。	平和交流・男女参画課	男女共同参画に関する市民・事業所の意識・実態調査（5年ごと）、情報提供、広報・周知	157

②同一労働・同一賃金制度への意識啓発や体制整備への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎パートタイム労働者に対する、社会保障制度の周知や待遇改善に向けた意識啓発・体制整備への支援 適切な労働条件の確保及び福利厚生の充実など、雇用管理の改善を図るための必要な措置を講ずるよう、法の遵守及び啓発に努めます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知	158

③女性のライフステージにあったキャリアデザインの支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性の就業・起業への支援 女性が、出産や育児などで一時的に就労の場を離れていても、再就職を望む場合に就労支援や技術習得のための講座の実施、また、起業に際しての情報提供や講座等を実施します。	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業	159
◎生徒・学生への生涯設計、男女共同参画の理念に基づく職業意識の啓発 男女共同参画の視点に立って、生徒・学生一人ひとりの勤労観や職業観を育て、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業、なは産業支援センター育成支援事業、那覇市ITインキュベート施設運営事業	160

基本課題（3）多様で柔軟な働き方・就労の促進

【現状と課題】

2017（平成29）年度実施の「事業所意識調査」では、市内の1事業所あたりの女性の平均正社員数は12.8人で、男性社員の28.2人の半分にも満たない結果となっています。そのうち、管理職は男性5.4人に対して女性は1.2人、役員では男性2.6人に対し女性は0.6人と、ともに大きく下回っています。

一方、非正規社員は女性8.3人で、男性の6.6人を上回っています。女性が多様で柔軟な働き方を実現するためにも、正社員、管理職、役員における女性登用率の向上が重要です。

表 市内事業所における1社当たり平均人数

単位：人

	正社員	非正規社員		役員	合計
		うち管理職			
女性	12.8	1.2	8.3	0.6	21.6
男性	28.2	5.4	6.6	2.6	37.2
男女計	40.9	6.6	14.9	3.1	58.8

出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

女性の正社員への登用や、育児や家事への男性の参加を促進するなど、女性が働きやすい環境の整備や、出産・育児により休職後の職場復帰の支援やフォロー、キャリア教育の充実等につながる支援に取り組みます。

【事業の方策】

①女性の就業・起業・再就職支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性の職業選択肢を広げるための幅広い情報提供の強化 女性があらゆる分野の職域に進出できるよう、国内外の取組についての情報の収集・提供に努めます。 また、関係機関と連携しながら、広く市民・事業所への周知啓発活動を実施します。	平和交流・男女参画課	情報収集・情報提供	161

【再掲】 ◎女性の就業・起業への支援 女性が、出産や育児などで一時的に就労の場を離れていても、再就職を望む場合に就労支援や技術習得のための講座の実施、また、起業に際しての情報提供や講座等を実施します。	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業	159
--	-------	----------------------	-----

②高齢者への就業等支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎高齢者の社会参画の促進及び就業等自立の促進 高齢者が、積極的に社会参加して、生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、趣味・文化活動、生涯学習及び発表の場・交流機会の充実などの活動を活かした就業等自立促進を支援し、経済的安定が図れるようにします。	商工農水課 ちゃーがんじゅう課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業 老人福祉センター・老人憩の家事業、福祉バス運行事業、老人クラブ助成金、地域ふれあいデイサービス事業、ちゃーがんじゅうポイント制度、生活支援センター	162 163
◎高齢者の雇用の促進 高齢者が協働、共助しあい、就業を通して生きがいづくりや社会参加を図る公益財団法人シルバー人材センターに対し、事業補助や相談指導等を行います。	ちゃーがんじゅう課	シルバー人材センター運営補助	164
◎若者と高齢者の世代間交流と協働の支援 高齢者を、常に支えられる立場として位置づけるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として考え、世代を超えた交流・協働を図ります。保育園児やこども園児と高齢者との交流を促進します。	こども教育保育課 福祉政策課 (総合福祉センター)	地域ふれあいデイサービスへの場提供・交流、お招き会等の園行事交流 那覇市社会福祉協議会運営の金城老人憩の家、金城児童館、ボランティアセンター等における高齢者や児童・生徒等の交流事業	165 166

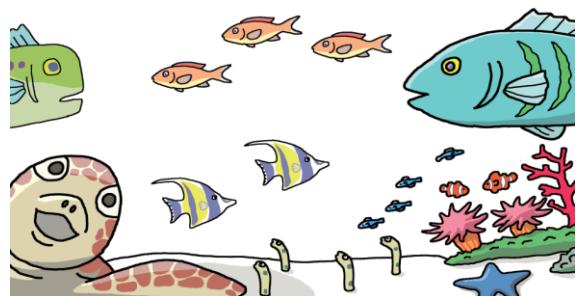
③障がい者への就業等支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎障がい者の社会参画の促進及び就業等自立の促進 障害者自立支援法の施行により、福祉サービスの提供主体が市町村に一元化され、あわせて、一般就労への移行推進についても市町村事業となったため、障がいのある方が積極的に社会参加して、生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、就労機会の拡大や福祉サービスの充実と利用促進を図り、社会的環境整備に努めます。	障がい福祉課	那覇市障がい者就労支援センター事業、障害福祉サービス等給付事業、移動支援事業	167

<p>【再掲】</p> <p>◎障がい福祉サービスの充実促進</p> <p>障がい福祉サービスの利用促進を図ることにより、介護者の負担を軽減し、日常生活・社会参加を支援するため、各種サービスの内容・情報や申請方法等について、広く市民への広報・周知に努め、必要な方には窓口等で利用を案内します。</p> <p>また、さまざまな障がいに合った周知方法について、他自治体の取組を参考に、導入について検討します。</p>	障がい福祉課	障害福祉サービス等給付事業、情報提供、広報・周知、広報・周知方法の検討	133
<p>【再掲】</p> <p>◎障害者差別解消法の広報・周知と取組の推進</p> <p>2016（平成28）年4月施行の「障害者差別解消法」の市民・事業者・市職員への周知を徹底し、障害を理由とする差別をなくし、合理的配慮の提供を推進していきます。</p> <p>また、本市では、障がいのある方に配慮した窓口対応、通知や書類・広報、庁舎内の環境整備と、市職員の合理的配慮についての意識啓発を推進していきます。</p>	障がい福祉課	広報・周知、情報提供、庁内における「合理的配慮」に関する取組の推進	61

④優良企業への支援

具体的な施策	担当課	事業等	番号
<p>【再掲】</p> <p>◎優良企業の支援制度の検討</p> <p>先進的な取組を行っている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討します。</p>	平和交流・男女参画課 法制契約課	支援策や評価制度の導入に向けた調査・検討、情報収集 総合評価落札方式等企業の技術力を評価する入札制度において、女性技術者の雇用を実施している企業への加点の検討等	104 168



基本目標5 暴力のない社会づくり (第2次那覇市配偶者等からの暴力の防止 及び被害者支援に関する基本計画)

基本課題（1）あらゆる暴力の根絶

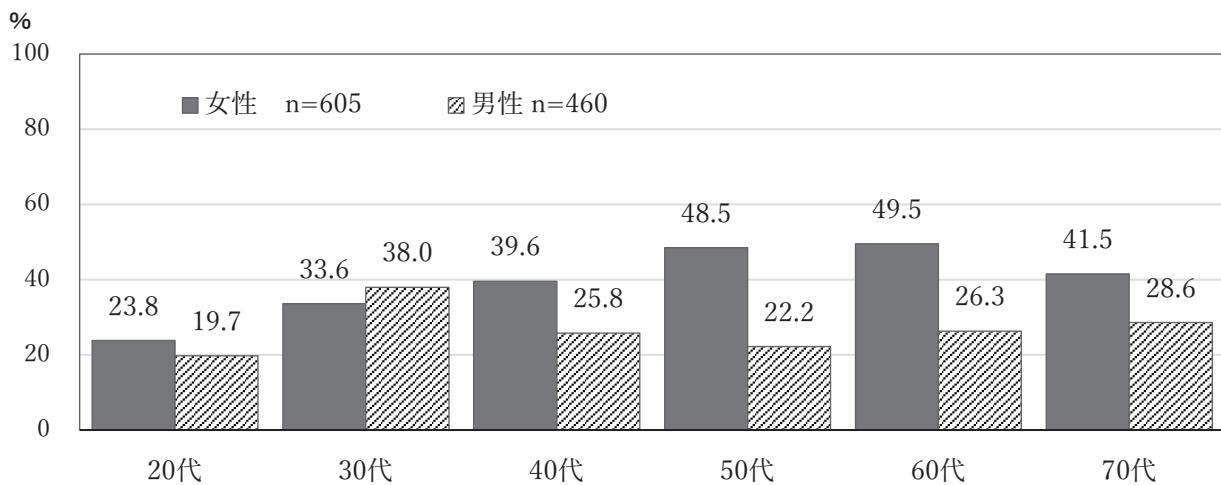
【現状と課題】

2001（平成13）年に制定された「DV防止法」が2007（平成19）年に改正されたことにより、市町村は基本計画の策定に努めなければならないとされたことを受け、2013（平成25）年度に県内初となる「那覇市DV防止計画」を策定しました。

「那覇市DV防止計画」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村における基本計画」であり、DV被害者の安全と安心に配慮し、「加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」ための総合的なDV対策をとりまとめた計画で、本市の男女共同参画計画と連動し、これまででもDV防止施策に取り組んできましたが、状況はあまり変わっていません。

本計画においては、本市の「第2次DV防止計画」も包含し、「暴力はいかなる場合でも許されない重大な人権侵害である」という観点から、DVをはじめとするあらゆる暴力の根絶を目指すものとします。

図 （性別・年代別）何らかのDVを受けた経験がある人の割合



出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

DVや性暴力、ハラスメント等のあらゆる暴力が人権侵害であることについて、市民の理解を深め、意識を高めるため、市民・事業者の意識醸成につながる取組を推進します。また、被害者へは各関係機関・部署と迅速に連携・連動した被害者支援の体制構築を進めます。あわせて、各相談窓口や施設、支援制度等について、市民・事業者への情報提供や広報周知、職場内のあらゆる差別・ハラスメント等の防止につながる情報の提供や取組を促進します。

【事業の方策】

①女性に対するあらゆる暴力の根絶

具体的な施策	担当課	事業等	番号
◎「DV防止法」の周知徹底・意識啓発 なは女性センターでは、DVなどのあらゆる暴力の根絶のため、市民へ意識啓発を図るための情報提供・講座等（加害者にも被害者にも、傍観者にもならないための予防のプログラムなど）を充実させます。	平和交流・男女参画課	情報提供・広報・周知、センター講座	169
◎DV加害者への再発防止に向けた取組 DV加害者への再発防止に向けた情報の収集・提供に努めます。	平和交流・男女参画課	情報提供	170
◎DV被害者への支援強化 DVなどあらゆる暴力で悩んでいる女性を支援するため、女性相談所や警察、民間のシェルターなどの関係機関等とのネットワークづくりの促進に努めます。	平和交流・男女参画課	相談室（ダイヤルうない）、センター講座、DV被害者支援のための府内ネットワーク会議、ストップ・DV情報提供、各関係機関との連携	171
◎ストーカー行為等への対策の推進 ストーカー行為は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるため、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じ、警察等関係機関と連携して迅速な対応・支援に努めます。	平和交流・男女参画課 ハイサイ市民課 市民生活安全課	相談室（ダイヤルうない）、法律相談 住民基本台帳事務における支援措置 市民相談、法律相談	172 173 174
◎外国人の人権侵害につながる問題への取組、相談窓口の設置 外国人を含めた市民の相談窓口にて、必要な関係機関へつなぎ、関連情報の提供を行います。	市民生活安全課	市民相談、人権相談、法律相談	175
◎外国人の人権侵害につながる問題への取組、相談窓口の設置 外国人向けの相談窓口について、調査・研究し、設置の可否を検討します。あわせて、関連情報の収集・提供を行います。	平和交流・男女参画課	相談窓口の設置検討・情報提供	176
◎被害者への支援強化 DV・ストーカーなど、あらゆる暴力で悩んでいる配偶者等（外国人含む）の相談を受け、情報提供を行い、民間のシェルターや女性相談所、警察などの関係機関等と連携して支援を行います。	保護管理課	女性相談所、各関係機関との連携、DV被害者支援のための府内ネットワーク会議	177

◎若年被害者に対する支援 公的機関・施設や民間支援団体と連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設へアプローチを行う仕組みを検討します。	平和交流・男女 参画課	相談室（ダイヤルうない）、 センター講座、DV被害者支援のための府内ネットワーク会議、ストップ・DV情報提供、各関係機関との連携	178
---	----------------	---	-----

②子どもに対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎専門的・総合的な相談支援機能の充実 職員の資質向上のため内外の研修機会を活用するとともに、関係機関との連携を進め、子育て家庭に対する専門的・総合的な相談支援機能の充実を図ります。	子育て応援課	子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化	179
◎児童虐待の早期発見、適切な支援体制の確立 意識啓発等、児童虐待防止のための取組を推進するとともに、市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制の充実を図ります。	子育て応援課	子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化	180

③高齢者に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎高齢者への虐待についての情報提供・相談体制の充実 高齢者虐待の疑いがある場合は、必要に応じ、高齢者保護のための適切な措置を講じます。また、養護者（現に高齢者を擁護している者）に対する支援も行います。	ちゃーがんじゅう課	地域包括支援センターやちゃーがんじゅう課での総合相談支援、高齢者虐待・予防の周知・啓発、関係機関との連携等	181

④障がい者に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎障がい者への虐待の防止 障がいのある人への虐待防止のため、関係機関の連携体制を構築するとともに、虐待対応の窓口となる、那覇市障がい者虐待防止センターを中心に、円滑な支援を行います。	障がい福祉課	権利擁護推進事業、障がい者への暴力予防の周知啓発、関係機関との連携	182

⑤多様な性を生きる人に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎多様な性を生きる人のための人権侵害への相談窓口の設置、意識啓発活動 性的マイノリティを含め、さまざまなケースを認識し、その対応について取り組みます。 また、多様な性を生きる人の人権尊重についての意識啓発に努めます。	平和交流・男女 参画課	相談室「ダイヤルうない」、センター講座、情報提供、広報・周知、性の多様性を理解するための図書の収集・提供	183

<p>◎多様な性を生きる人のための人権侵害への相談窓口の設置、意識啓発活動</p> <p>小・中学校における、多様な性を生きる人の人権尊重についての教育や意識啓発活動を実施します。</p> <p>また、学校内で相談できるような体制づくりを推進します。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>性の多様性を含めた人権教育、教職員研修、関連図書の情報収集・提供、相談体制づくりの推進</p>	<p>184</p>
---	--------------	--	------------

⑥ジェンダーに基づく、各種メディアにおけるあらゆる人権侵害の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎インターネットやSNS等における人権侵害根絶への取組	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、相談対応	185
	学校教育課	校長連絡協議会・教頭連絡会・生徒指導主事連絡協議会での情報提供	186

⑦性暴力・DV・ストーカー行為等防止の意識づくり

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎あらゆる暴力の根絶を図るための意識啓発の充実	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知、図書の提供、思春期プログラムの提供	187

⑧セクシュアル・ハラスメントや他のあらゆるハラスメント防止への意識づくり

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎あらゆるハラスメント防止のための意識啓発の充実	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知、図書の提供、思春期プログラムの提供	188
◎セクハラを含め、あらゆるハラスメントのない自由な職場環境づくりの推進	人事課	職員及びセクハラ相談員研修、広報・周知	189

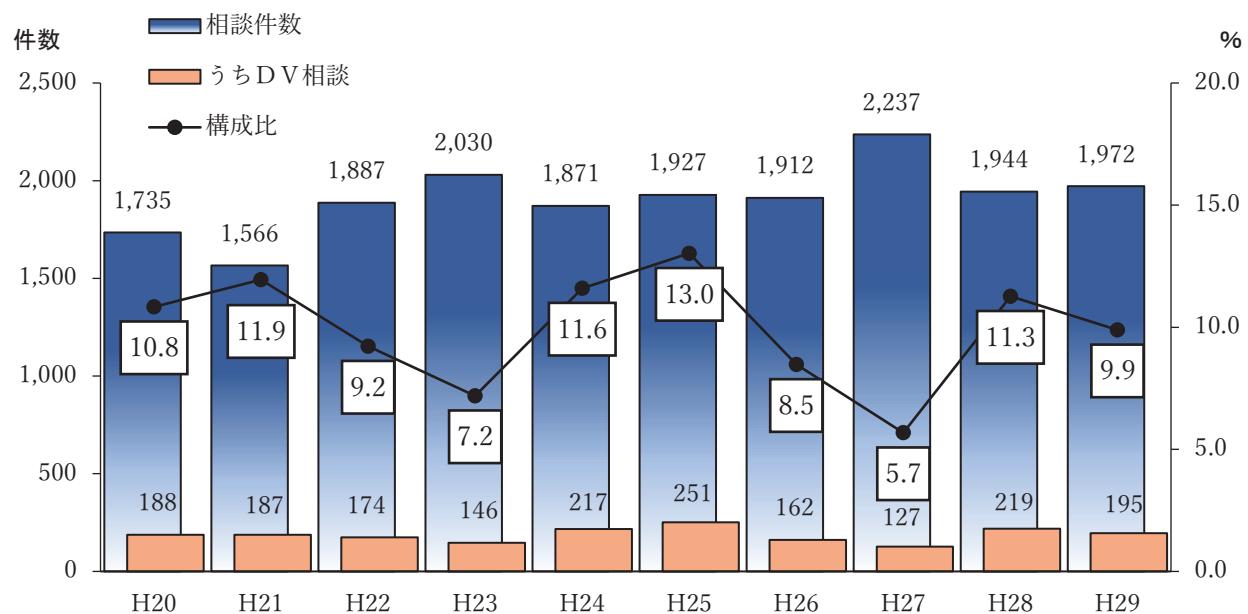
基本課題（2）DV等防止のための意識啓発と教育の充実

【現状と課題】

DVを含むあらゆる暴力は誰にでも起きうる人権侵害であり、市民一人ひとりが「DVは人権侵害である」との認識をもち、加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、日頃から意識して行動することが大切です。

なは女性センター相談室「ダイヤルうない」における2017（平成29）年度の相談件数1,972件のうち、DV相談は195件で、全体の約9.9%を占めており、DV等の暴力防止のための意識の醸成に向けたさらなる取組が必要です。

図 なは女性センターでのDV等に関する相談件数



【事業の方策の方向性】

あらゆる暴力の被害にあわない、加害者とならない、傍観者にならないためにどう対応すべきなのか、広く市民が正しい知識の理解と意識の醸成につながる取組を推進します。

また、教育現場においても、児童・生徒へ面前DV、デートDVを含めたDV等の暴力被害を予防するための正しい知識や情報の普及、理解促進を進めるための取組に努めます。

あわせて、被害にあった場合の相談機関・支援窓口の情報を広く市民に提供します。

【事業の方策】

①市民への正しい理解の普及

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎DV防止のための正しい知識・理解を深めるための施策の充実</p> <p>センター講座や市ホームページや広報紙、SNS等を活用した情報提供、相談窓口周知のためのDV相談カードや啓発用リーフレットの配布等を行います。</p> <p>また、「女性に対する暴力をなくす運動」等の男女共同参画に関連する取組週間・月間の期間中は、市民向けにパネル展やリーフレット等を活用した意識啓発に努めます。</p>	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、パネル展、DV相談カードや啓発用リーフレットの作成、広報・周知	190
<p>◎DV防止のための正しい知識・理解を深めるための施策の充実</p> <p>「児童虐待防止月間」等において、人権尊重のための意識啓発のため、パネル展等で広く広報・周知に積極的に取り組みます。</p> <p>また、加害者に対する意識啓発についても検討します。</p>	子育て応援課	パネル展等、DVに関するリーフレット等配布、広報・周知	191

②若年層等への意識啓発・自尊心・自己肯定感を高める教育

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎若年層等へのあらゆる暴力の根絶を図るために意識啓発や自尊心・自己肯定感を高める取組の充実</p> <p>性暴力やデートDV、SNS等による人権侵害などについて、若年層へ正しい知識の理解を深め、人権尊重意識の醸成を図るための講座や情報提供、広報・周知、図書の提供等に努めます。</p>	平和交流・男女参画課	情報提供、広報・周知、図書の提供、意識啓発用リーフレット作成、思春期プログラムの実施	192
<p>◎若年層等へのあらゆる暴力の根絶を図るために意識啓発や自尊心・自己肯定感を高める取組の充実</p> <p>性暴力やデートDV、SNS等による人権侵害などについて、若年層へ正しい知識の理解を深め、人権尊重意識の醸成を図るための教育や、自尊心・自己肯定感を高める取組に努めます。</p>	学校教育課	人権教育、教職員研修、関連図書の情報収集・提供、思春期プログラム実施への協力	193



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

基本課題（3）相談体制及び被害者支援体制の充実

【現状と課題】

沖縄県内においては、沖縄県女性相談所（沖縄県配偶者暴力相談支援センター）、本市においては、なは女性センター相談室「ダイヤルうない」、保護管理課、子育て応援課等でDV等の相談に対応しています。

なは女性センター相談室「ダイヤルうない」における暴力に関する相談件数は、2016（平成28）年度303件（うち、DV相談は219件）、2017（平成29）年度は297件（うち、DV相談は195件）と同程度で推移しています。

相談者が重大な被害に巻き込まれないようにするために、相談支援窓口について広く市民に周知し、公的支援の活用や早期介入等の対策に取り組む必要があります。

図 なは女性センター相談室「ダイヤルうない」での暴力に関する相談件数

（■ DV相談件数）(単位：件数)

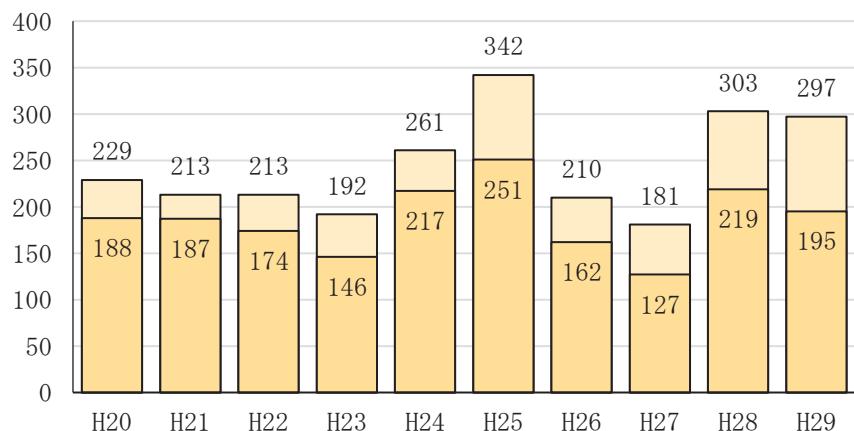
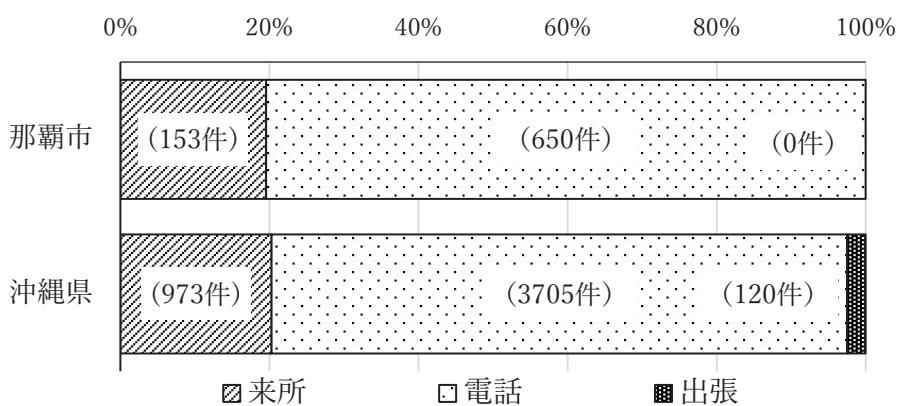


図 沖縄県女性相談所における相談件数



出典：沖縄県女性相談所「平成28年度女性保護事業のあらまし」

【事業の方策の方向性】

本市の各相談窓口において、電話や面接による相談対応や弁護士による法律相談、必要に応じて外部機関との連携や同行支援など、相談者の状況に応じて、被害者の安全確保のための措置など、実態に即した取組を進めていくと同時に、普段より関係機関との連携体制の構築に努めます。

【事業の方策】

①相談者からの多様なニーズへの対応

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎相談体制の環境整備・支援体制の拡充に向けた取組 被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、相談窓口は関係課との連携を図り、二次被害を防ぎ、相談しやすい環境整備及び支援体制の拡充に努めます。 また、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、男性、多様な性を生きる人についての相談・支援について、関係機関との連携を図り、支援体制の検討に努めます。	平和交流・男女参画課 保護管理課 子育て応援課 こどもみらい課	相談室「ダイヤルうない」、法律相談、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議、情報提供、広報・周知、関係機関との連携 女性相談、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議、関係機関との連携 子ども家庭総合支援拠点事業、要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携 子育て世代包括支援センター事業の実施、保健所との連携	194 195 196 197
◎DV加害者更生等への対応 DV加害更生に関する情報の収集・提供や相談窓口の案内等に努めます。	平和交流・男女参画課	情報提供	198

②相談員の各種研修への参加

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎相談体制の充実 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、男性、多様な性を生きる人などの被害者への正しい理解と適切な助言を行うため、相談員研修の実施及び外部専門研修への受講を促し、相談員等の資質の向上と、メンタルヘルスケアに努めます。	平和交流・男女参画課 保護管理課 子育て応援課	職員・相談員研修、メンタルヘルスケア（研修受講、相談窓口の利用等） 職員・相談員研修、メンタルヘルスケア（研修受講、相談窓口の利用等） 職員・相談員研修、メンタルヘルスケア（研修受講、相談窓口の利用等）	199 200 201

③相談対応の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎窓口等相談対応の充実 二次被害を起こさないための対応マニュアルの作成や庁内関係機関への情報提供・広報・周知に努めます。 また、庁内関係各課共通の相談シート（ワンストップシート）の導入、ワンストップ窓口等、他自治体での取組や実施状況を調査・研究し、ワンストップ窓口設置の検討を進めます。	平和交流・男女参画課	二次被害防止マニュアル作成、相談シート・相談体制の調査・研究、情報提供・広報・周知	202
◎窓口等相談対応の充実 市職員（非常勤・臨時含む）のためのメンタルヘルスケアの意識啓発や支援に努めます。	人事課	職員・相談員研修、メンタルヘルス相談窓口	203

④被害者の安全確保の徹底

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎関係機関との連携強化・各種制度の周知 DV被害者の一時保護施設入所までの安全確保を庁内外の関係機関、警察等と連携して支援します。また、DV被害者へ「保護命令」や「住民基本台帳事務における支援措置」等の制度について周知します。	平和交流・男女参画課	各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	204
	子育て応援課	各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	205
	保護管理課	女性相談、各関係機関との連携	206
	チャーがんじゅう課	各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	207
	障がい福祉課	各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	208

⑤DV被害者等の情報保護

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎DV被害者等の個人情報保護の徹底 住民基本台帳事務における支援措置対象者の住民票等の閲覧申出及び請求等に対する制限を徹底し、支援措置者の転出入時には各自治体とスムーズに情報提供・共有ができるよう、課内で職員研修を実施し周知徹底を図ります。閲覧制限の更新方法が被害者への負担とならないような方法について検討します。 また、窓口・電話等対応時における本人確認を徹底し、支援措置者の情報保護に努め、対応時には二次被害を与えないよう配慮することを周知徹底します。	ハイサイ市民課	情報共有、窓口対応職員への周知徹底	209

⑥自立に向けた支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎DV被害者等への支援の実施 市営住宅への新規入居申し込み時において、DV被害者等の世帯への優先的な取り扱いを実施します。	市営住宅課	一般申込者よりも入居確率が高い優遇措置の実施	210
◎各種支援策の実施・利用促進 相談者の状況に応じ、母子生活支援施設入所を実施します。 また、保護命令等が出ている世帯への児童扶養手当の申請手続きを実施します。 各種制度・サービスについての情報提供や、相談者の状況に応じ、那覇市パーソナルサポートセンターや生活保護の活用等、利用できる社会資源の情報提供に努めます。 相談者の状況に応じ、必要な場合は、住民基本台帳事務における支援措置制度の紹介や利用を勧めます。 保護命令等が出ている世帯の国民健康保険の加入について支援します。	子育て応援課 保護管理課 ハイサイ市民課 国民健康保険課	施設入所案内、各種支援策の情報提供・利用案内 福祉相談、女性相談、各種支援策等の社会資源の情報提供・利用案内 支援措置制度の情報提供、申し出者の状況に応じた関係機関への連携 各種支援策等の情報提供、利用案内	211 212 213 214
◎就職・再就職・起業等の就労支援 相談者の状況に応じ、必要な場合は、就労に向けた情報提供や就職活動までの支援を実施します。	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター講座・セミナー、相談窓口の活用	215

⑦子どもの保護・支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎DV被害者保護に係る子どもの安全確保・支援の実施 保育所への入所要件を緩和します。 また、市立小学校に併設する認定こども園の転園の手続きや就学援助など適切な対応を行います。 DV避難に伴う転出入取り扱いマニュアルを活用し、市立小・中学校の転校手続きや就学援助など、対象者に寄り添って対応します。	こどもみらい課 学務課	所定機関の入所要請あれば、最優先での入所措置を実施 関連部署と連携した手続き対応 DV避難に伴う転出入取り扱いマニュアルの周知、マニュアルに準じた対応の実施	216 217
子どもの学校内での安全確保のために、転校前・転校後の学校間の連携を図ります。 また、「DV避難にともなう転出入対応マニュアル(学校用)」を全職員間で共有し、特に学校の管理下にある間の子どもの安全確保・支援を実施します。	学校教育課	府内外の関係機関と連携した対応・支援の実施	218
公認心理師・臨床心理士等によるカウンセリングの充実と子どもの心理的安定を図ります。	教育相談課	公認心理師・臨床心理士等やスクールカウンセラー等による相談やカウンセリング等による各種支援策・メンタルヘルス関連事業の実施	219

基本課題（4）関係機関との切れ目ない支援のための連携・協力

【現状と課題】

女性や多様な性を生きる人の当事者が、暴力や犯罪等の被害にあうリスクは、男性に比べて高い傾向にあります。沖縄県警察は、2014（平成26）年にDV・ストーカー事案に特化した「子供・女性安全対策課」を新設し、被害相談を集約し、迅速かつ適切な対応に取り組んでいます。

本市においても、府内の各相談支援窓口にて対応し、必要があれば、警察、または沖縄県女性相談所（沖縄県配偶者暴力相談支援センター）等の各支援機関へ繋げるなど、関係機関との横断的な連携強化に努めています。

【事業の方策の方向性】

DV等の被害にあった場合の各相談支援窓口や支援機関、被害者支援制度等について、広く市民に周知し、必要に応じて被害者の保護につなげ、司法的な手続きや自立のための様々な支援を実施します。また、地域の各教育機関や医療関係者、民生委員などとのネットワークの一層の強化に努め、被害者支援を適切かつ迅速に行えるよう全庁的に取り組みます。

【事業の方策】

①医療関係者との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎医療機関等との連携協力 必要時に、本市のDV等防止のための府内関係機関や関連施策、関連業務、主催講座や講演会・研修等の情報提供や、国や関係機関からの通知や案内等の周知を図ります。	平和交流・男女参画課	必要時に市立病院や那覇市医師会、各関係機関等との相互の情報提供・連携協力	220

②地域の支援者との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎地域の支援者、支援機関との連携強化 民生委員・児童委員等の福祉関係者や、その他関係機関との連携を図ります。 自治会や小学校区まちづくり協議会などの地域活動の場において、関係機関との連携を図り、情報共有の場を提供します。	福祉政策課 まちづくり協働推進課	民生委員・児童委員等の福祉関係者への情報提供・連携協力 自治会長会定例会、小学校区まちづくり協議会等での情報共有	221 222

③学校教育施設・児童福祉施設等との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎被害者と子どもの安全に配慮した対応促進・連携強化 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議、個別支援会議等により、関係機関との連携を図ります。 生徒指導主事連絡協議会で中央児童相談所、子育て支援室と連携して研修を行います。	子育て応援課	要保護児童対策地域協議会等の開催による各関係機関等との情報共有、連携強化	223
	学校教育課	生徒指導主事連絡協議会での研修実施、各学校への広報周知	224
◎子どもへの虐待を早期発見できるよう学校等での支援体制の構築・連携強化 各学校の教職員をはじめ、生徒サポーターや教育相談支援員、子ども寄添い支援員等を活用し、日々の観察を行い、必要に応じて個別支援会議を開催します。	学校教育課	各学校の教職員、サポーター等を活用した観察の実施	225
	子育て応援課	学校や保育園等関係機関と調整し個別支援会議を開催	226

④関係機関・団体等との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎府外関係機関との連携・協力体制の強化 沖縄県女性相談所、沖縄県配偶者暴力相談支援センター、沖縄県児童相談所、那覇警察署、豊見城警察署、地域包括支援センター、民間支援団体等、関係機関との連携・協力体制を強化し、迅速に対応できるよう努めます。	平和交流・男女参画課	各団体等とのネットワーク会議等への参加	227
	保護管理課	各団体等とのネットワーク会議等への参加	228
	子育て応援課	要保護児童対策地域協議会、各団体とのネットワーク会議等への参加	229
	障がい福祉課	各団体等とのネットワーク会議等への参加	230
	ちやーがんじゅう課	各団体等とのネットワーク会議等への参加	231
	市民生活安全課	人権擁護ネットワーク会議への参加	232

⑤府内機関との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎DV被害者支援のための府内ネットワーク会議等の活用 府内関係課で、DV被害者支援（女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、男性、多様な性を生きる人）について、情報交換・事例検討・調査研究等を行い、府内の支援体制の連携強化につなげます。	平和交流・男女参画課	府内ネットワーク会議の開催	233

第4章 推進体制

第4章 推進体制

推進体制

個人や個性を尊重し、多様な生き方が認められる社会の実現に向けた体制づくり

基本課題（1）ダイバーシティを推進する活動拠点施設の機能の拡充

【現状と課題】

我が国は、今後ますます少子高齢化・人口減少社会へと変化し、これまでの社会構造や体制では、男女共同参画社会の実現は困難な状況です。これから高齢化・人口減少に対処するには、市民一人ひとりが個人や個性を尊重し、多様な生き方を積極的に受容する（＝ダイバーシティ）姿勢が不可欠です。性別、年齢、人種、国籍、障害の有無、学歴、価値観、社会的な属性など、一人ひとりが持つ様々な違いを、積極的に受け入れ、相互に認め、尊重し、それぞれの能力を発揮して活躍することが必要です。

その観点からも、今後の施設の役割や機能を見直し、時代にあった施設の役割や機能拡充を図ることが重要です。

表 平成29年度 なは女性センター利用状況

単位：日、人、件（※ただし相談室は件数を人数として合計に含めた）

	開館日数（日）	第一学習室	第二学習室	（子ども室）和室	交流室・資料室の利用者数	来室者	相談室(件数)			合計人数
							電話	面接	（弁護士）法律相談	
利用者数	291	2,697	5,475	37	709	370	1,843	129	26	11,286

【事業の方策の方向性】

現行のなは女性センターの役割・施設機能に、ダイバーシティ（多様性の受容）の推進のために必要な施設役割や機能を拡充し、これまでの取組に加え、誰もが尊重され、認められ、十分に能力を発揮できる社会の実現に向けた新たな取組や支援策を展開・推進します。

【事業の方策】

①ダイバーシティを推進する活動拠点施設としての「なは女性センター」の機能拡充

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎なは女性センターの機能拡充と運用の改善 男女共同参画社会の実現を目指す本市の活動拠点として、また、女性の地位向上とともに、ダイバーシティ(多様性の受容)を推進する役割を担う施設として、なは女性センターの機能拡充を図ります。	平和交流・男女参画課	なは女性センターの機能拡充に向けた調査・研究・広報	234

②ダイバーシティ推進に関するNPOや団体等との連携

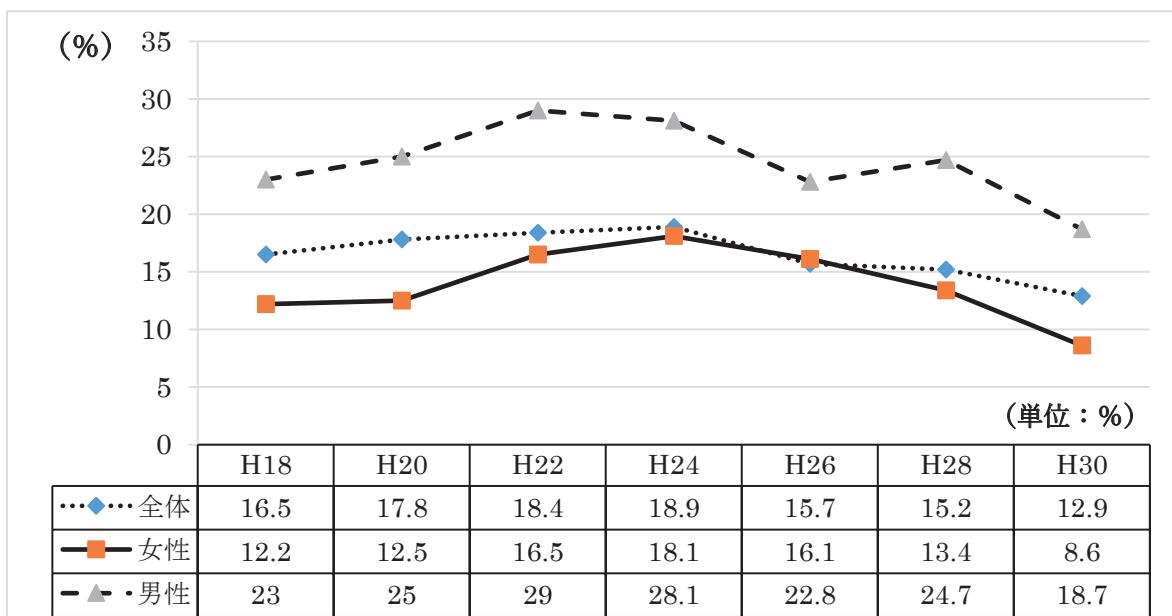
具体的施策	担当課	事業等	番号
◎男女共同参画関連のNPOや団体等との情報交換及び交流の促進 男女共同参画やダイバーシティの取組を行っているNPO等団体との意見交換や交流、市民向けの講座の企画、情報提供など、相互連携に努めます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知	235

■ 「那覇市民意識調査報告書」より ■

本市では、2年ごとに「市民意識調査」を実施しています。その中で、これまで「社会全体でみた男女の平等についてあなたはどう思いますか」という質問をしています。

平成30年度の調査では、「男性の方が優遇されている」と思う市民の割合は65.0%、「女性の方が優遇されている」と思う市民の割合は6.8%、「平等である」と思う市民の割合は12.9%という結果が出ました。

「那覇市民意識調査」における、『社会が男女平等だと思う』と答えた市民の割合の変遷



基本課題（2）推進体制の充実

【現状と課題】

我が国では、少子高齢化の動きが早く、これまでの生活スタイルや社会制度や慣習、社会体制の維持が難しくなり、これまでの常識や慣習等も含め、私たちの生活や意識に変化が求められる時期を迎えていきます。労働者人口の減少による人手不足・人材不足による社会的損失も大きく、介護や福祉サービスの担い手不足により、社会保障制度自体が立ちいかなくなるのではと危惧されます。

そのため、これまでの男女共同参画に加え、現在はダイバーシティ（多様性の受容）を進め、誰もが個人の能力を十分に發揮し、活躍できる社会の構築に努める必要が生じています。

これから時代に合った、新たな組織・体制づくりや各種事業・施策の実施に向け、市民・事業者等への意識調査等を実施し、ニーズや現状を把握、分析した上で、新たに生じる課題やニーズに柔軟に対応していくことが望まれます。

【事業の方策の方向性】

これまでの男女共同参画行政においては、固定的な性別役割分担意識の解消をはかり、誰もがあらゆる分野へ参画できる社会の実現に向け取り組んできましたが、未だ多くの課題が残されています。

これらの課題解決に向け、第一に、市民や事業者、市職員等の意識改革や理解の促進を図り、人権尊重・男女共同参画の意識啓発の取組をさらに進めていきます。

また、本計画の各施策・事業等をより効果的に取り組んでいくために、本市の基本課題の解決と各施策・事業の見直し・改善に向け、那覇市男女共同参画行政推進委員会及び担当課において、事業のPDCA（詳細については12ページを参照）を図ります。

【事業の方策】

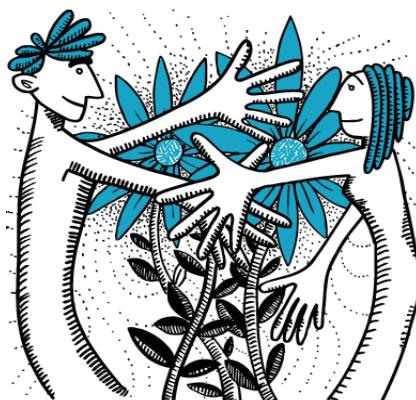
①市職員等の男女共同参画意識の啓発

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎市職員の男女平等・多様性を受容する意識の啓発 市職員の意識啓発を図るための研修等を実施します。 また、男性職員が、育児休業・休暇制度を積極的に取得できるような職場環境の整備を図ります。	人事課	職員研修、情報提供	236
◎市職員の男女平等・多様性を受容する意識の啓発 男女共同参画に加え、多様性を受け入れるという観点から、職場環境の実態把握、意識調査を実施し、その結果に基づいた市職員への意識啓発を図るための研修を実施し、また、人事課の職員研修実施を働きかけます。	平和交流・男女参画課	職員研修・職員意識調査	237
【再掲】 ◎セクハラを含め、あらゆるハラスメントのない自由な職場環境づくりの推進 関係機関や他自治体等で参考となる研修プログラム等を参考に、一般職員・管理職等に対する実態に即した効果的な研修実施を図ります。また、セクハラ等相談窓口の充実や相談員の資質向上に努めます。	人事課	職員及びセクハラ相談員研修、広報・周知	189

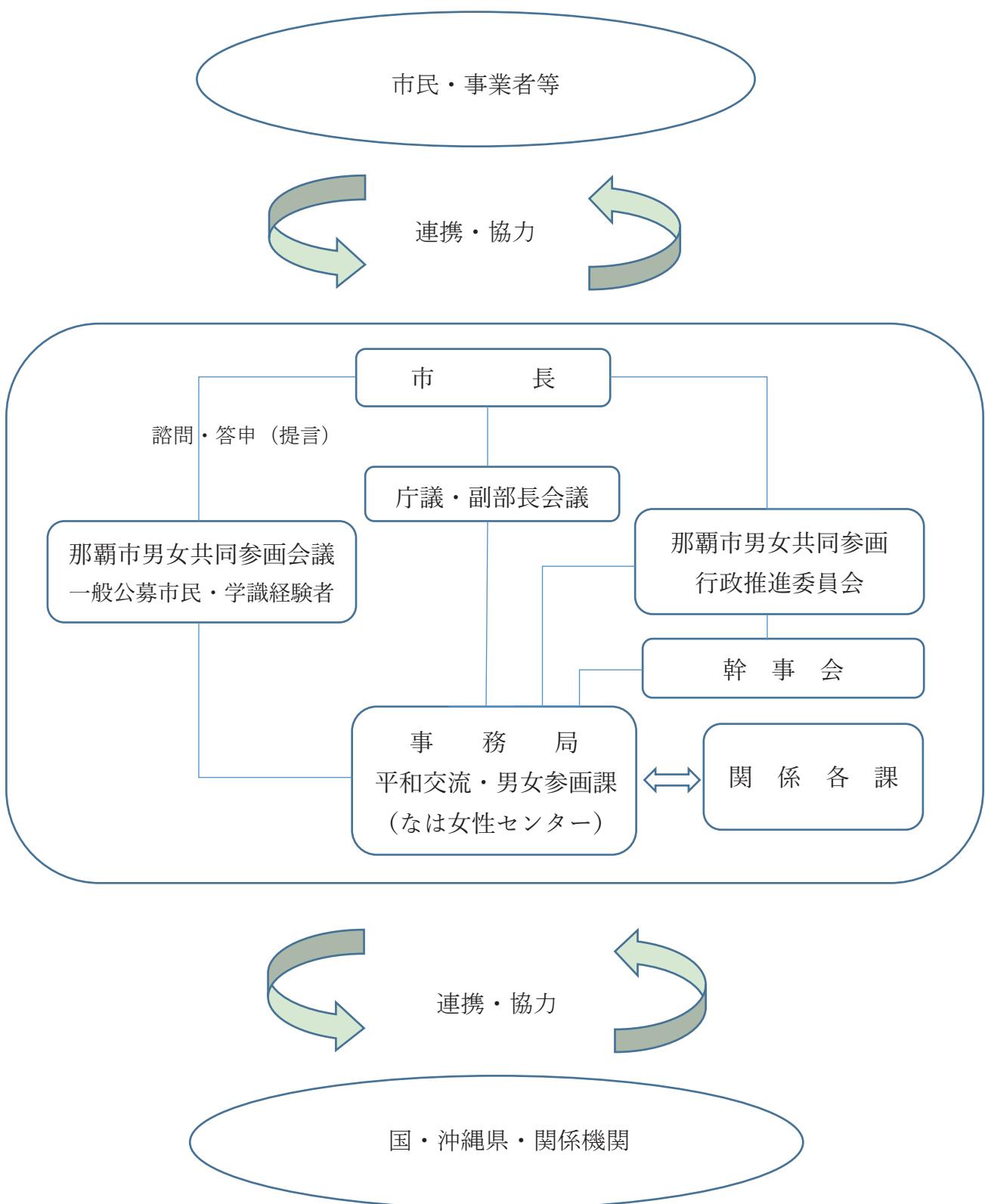
<p>【再掲】</p> <p>◎障害者差別解消法の広報・周知と取組の推進</p> <p>2016（平成28）年4月施行の「障害者差別解消法」の市民・事業者・市職員への周知を徹底し、障害を理由とする差別をなくし、合理的配慮の提供を推進していきます。</p> <p>また、本市では、障がいのある方に配慮した窓口対応、通知や書類・広報、庁舎内の環境整備と、市職員の合理的配慮についての意識啓発を推進していきます。</p>	<p>障がい福祉課</p>	<p>広報・周知、情報提供、庁内における「合理的配慮」に関する取組の推進</p>	61
<p>【再掲】</p> <p>◎本市の刊行物に関するガイドラインの普及啓発</p> <p>本市の刊行物では、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見などの表現を解消し、男女共同参画を推進するため、市職員へ国のガイドラインの周知に努めます。</p>	<p>平和交流・男女 参画課</p> <p>秘書広報課</p>	<p>市職員へ国のガイドラインの周知</p> <p>広報・広聴担当者研修等での情報提供・意識啓発</p>	<p>7</p> <p>8</p>

②国・県・関係機関との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
<p>◎国・県・関係機関との連携のための会議等への参加</p> <p>各関係機関、団体等との連絡会議等へは積極的に参加し、意見交換・情報共有を図ります。</p>	<p>平和交流・男女 参画課</p>	<p>ネットワーク会議等への参 加</p>	238



那覇市男女共同参画 推進体制図



計画関連指標

※「現状」については、平成 29 年度（一部は平成 30 年度）調べの数値となります。

	番号	評価指標	担当課	2007(H19) 年度	現状 2017(H29) 年度 実績	目標値		関連 施策 番号
						5年後 2023(R5) 年度	10年後 2028(R10) 年度	
基本 目標 1	1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する反対・どちらかといふと反対する市民の割合	平和交流・男女参画課	37.4%	54.4% (H29 男女共同参画・市民意識調査)	60%	75%	1
	2	社会全体でみた場合、「男性の方が優遇（どちらかといふと優遇）されている」と思う市民の割合	平和交流・男女参画課	62.9%	68% (H29 男女共同参画・市民意識調査)	30%	20%	1
	3	性の多様性に関する取組に「賛成」・「どちらかといふと賛成」する市民の割合	平和交流・男女参画課	—	80.1% (H30 那覇市民意識調査)	85%	90%	1
	4	なは女性センター講座の延べ受講者数	平和交流・男女参画課	21,513人	24,961人	29,160人	32,160人	5
	5	なは女性センター主催講座への男性の参加率	平和交流・男女参画課	11.4%	12%	20%	30%	11
	6	公民館講座への男性の参加率	公民館	20%	24.2%	30%	35%	14
	7	消防団員に占める女性の数	消防局	12人	12人	15人	18人	73
	8	消防吏員に占める女性の割合	消防局	—	2.6%	3.5%	5%	74
基本 目標 2	9	「性的指向・性自認」という言葉の市民認知度	平和交流・男女参画課	—	27.4%	35%	50%	80
	10	「性の多様性の尊重」に関する職員研修の延べ受講者数	平和交流・男女参画課	—	471人	831人	1,131人	91

	番号	評価指標	担当課	2007(H19) 年度	現状 2017 (H29) 年度 実績	目標値		関連 施策 番号
						5年後 2023(R5) 年度	10年後 2028(R10) 年度	
基本目標3	11	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調査）という言葉の市民認知度	平和交流・男女参画課	—	18.3%	30%	50%	115
	12	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組んでいる市内事業者の割合	平和交流・男女参画課	—	11.5%	20%	30%	115
	13	那覇市男性職員の育児休業取得率	人事課・関係課	—	1.4%	7%	14%	119
	14	那覇市男性職員の出産補助休暇取得率	人事課・関係課	—	90.1%	95%	100%	119
	15	保育所等利用待機児童数	こどもみらい課	—	200人	0人	0人	123
	16	介護予防リーダー養成講座における男性修了者の割合	ちやーがんじゅう課	6.7%	33.3%	35%	40%	131
基本目標4	17	審議会等委員の女性登用率	平和交流・男女参画課(全庁)	—	35.3%	39%	40%	144
	18	審議会等委員について、目標値(男女いずれか一方の委員の割合が40%未満にならないようにする)を達成した委員会の割合を増やす	平和交流・男女参画課	43%	42.2%	50%	60%	144
	19	女性ゼロの審議会等の解消を図る	平和交流・男女参画課	6件	8件	0件	0件	144
	20	市職員の女性管理職(課長相当職以上)の割合	人事課	10.7%	13%	17%	20%	148
基本目標5	21	「DV等の相談窓口を知っている」と回答する市民の割合	平和交流・男女参画課	—	43%	50%	60%	190

資 料 編

1	第4次那覇市男女共同参画計画 策定経過	93
2	第14・15期 那覇市男女共同参画会議 委員名簿	94
3	那覇市男女共同参画推進条例	95
4	男女共同参画社会基本法	97
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	101
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	110
7	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	118
8	用語解説	120
9	男女共同参画に関するこれまでのあゆみ	123
10	那覇市男女共同参画に関する市民意識調査	129
11	那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査	130

1 第4次那覇市男女共同参画計画 策定経過

那覇市男女共同参画会議

	年月日	会議の種類	会議の内容
平成 29 年度	平成 29 年 11 月 30 日	諮問	次期計画への提言について
		第 1 回会議	次期計画の基本構成案について
	平成 30 年 3 月 16 日	第 2 回会議	今後の計画策定スケジュールについて
平成 30 年度	平成 30 年 4 月 24 日	第 1 回会議	現行計画の進捗状況について
	平成 31 年 2 月 22 日	第 2 回会議	次期計画素案審議
令和元年度	令和元年 5 月 8 日	第 1 回会議	次期計画素案審議
	6 月 3 日	第 2 回会議	提言（答申）案審議
	6 月 21 日	第 3 回会議	提言（答申）案審議
	7 月 3 日	第 4 回会議	提言（答申）案審議・承認
	7 月 11 日	答申	市長へ提言

那覇市男女共同参画行政推進委員会・幹事会、庁議

	年月日	会議の種類	会議の内容
平成 30 年度	平成 30 年 4 月 26 日	第 1 回推進委員会	次期計画基本構成案について
	5 月 2 日	第 1 回幹事会	次期計画基本構成案について
	10 月 17 日	第 2 回幹事会	各課の回答結果について
	平成 31 年 1 月 22 日	第 3 回幹事会	次期計画事業・指標案について
	2 月 5 日	第 2 回推進委員会	次期計画素案審議・承認
令和元年度	令和元年 5 月 7 日	第 1 回推進委員会	次期計画素案の見直しについて
	5 月 23 日	第 1 回幹事会	次期計画素案の修正案審議・承認
	5 月 27 日	第 2 回推進委員会	次期計画素案の修正案審議・承認
	8 月 8 日	第 2 回幹事会	次期計画素案の修正案審議・承認
	8 月 9 日	第 3 回推進委員会	次期計画素案の修正案審議・承認
	11 月 8 日	庁議	次期計画の策定について

市民意見募集（パブリック・コメント）

令和元年度	令和元年 7 月 11 日（木）～8 月 6 日（火）実施	意見件数：60 件（18 人）
-------	-------------------------------	-----------------

2 第14・15期 那覇市男女共同参画会議 委員名簿

第14・15期

氏 名	所属等
矢野 恵美(会長)	琉球大学法科大学院 教授
山崎 新(副会長)	一般社団法人 沖縄じんぶん考房 代表理事
小林 健一(副会長)	えるだ法律特許事務所 弁護士
渡嘉敷 みどり	那覇市立病院 産婦人科総括科部長
秋吉 晴子	しんぐるまざあず・ふおーらむ沖縄代表
島袋 隆志	沖縄大学法経学部 准教授
大城 貴代子	那覇市女性ネットワーク会議(あけもどろ女性の会) 会長
翁長 孝枝	那覇市女性ネットワーク会議(あけもどろ女性の会) 顧問
仲昌代	那覇市女性の翼の会会長 那覇商工会議所女性会 副会長
新垣 誠	沖縄キリスト教学院大学 人文学部長 教授
吉川 麻衣子	沖縄大学 人文学部 准教授
伊禮 靖	那覇市P.T.A連合会 会長
名嘉泰	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会 那覇市パーソナルサポートセンター 総括責任者
土屋 由美子	子育て応援キャラバン隊なは はぐくみ 相談役
新城 ヒロ子	那覇市民生委員児童委員連合会 会長

第14期

小橋川 邦也	まちづくりサポートセンター 主宰
田端一正	沖縄県教育庁 那覇教育事務所 所長

3 那覇市男女共同参画推進条例

平成17年3月30日
条例第2号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた。

那覇市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画都市とすることを宣言するなど、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は依然として根強く存在し、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

那覇市は、人口密度が高く、その狭い市域に中小零細企業が多く、総就業人口に占める女性の就業割合は増加傾向にある。さらに、少子高齢化の進展や高度情報化など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

こうした現状を踏まえ、社会経済情勢の急速な変化に対応し、一人一人がいきいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、男女が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち那覇市民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市及び市民等が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民等 市民、事業者(営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び教育者(市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。以下同じ。)をいう。

(3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 男女が、慣習や制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等にかかわれるようすること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようすること。

(6) 国際社会における取組と協調して行うこと。

(市及び市民等の協働)

第4条 男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育者の責務)

第8条 教育者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁上)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(夫婦間、恋人間等親密な関係の男性から女性への身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。)その他性別による人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、那覇市男女共同参画会議の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たって

は、市民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対して書面により苦情を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて那覇市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

(広報活動等)

第15条 市は、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(男女平等週間)

第16条 男女共同参画の推進を図るため、男女平等週間を設ける。

2 前項の男女平等週間は、毎年9月20日を含む市長が定める1週間とする。

(審議会等における委員の構成)

第17条 市の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次那覇市男女共同参画計画(男女平等推進プラン)は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

4 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

をいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択

に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ、当該活動以外の活動を行うことができるようになりますことを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 2 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域に

おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 1 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するためには必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条

第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号

最終改正:令和元年 6 月 26 日 法律第 46 号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雜則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5

- 項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)**
- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 1 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 2 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 3 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 4 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 5 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 6 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによ

り、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対

する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 1 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 1 面会を要求すること。
- 2 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 3 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 4 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 5 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 6 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 7 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 8 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において

密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 1 申立人の住所又は居所の所在地
- 2 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 1 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 2 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配

偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 3 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 4 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 5 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保

護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日ににおける言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申

立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 ヶ月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 ヶ週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18

条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 1 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 2 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 3 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 4 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 1 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - 2 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者または配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則(平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附則(令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

2 第2条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

3 第2条中児童福祉法第12条の改正規定(同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号)
改正 平成 29 年 3 月 31 日 (平成 29 年法律第 64 号)

目次

第1章 総則(第 1 条—第 4 条)

第2章 基本方針等(第 5 条・第 6 条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第 7 条)

第2節 一般事業主行動計画(第 8 条—第 14 条)

第3節 特定事業主行動計画(第 15 条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第 16 条・第 17 条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第 18 条—第 25 条)

第5章 雜則(第 26 条—第 28 条)

第6章 罰則(第 29 条—第 34 条)

附則

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対し

て及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 2 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 4 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下

この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 1 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 3 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、

厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 計画期間

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする

場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

1 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

3 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以

外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 1 計画期間
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における

女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するためには必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

1 一般事業主の団体又はその連合団体

2 学識経験者

3 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

1 第 18 条第 4 項の規定に違反した者

2 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

1 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

2 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかつた者

3 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

1 第 10 条第 2 項の規定に違反した者

2 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

4 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。別表第1第20号の26の次に次の1号を加える。

20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

附則(平成29年3月31日法律第14号)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

2 及び 3 略

4 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)

の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 38 条第 3 項の改正規定(「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める部分に限る。)、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)第 30 条第 1 項の表第 4 条第 8 項の項、第 32 条の 11 から第 32 条の 15 まで、第 32 条の 16 第 1 項及び 51 条の項及び第 48 条の 3 及び第 48 条の 4 第 1 項の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の

規定並びに附則第 33 条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成 30 年 1 月 1 日

(罰則に関する経過措置)

第 34 条 この法律(附則第 1 条第 4 号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成30年5月23日公布・施行 法律第28号)

(目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第9条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第6条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるも

のとする。

(人材の育成等)

第8条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第9条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果

を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

8 用語解説

(五十音順)

1	アウティング	本人の了解を得ずに、公にしていない性的指向(恋愛や性的欲求の対象となる性・好きになる性)や性自認(自分が認識する性別・こころの性)を暴露すること。 ※セクシュアリティは、大切な個人情報。いつ・誰に話すかということは、本人だけが決められる。
2	一般事業主行動計画	女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体、301人以上の大企業は、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければならない(300人以下の中小企業は努力義務)。
3	うないフェスティバル	国連婦人の十年の最終年1985(昭和60)年に「女たちからのメッセージ」をテーマに始まり、平和を基調に男女平等社会の実現やあらゆる立場の人々との共生を目指し、自己表現やネットワークづくりの場として、2014(平成26)年の第30回まで開催された。
4	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
5	SDGs (持続可能な開発目標) (Sustainable Development Goals)	2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として2015(平成27)年9月に国連で採択された、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標(持続可能な開発のための2030アジェンダ)。 MDGsの残された課題(例:保健、教育)や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応するように、新たに、17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)が設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられている。
6	LGBT(LGBTQ)	レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の略称。性的マイノリティの総称として用いられることがある。これに、LGBTでは区切れない性的マイノリティとしての「クエスチョニング(Q)」を加えて、「LGBTQ」と表記する場合もある。
7	えるぼし認定	女性活躍推進法に基づき、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができ、認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができる。
8	エンパワーメント	一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけることを意味する。特に、女性の場合、ジェンダー意識により發揮することを妨げられていた潜在的能力を開発し、経済的のみならず、政治的・社会的な意思決定の場における発言力等、様々な場面で自己決定できる力を持つことを意味する。
9	クオータ制(割当制)	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
10	固定的性別役割分担意識 (固定的な性別役割分担意識)	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
11	ジェンダー (社会的性別、Gender)	人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別のことをさす。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

12	ジェンダー開発指數 (GDI) ジェンダー不平等指數 (GII) ジェンダー・ギャップ指數 (GGI)	GDIは国連開発計画(UNDP)が「人間開発報告書」において公表。人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数(HDI)の比率で示される。 GIIは国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)等。 GGIは世界経済フォーラムが公表している指数。経済、教育、保健、政治の各分野ごとに各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野ごと総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指數を算出。
13	女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	1979(昭和54)年に国連総会で我が国を含む130か国賛成によって採択され、1981(昭和56)年に発効。我が国は1985(昭和60)年に批准。女子に対するあらゆる差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。 なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、女子(婚姻をしているかないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
14	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	2015(平成27)年に成立。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付けられた。 ※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務。10年間の时限立法。
15	ストーカー規制法 (ストーカー行為等の規制等に関する法律)	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律。
16	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	2018(平成30)年公布・施行。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。
17	性的指向・性自認 SOGI(ソジ)・ SOGIハラスメント	性的指向(Sexual Orientation)とは、恋愛や性的欲求の対象となる性(好きになる性)をいい、性自認(Gender Identity)は、自分が認識する性別(こころの性)をいう。 SOGI(性的指向・性自認の頭文字)は、性的指向・性自認のことをいい、「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という「状態」を指すため、すべての人を表す。SOGIハラスメントは、誰もがもつ性に関するあらゆる差別的扱い等を指す。
18	セクシュアリティ	性は、からだの性、こころの性、好きになる性、表現する性の4つの要素で考えることができ、この4つが集まってできる性のあり方をいう。
19	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な様のものが含まれる。特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって、労働条件に不利益を受ける「対価型」と、就業環境が害される「環境型」がある。 2007(平成19)年から改正男女雇用機会均等法の施行により、職場におけるセクハラについて必要な措置を講ずることが事業主の義務となり、男性に対するセクハラも法律の対象とすることとなった。
20	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といふ。

21	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
22	男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	募集・採用・配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められている。また、男女雇用機会均等法の指針の改正により、同性に対するものや、被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシャル・ハラスメントも、指針の対象となった。
23	デートDV	結婚していない恋人間における身体的、精神的、性的並びに経済的暴力のこと。
24	トートーメー（位牌）	沖縄では位牌のことを一般的には指すが、位牌にとどまらず祖先のことまで含めた呼称である。トートーメーの継承と財産分与については男性を優先する考えが一部にあり、日常生活の中に様々な形で慣習として女性に対し不平等な扱いがなされている。
25	ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力・精神的暴力・性的暴力など様々な形態の暴力が存在し、これらの暴力は、単独で起きることもあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっている。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。
26	働き方改革	働く方が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。 働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講じる。
27	パタニティ・ハラスメント(パタハラ)	働く男性の育休取得や育児のための短時間勤務などを妨げる行為。
28	パワー・ハラスメント(パワハラ)	職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為。
29	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。
30	マタニティ・ハラスメント(マタハラ)	働く女性が妊娠・出産に関連し、職場において受けける精神的・肉体的嫌がらせのこと。
31	面前DV	子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。児童虐待防止法(2000年成立)の2004年改正で、心理的虐待のひとつと認定した。 直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞きして育つ子どもは心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなどPTSDを発症することが少なくない。
32	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	「女性の性と生殖に関する健康と権利」のこと。人権と性の視点から妊娠、出産、避妊などについて肉体的、精神的、社会的に男女の健康を保障し、女性の自己決定権を尊重する考え方。1994(平成6)年の国際人口開発会議(カイロ)において提唱された。
33	リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。
34	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。

9 男女共同参画に関するこれまでのあゆみ ～世界・国内・県内・那覇市の動き～

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
1975年 昭和 50年	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際婦人年 ◆国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 ◆第30回国連総会、1976年～85年を「国連婦人の十年」とすることを宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ◆総理府婦人問題担当業務開始 ◆婦人問題企画推進本部設置（本部長・内閣総理大臣、関係10省庁） ◆婦人問題企画推進会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆沖縄県婦人連合会、県に対し「男女平等・婦人の地位向上」について要請 	
1976年 昭和 51年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「国連婦人の十年」スタート ◆日本初の女性国連公使誕生（緒方貞子） ◆「国連婦人の十年基金」設立開発途上国の女性の自立を援助（1985年「国連女性開発基金」ユニフェムに改称） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教職員等育児休業法施行 ◆民法一部改正施行 離婚復氏 → 婚氏統称（離婚後も婚姻時の姓の使用が可能に） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆労働商工部労政課を婦人行政所管課と定め、担当の専任職員を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経済部労働福祉課に勤労婦人担当（主査1人）を配置
1977年 昭和 52年		<ul style="list-style-type: none"> ◆「婦人の十年国内行動計画」策定 ◆「国内行動計画」前期重点目標決定 ◆国立婦人教育会館（現・国立女性教育会館）開館 	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1回沖縄県婦人問題会議開催 ◆沖縄県婦人関係行政推進会議設置 ◆沖縄県婦人問題懇話会設置 	
1978年 昭和 53年		<ul style="list-style-type: none"> ◆第1回婦人白書「婦人の現状と施策」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「国際婦人年行動計画を実践する沖縄県婦人団体連絡協議会」結成（婦団協） 	
1979年 昭和 54年	<ul style="list-style-type: none"> ◆第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択 		<ul style="list-style-type: none"> ◆生活福祉部に青少年婦人課を設置 	
1980年 昭和 55年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「女子差別撤廃条約」を1985年に批准するため、国内法制諸条件の整備に努めることを決定 ◆「国連婦人の十年」中間世界会議で「女子差別撤廃条約」に署名 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「トートーメー継承」についての論議沸きおこる ◆「国連婦人の十年」記念、第1回沖縄県国内研修を実施（埼玉・東京） 	
1981年 昭和 56年	<ul style="list-style-type: none"> ◆「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「国内行動計画後期重点目標」策定 ◆民法、家事審判法一部改正 配偶者の法定相続分 3分の1 → 2分の1へ ◆国税庁が女性Gメン採用 ◆初の女性航空管制官誕生 	<ul style="list-style-type: none"> ◆沖縄県議会、内閣総理大臣に対し、「女子差別撤廃条約」の早期批准に関する意見書提出 	<ul style="list-style-type: none"> ◆那覇市働く婦人の家を開設
1982年 昭和 57年		<ul style="list-style-type: none"> ◆母子福祉法一部改正（母子 → 母子及び寡婦） ◆東京で女性税務署長誕生 ◆「パートバンク」発足 		
1983年 昭和 58年		<ul style="list-style-type: none"> ◆日本初の女性論説委員誕生（増田れい子・毎日新聞社） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県知事、内閣総理大臣あて「女子差別撤廃条約」の早期批准について要望書提出 ◆沖縄県で共働き夫婦規制問題起こる 	
1984年 昭和 59年		<ul style="list-style-type: none"> ◆池田内閣以来22年ぶりの女性大臣誕生（石本茂環境庁長官） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定 	

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
1985 年 昭和 60 年	◆「国連婦人の十年」最終年世界会議・N G O フォーラム(ナイロビ)開催 ◆「西暦 2000 年にむけて女性の地位向上のための将来戦略(ナイロビ戦略)」採択	◆国籍法・戸籍法一部改正(父系血統主義→父母両系血統主義)施行 ◆「女子差別撤廃条約」批准 ◆生活保護基準額の男女差解消 ◆「男女雇用機会均等法」成立 ◆「国民年金法」の一部改正公布 ◆「船員法」の一部改正公布 ◆国公立大初の女性学長誕生		◆那覇市婦人問題行政連絡協議会設置 ◆那覇市婦人問題会議設置 ◆第 1 回那覇市政を語る女性のつどい開催 ◆第 1 回うないフェスティバル開催
1986 年 昭和 61 年		◆男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ◆職業パイロット試験に女性が合格 ◆女性ボイラー技師、女性クレーン運転手誕生 ◆婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ◆婦人問題有識者会議開催 ◆日本初の女性党首誕生(土井たか子)		
1987 年 昭和 62 年		◆婦人問題企画推進有識者会議意見書提出 ◆「西暦 2000 年に向けての新国内外行動計画」策定		◆那覇市婦人問題会議から答申「21 世紀に向けての那覇市における女性行動計画の策定」について(女性行政担当窓口として「女性課」設置を提言)
1988 年 昭和 63 年		◆海上保安庁に女性船長誕生 ◆女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告審議 ◆横浜女性フォーラム開館(女性センターブームに)	◆バスガイド 35 歳定年訴訟	◆「那覇市女性行動計画」策定 ◆経済部に女性室を設置(室長・主査・主事の計 3 人) ◆那覇市婦人問題会議等、固有名詞の“婦人”をすべて“女性”に変更 ◆那覇市の 3 大祭りの一つである「じゅり馬まつり」廃止
1989 年 平成元年		◆学習指導要領が告示され、家庭科は男女共修となる ◆セクシュアル・ハラスメント問題浮上		◆女性室が経済部から総務部へ機構変え
1990 年 平成 2 年	◆国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択→指導的地位につく女性の割合を 95 年までに 30% とする ◆国連婦人の地位委員会拡大会期 ◆国連難民高等弁務官に緒方貞子就任	◆東京地裁「男女昇格差別」無効判決	◆南西航空「スチュワーデス」ストライキ	◆初の女性部長誕生(神山陽子) ◆「なは女性情報誌」創刊 ◆「なは女性史」編さん事業で、女性史編さん員採用(単年度)
1991 年 平成 3 年		◆「育児休業法」公布 ◆婦人問題企画推進有識者会議意見書提出 ◆「西暦 2000 年に向けての新国内外行動計画(第 1 次改定)」決定→国の審議会の女性の割合を 95 年までに 15% にする男女共同参画型社会の実現を基本 ◆韓国人元従軍慰安婦、補償求め提訴 ◆生涯出生児数が戦後最低に(1.57 人)	◆沖縄県教育委員会初の女性教育委員長誕生(赤嶺千壽) ◆初の女性編集局長誕生(由井晶子・沖縄タイムス社) ◆初の女性副知事誕生(尚弘子)	◆「家族看護休暇」(1 年以内)導入 ◆女性室定数改正(室長・主査 2 の計 3 人) ◆「市民女性学講座」開講 ◆市制 70 周年記念講演開催(講師・澤地久枝)

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
1992 年 平成 4 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆「育児休業法」施行 ◆婦人問題担当大臣設置 ◆介護休業等に関するガイドラインを策定 ◆初のセクハラ訴訟(福岡地裁)原告女性の訴えを認める 	◆知事公室に女性政策室を設置	<ul style="list-style-type: none"> ◆育児休業の条例制定 ◆教育委員会初の女性教育委員長誕生(森田清子) ◆「那覇市女性行動計画」推進プラン策定 ◆那覇女性史編集委員会発足 ◆なは女性史ワーキンググループ設置 ◆男性職員 2 人が育児休業取得
1993 年 平成 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆世界人権会議（ウィーン）開催 ◆国連世界人権会議NGOで「従軍慰安婦問題」論議 ◆女性に対する暴力撤廃宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ◆中学校家庭科の男女共修開始 ◆初の女性衆議院議長誕生(土井たか子) ◆全国フェミニスト議員連盟「自治体男女平等度コンテスト」実施 ◆「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「沖縄県行動計画～D E I G O プラン 21～」策定 ◆「D E I G O プラン 21 推進月間」を設置（7月） ◆財団法人おきなわ女性財団設立 ◆沖縄県女性模擬県議会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆人材リスト登録着手 ◆女性総合センター建設に向けて調査 ◆那覇市女性国内研修「日本女性会議」及び「女性学・ジェンダー研究フォーラム」参加者補助金交付要綱施行
1994 年 平成 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）」提唱 ◆国際家族年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部を設置 ◆「女子差別撤廃条約」実施状況第2回及び第3回報告審議 ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆高校家庭科の男女共修開始 ◆'94 アジア女性起業家会議 ◆「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」法制審議会了承 ◆日本女性初の宇宙飛行士誕生(向井千秋) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「D E I G O プラン 21」推進地域協議会開催 ◆2代目女性副知事に東門美津子就任 ◆NGO フォーラム北京'95 沖縄県実行委員会結成 	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女平等啓発誌「中学生のためのなぜなぜBOOK」発刊 ◆「働く那覇の女性たち」(女子労働実態調査)発刊 ◆女性室定数改正(室長・主査3の計4人) ◆那覇市女性行政推進委員会設置(助役が会長、部長級で構成) ◆「那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱」制定 ◆「なは女性史証言集」発刊
1995 年 平成 7 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆第4回世界女性会議及びNGO フォーラム(北京)開催 ・ナイロビ将来戦略の評価と見直し ・2000 年までの指針「行動綱領」(キーワードは「エンパワーメント」と「北京宣言」)を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化) ◆10月を「仕事と家庭を考える月間」と定める 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県警交通部交通機動隊初の女性白バイ隊員採用 ◆9月の「米兵による少女暴行事件」で女性たちの運動活発(「強姦救援センター・沖縄」R E I C O 設置等) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆第4回世界女性会議(NGO フォーラム北京'95)参加者へ補助支援 ◆第6回女性問題全国都市会議(県外45市・県内市町村から170人参加)開催
1996 年 平成 8 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆R S C A P 主催「北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナル・マシナリー強化に関する地域会議」(ソウル) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」を答申 ◆「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ◆「母体保護法」成立・施行 ◆男女共同参画推進会議(えがりてネットワーク)発足 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県警、性犯罪捜査員として婦警を配置 ◆沖縄県女性総合センター「ているる」オープン ◆牧志交番に女性相談所「レディス・サポートコーナー」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆なは女性センターオープン(10月1日) ◆なは女性センター条例・規則施行 ◆乳幼児健康支援デイサービス事業開始
1997 年 平成 9 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画審議会設置法」施行 ◆「介護保険法」成立 ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「労働基準法」成立 ◆「育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～D E I G O プラン 21～」改定 ◆中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆那覇市女性問題会議から答申「第2次那覇市女性行動計画策定に向けての提言」 ◆那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱第5条に係る運用方針の制定 ◆小中学生による男女平等についての作文集発行 ◆「あけもどろ那覇女性の会」発会 ◆那覇市女性人材リスト要領施行

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
1998 年 平成 10 年				<ul style="list-style-type: none"> ◆なは男女共同参画都市宣言（9月28日） ◆第2次那覇市女性行動計画「なは男女平等推進プラン」策定 ◆情報誌「うない遊び」編集委員会要領施行 ◆なは女性史(近代編)「なは・女のあしあと」発刊
1999 年 平成 11 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ◆「改正男女雇用機会均等法」施行 ◆「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定) 		
2000 年 平成 12 年	◆国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画社会基本計画」閣議決定 ◆「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ◆「児童虐待防止法」公布・施行 ◆「介護保険法」施行 		
2001 年 平成 13 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画会議・男女共同参画局の設置 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ◆第1回男女共同参画週間 ◆「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ◆「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ◆県内初の女性助役誕生(伊藝美智子) ◆なは女性史編さん事業終了 ◆総務部女性室から総務部男女共同参画室へ改称
2002 年 平成 14 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「沖縄県男女共同参画計画(D E I G O プラン)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆那覇市女性問題会議等、固有名詞の“女性”をすべて“男女共同参画”に名称変更
2003 年 平成 15 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ◆「少子化社会対策基本法」公布・施行 ◆第4回・第5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議 ◆「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「沖縄県男女共同参画推進条例」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「那覇市男女共同参画行政推進委員会規定」施行 ◆第2次男女共同参画計画「なは男女平等推進プラン」改訂版発行
2004 年 平成 16 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法 公布・施行 		
2005 年 平成 17 年	◆第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ◆「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「沖縄県男女共同参画審議会規則」公布・施行 ◆「沖縄県次世代育成支援行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「那覇市男女共同参画推進条例」施行 ◆「ドメスティック・バイオレンス(D V)被害者支援のための府内ネットワーク会議要領」施行

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
2006 年 平成 18 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ◆ 「男女雇用機会均等法」改正 ◆ 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「沖縄県配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 ◆ 「女性問題懇話会」廃止 ◆ 沖縄県女性総合センターの名称変更と指定管理者制度の導入 ◆ 「男女共同参画行政推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 総務部市長公室平和交流・男女参画室を設置（組織改変により市民平和交流室と統合） ◆ なは女性センター10周年記念講演会開催（講師：広岡守穂）
2007 年 平成 19 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法 公布 ◆ 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ◆ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ◆ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ◆ 「男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「沖縄県男女共同参画計画（後期）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 那覇市男女共同参画会議から答申「第3次那覇市男女共同参画計画策定に向けての提言」
2008 年 平成 20 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱の一部改正 ◆ 「第3次那覇市男女共同参画計画」策定
2009 年 平成 21 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全国共通の番号による「D V 相談ナビ」スタート ◆ 内閣府「女性首長大集合！」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「沖縄県次世代育成支援計画後期（おきなわ子ども・子育て応援プラン）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女参画グループ設置 ◆ 那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業
2010 年 平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」（ニューヨーク）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「第3次男女共同参画基本計画」策定 ◆ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」改定 ◆ 「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女参画グループ組織改編（主幹・主査の計 2 人）
2011 年 平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足 			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平和交流・男女参画室から平和交流・男女参画課へ組織改編
2012 年 平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 ◆ 女性活躍・子育て担当大臣新設 ◆ 「子ども・子育て支援新制度」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「第4次沖縄県男女共同参画計画（D E I G O プラン）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」策定
2013 年 平成 25 年		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ◆ 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置付け 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ プライド・イベント「ピンクドット沖縄」初開催（共催事業）

年 代	世界の動き	国内の動き	県内の動き	那覇市の動き
2014 年 平成 26 年	◆第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	◆内閣府「全ての女性が輝く社会作り本部」設置、担当大臣として女性活躍担当大臣新設 ◆首相官邸「輝く女性応援会議」開催 ◆「少子化社会対策大綱」閣議決定 ◆「次世代育成支援法」改正 ◆「男女雇用機会均等法施行規則の一部を改正する省令等」施行		◆県都初・女性市長に城間幹子就任 ◆「なは市民協働プラザ条例」公布 ◆「なは女性センター規則」公布
2015 年 平成 27 年	◆第 59 国連婦人の地位委員会「北京+20」(ニューヨーク)開催	◆「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 ◆「子ども・子育て支援法」改正	◆「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施	◆市立中学全 17 校で「思春期の心と体のための意識啓発事業」C A P プログラム実施 ◆「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(通称・レインボーナは宣言)発表(7月 19 日)
2016 年 平成 28 年	◆「第 1 回東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム」(パンコク)開催	◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行 ◆「男女雇用機会均等法」改正(妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を適切に講じなければならない)	◆「第 5 次沖縄県男女共同参画計画 (D E I G O プラン)」策定 ◆沖縄県特定事業主行動計画「県職員の女性活躍推進及び仕事と子育て両立支援プラン」策定	◆那覇市「パートナーシップ登録」制度開始(7月 8 日) ◆琉球大学法科大学院と「性の多様性の尊重に関する連携・協力に関する協定」締結 ◆センター開設 20 周年記念事業「レインボーナは 性の多様性を尊重するまちづくり」 講師:サブリナ・シズエ・マッケナ(ハワイ州最高裁判所判事)
2017 年 平成 29 年	◆先進国首脳会議 (G 7) 「ジェンダー平等のためのロードマップ」採択	◆「刑法の一部を改正する法律」成立・施行 (1. 強姦罪の強制性交等罪への変更等、2. 性犯罪の非親告罪化、3. 監護者による性犯罪に関する規定の新設、4. 強盗強姦罪の構成要件の見直し、5. 性犯罪に関する法定刑の引き上げ)		◆「第 4 次那覇市男女共同参画計画への提言について」諮問 ◆教育委員会が「学校における L G B T への配慮に関する指針」策定 ◆「那覇市男女共同参画研修参加費補助金」事業開始
2018 年 平成 30 年		◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行		◆市立の全小中学校(53 校)で「男女混合名簿」導入
2019 年 令和元年		◆「女性活躍推進法の一部を改正する法律」成立	◆沖縄県平和援護・男女参画課から「女性力・平和推進課」へ改称	◆「第 4 次那覇市男女共同参画計画への提言について」答申 ◆男女参画グループ定数改正(担当副参事・主幹・主査の計 3 人)

10 那覇市男女共同参画に関する市民意識調査

1. 調査の目的

那覇市は、平成 10 年に「なは男女共同参画都市宣言」、平成 17 年に「那覇市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 20 年度から「第 3 次那覇市男女共同参画計画（以下、「現行計画」）」に基づき、様々な施策に取り組んできた。平成 29 年度は現行計画の最終年度を迎えるにあたり、「第 4 次那覇市男女共同参画計画（以下、「本計画」）」策定に向けた取り組みも進めてきた。

平成 28 年に女性活躍推進法が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた女性の社会進出の支援や、子育て支援等において企業の役割が期待されている。

本計画の策定にあたり、事業者の男女共同参画に関する意識や実態、期待されるニーズ等の把握とともに、施策策定の基礎として活用することを目的に、調査を実施した。

2. 調査の内容

- ① 調査対象：20 代～70 代の市民 男女 3,000 人
- ② 調査期間：平成 29 年 10 月 5 日（木）～11 月 20 日（月）まで
- ③ 調査方法：郵送による配布・回収

- ④ 回収状況：

配布数	有効回収数	有効回収率
3,000 件	1,070 件	35.6%

回答者の性別・年代別構成比

	(人)	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	無回答	合計
全体 (%)		13.6	18.4	21.5	16.3	16.2	13.6	0.6	100.2
男性 (%)	460	13.3	15.4	27.8	15.7	16.5	10.7	0.7	100.1
女性 (%)	605	13.9	20.7	16.7	16.7	16.0	15.5	0.5	100.0
その他 (%)	2	—	50.0	50.0	—	—	—	—	100.0
無回答 (%)	3	—	—	—	33.3	—	66.7	—	100.0
実数 (人)	1,070	145	197	230	174	173	145	6	

※構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない。

⑤ 調査項目

- ・男女平等に関する意識について
- ・家庭生活について
- ・仕事について
- ・老後の生活について
- ・配偶者等からの暴力について
- ・性の多様性について
- ・男女共同参画社会について

11 那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査

1. 調査の目的

那覇市は、平成10年に「なは男女共同参画都市宣言」、平成17年に「那覇市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年度から「第3次那覇市男女共同参画計画（以下、「現行計画」）」に基づき、様々な施策に取り組んできた。平成29年度は現行計画の最終年度を迎えるにあたり、「第4次那覇市男女共同参画計画（以下、「本計画」）」策定に向けた取り組みも進めてきた。

平成28年に女性活躍推進法が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた女性の社会進出の支援や、子育て支援等において企業の役割が期待されている。

本計画の策定にあたり、事業者の男女共同参画に関する意識や実態、期待されるニーズ等の把握とともに、施策策定の基礎として活用することを目的に、那覇市内事業者を対象に調査を実施した。

2. 調査の内容

- ① 調査対象：那覇商工会議所加盟企業1,000社
- ② 調査期間：平成29年10月5日（木）～11月20日（月）まで
- ③ 調査方法：郵送による配布・回収
- ④ 回収状況：

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000件	312件	31.2%

⑤ 調査項目

- ・事業所での女性も男性も対等に活躍できる環境づくりに向けた取り組みについて
- ・事業所において、男女共に働いていくための女性にとっての課題について
- ・「ポジティブ・アクション」について
- ・職場環境や風土の改善や、男女共同参画社会形成への取り組みについて
- ・ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ、アルハラ）や、その対応等について
- ・各種休業制度の規定の有無や職員の取得実績や制度の利用等について
- ・L G B Tを含む性的マイノリティ等に対する取り組みについて
- ・女性の社会進出について
- ・男女共同参画社会の実現を目指すうえで、必要な制度等について
- ・その他

第4次那覇市男女共同参画計画

(なは男女平等推進プラン)

発行年月 令和元（2019）年12月

編集・発行 那覇市 総務部 平和交流・男女参画課
(なは女性センター)

〒900-0004

沖縄県那覇市銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ1階

TEL：098-951-3203 FAX：098-951-3204

